

店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債の 取引に係るご注意

- 本仕組債は、デリバティブ取引に類するリスク特性を有しています。そのため、法令・諸規則等により、商品内容や想定される損失額等について十分にご説明することとされています。

※ 商品内容や想定される損失額等について、説明を受けられたか改めてご確認ください。

- 弊社によるご説明や、本仕組債の内容等を十分ご理解の上、お取引いただきますようお願いいたします。

- お取引内容及び商品に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、お取引店までお申し出ください。なお、お取引についてのトラブル等は、以下のADR^(注)機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

〔 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター 〕

電話番号 0120-64-5005 (フリーダイヤル)

(注) ADR とは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。

**早期償還条項付 他社株式転換条項付
デジタルクーポン 円貨建て債券の契約締結前交付書面**
(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面は、早期償還条項付 他社株式転換条項付 デジタルクーポン 円貨建て債券(以下「本債券」といいます。)のお取引を行っていただくうえでのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

- 本債券のお取引は、主に募集・売出し等や当社が直接の相手方となる等の方法により行います。
- 本債券は、対象銘柄の価格水準、金利水準の変化や発行体の信用状況に対応して価格が変動すること等により、損失(元本欠損)が生じるおそれがありますので、ご注意ください。
- 本債券は、一定の条件が満たされた場合、その直後の利払日に早期償還される仕組みであり、それ以降は、早期償還がなされなければ受領するはずであった利金を受領することができなくなります。この場合、その償還金額をもって別の商品に投資した際に、同等の利回りを得られない可能性があります。
- 早期償還された場合を除き、所定の観測期間中のいずれかの時点において、対象銘柄の後場終値が所定のノックイン水準と等しいか又はそれを下回った場合には、満期償還金額が対象銘柄の価格に連動するため、損失(元本欠損)が生じるおそれがありますので、ご注意ください。
- 本債券は、日本国内外の金融商品取引所に上場されておらず、また満期償還金額及び中途売却金額は対象銘柄の価格に連動すること等から、流動性(換金性)が低く、本債券の買手を見つけることが困難であるため、当社は原則として本債券の償還日前の途中売却は受付けておりません。このため、本債券を満期償還日前の、お客様が希望する時期に売却することが困難となるおそれがあります。**本債券に投資される際には、満期償還日まで保有されることを前提にご検討下さい。**
- 本債券を購入する場合は、取引の仕組みやリスクについて十分ご理解のうえ、お客様の投資に関する知識・経験、金融資産、投資目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、ご自身のご判断と責任においてお取引を行って下さい。

手数料など諸費用について

本債券を募集・売出し等により、又は当社との相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いただきます。

金融商品市場における相場その他の指標の変動などにより損失が生じるおそれがあります

(価格変動リスク)

- 本債券の市場価格は、基本的に市場の金利水準及び対象銘柄の価格水準の変化に対応して変動します。金利が上昇する過程では債券価格は下落し、逆に金利が低下する過程では債券価格は上昇する傾向があります。また、対象銘柄の価格水準が上昇する過程では債券価格は上昇し、逆に対象銘柄の価格が低下する過程では債券価格は下落することが予想されます。さらに、対象銘柄の価格の予想変動率（ある期間に予想される価格変動の幅と頻度）の上昇は債券価格を下げる方向に作用し、逆に予想変動率の下落は債券価格を上げる方向に作用します。また、評価日の前後で本債券の価格が変動するケースが多いと考えられ、評価日に早期償還されないことが決定した場合は本債券の価格が下落する傾向があるものと予想されます。ただし、対象銘柄の価格、円金利水準、対象銘柄の価格の予想変動率によってはかかる傾向が変化するため、これらの傾向が逆転する可能性もあります。償還日より前に換金する場合には市場価格での売却となりますので、損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。また、市場環境の変化により流動性（換金性）が著しく低くなった場合、売却できない可能性があります。
- 金利水準は、中央銀行が決定する政策金利、市場金利の水準（例えば、既に発行されている債券の流通利回り）や金融機関の貸出金利等の変化に対応して変動します。
- 本債券は、早期償還した場合を除き、所定の観測期間中のいずれかの時点において、対象銘柄の後場終値が所定のノックイン水準と等しいか又はそれを下回った場合には、満期償還金額が対象銘柄の価格に連動するため、損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。また、対象銘柄の発行体等について、破産手続きが開始された場合等には、本債券が無価値となる場合があります。

債券の発行体又は元利金の支払いの保証者の業務又は財産の状況の変化などによって損失が生じるおそれがあります

(信用リスク)

本債券の発行体や、本債券の元利金の支払いを保証している者の業務、財産又は信用状況に変化が生じた場合、例えば、本債券の元本や利子の支払いの停滞若しくは支払不能の発生又は特約による元本の削減などの悪影響を生じ、あるいは本債券の価格が下落するなどの可能性があります。その結果、お客様に損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。

なお、金融機関が発行する債券は、信用状況が悪化して破綻のおそれがある場合などに

は、発行体の本拠所在地国の破綻処理制度が適用され、所管の監督官庁の権限で、債権順位に従って元本や利子の削減や株式への転換等が行われる可能性があります。ただし、適用される制度は発行体の本拠所在地国により異なり、また今後変更される可能性があります。

(早期償還リスク)

本債券は、一定の条件が満たされた場合、その直後の利払日に早期償還される仕組みであり、それ以降は、早期償還がなされなければ受領するはずであった利金を受領することができなくなります。この場合、その償還金額をもって別の商品に投資した際に、同等の利回りを得られない可能性があります。

(流動性リスク・中途売却リスク)

本債券は、日本国内外の金融商品取引所に上場されておらず、また満期償還金額及び売却金額は対象銘柄の価格に連動すること等から、流動性(換金性)が低く、本債券の買手を見つけることが困難であるため、当社は原則として本債券の償還日前の途中売却は受付けておりません。このため、本債券を満期償還日前の、お客様が希望する時期に売却することが困難となるおそれがあります。本債券に投資される際には、満期償還日まで保有されることを前提にご検討下さい。

(利率変動リスク)

本債券の利率は、初回利払日に支払われる利息については固定利率が適用されますが、二回目以降の利払日に支払われる利息については、対象銘柄の価格の水準により適用される利率が変動します。

(その他のご留意いただきたい事項)

本債券は、主に対象銘柄にかかわるオプションを内包している商品であり、将来の対象銘柄の価格の水準によっては、債券というよりは対象銘柄を現物で購入するのと同等の経済効果を持つこととなります。ただし、満期償還額が額面金額を上回ることはないため、キャピタルゲインを期待して投資すべきではありません。また、本債券所有期間中に、対象銘柄の分配金等を得ることもできません。

本債券のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

本債券のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

本債券に係る金融商品取引契約の概要

当社における本債券のお取引については、以下によります。

- 本債券の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
- 当社が自己で直接の相手方となる売買
- 本債券の売買の媒介、取次ぎ又は代理

本債券に関する租税の概要

個人のお客様に対する課税は、原則として以下によります。

- 本債券の利子については、利子所得として申告分離課税の対象となります。外国源泉税が課されている場合は、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収されます。この場合には、確定申告により外国税額控除の適用を受けることができます。
- 本債券の譲渡益及び償還益は、上場株式等に係る譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。
- 本債券の利子、譲渡損益及び償還損益は、上場株式等の利子、配当及び譲渡損益等との損益通算が可能です。また、確定申告により譲渡損失の繰越控除の適用を受けることができます。
- 割引債の償還益は、償還時に源泉徴収されることがあります。

法人のお客様に対する課税は、原則として以下によります。

- 本債券の利子、譲渡益、償還益については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。なお、お客様が一般社団法人又は一般財団法人など一定の法人の場合は、割引債の償還益は、償還時に源泉徴収が行われます。
- 本債券の利子に現地源泉税が課税された場合には、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収され、申告により外国税額控除の適用を受けることができます。

なお、税制が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。

詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

譲渡の制限

国外で発行される円貨建て債券については、現地の振替制度等により譲渡の制限が課される場合があります。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において有価証券(本債券を含みます。)のお取引や保護預けを行われる場合は、以下の方法によります。

- ・ 国外で発行される円貨建て債券のお取引にあたっては、外国証券取引口座の開設が必要となります。また、国内で発行される外貨建て債券のお取引にあたっては、保護預り口座又は振替決済口座の開設が必要となります。
- ・ お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部又は一部(前受金等)をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・ 前受金等を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預けいただきます。
- ・ ご注文にあたっては、銘柄、売り買いの別、数量、価格等お取引に必要な事項を明示していただきます。これらの事項を明示していただけなかったときは、お取引ができない場合があります。また、確認書をご提出いただく場合があります。
- ・ ご注文いただいたお取引が成立した場合には、取引報告書をお客様にお渡しいたします(郵送又は電磁的方法による場合を含みます。)

当社の概要

商 号	等	株式会社 SBI 証券 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 44 号
本 店 所 在 地		〒106-6019 東京都港区六本木 1-6-1
加 入 協 会		日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
指定紛争解決機関		特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2-1-1 3 電話番号：0120-64-5005 受付時間：月曜～金曜 9:00～17:00(祝日等を除く。)
資 本 金		47,937,928,501 円(平成 27 年 9 月 30 日現在)
主 な 事 業		金融商品取引業
設 立 年 月		昭和 19 年 3 月
連 絡 先		カスタマーサービスセンター(0120-104-214)又はお取引のある取扱店にご 連絡ください。

以上

■「証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」のご紹介

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）は、株式、債券、投資信託等、金融商品取引法の特定第一種金融商品取引業務、及び特定第二種金融商品取引業務に係る指定紛争解決機関として金融庁の指定・認定及び裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（ADR 促進法）に基づく認証を受け、中立的な立場で苦情・紛争を解決します。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）は、

- (1) お客様からの金融商品取引業に関するご相談・苦情の窓口
- (2) 金融商品取引に関するお客様と証券会社との紛争を解決するための窓口

として、金融商品取引業者等の業務に対するお客様からの様々なご相談・苦情や紛争解決あっせん手続きの申立てを受付けています。（あっせんは、損害賠償請求額に応じ2千円から5万円をご負担していただきます。）

あっせん手続き実施者（あっせん委員）は、公正・中立な立場の弁護士が担当し、迅速かつ透明度の高い解決を図ります。

名称	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）
所在地	〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2-1-13 第三証券会館
電話番号	0120-64-5005
受付時間	9：00～17：00（土・日・祝日等を除く）

○その他留意事項

日本証券業協会のホームページ（<http://www.jsda.or.jp/shiraberu/foreign/meigara.html>）に掲載している外国の発行体が発行する債券のうち国内で募集・売出しが行われた債券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されています。

2016年4月

発行登録追補目論見書

（「償還について」および「最悪シナリオを想定した想定損失額」と題する書面を含む。）



バークレイズ・バンク・ピーエルシー

バークレイズ・バンク・ピーエルシー 2018年4月20日満期
早期償還条項付 他社株転換条項付デジタルクーポン円建社債
(マツダ株式会社)

- 売 出 人 -

株式会社SBI証券

1. 本社債は、1933年合衆国証券法（その後の改正を含み、以下「合衆国証券法」といいます。）に基づき登録されておらず、今後登録される予定もありません。合衆国証券法の登録義務を免除された一定の取引による場合を除き、合衆国内において、又は米国人に対し、米国人の計算で、若しくは米国人のために、本社債の募集、売出し又は販売を行ってはなりません。本段落において使用された用語は、合衆国証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有しております。

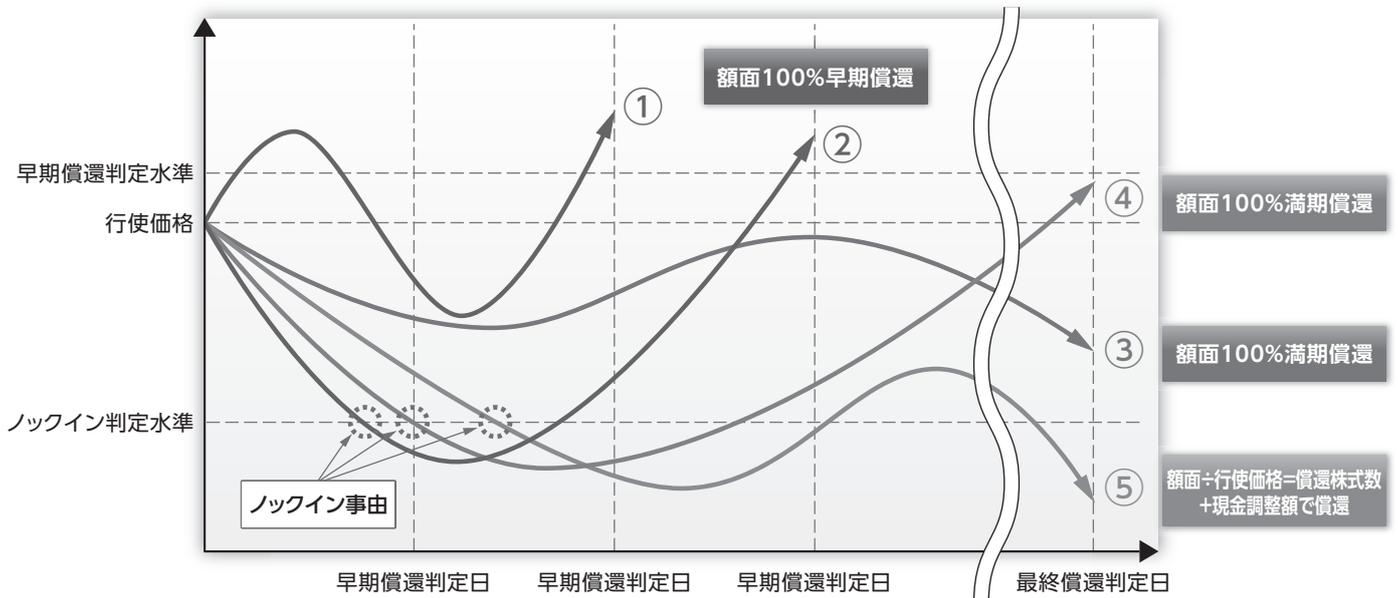
The Notes have not been and will not be registered under the United States Securities Act of 1933, as amended (the “Securities Act”), and may not be offered or sold within the United States or to, or for the account or benefit of, U.S. persons except in certain transactions exempt from the registration requirements of the Securities Act. Terms used in this paragraph have the meanings given to them by Regulation S under the Securities Act.

2. この特記事項の直後に挿入される本社債に関する「償還について」と題する書面及び「最悪シナリオを想定した想定損失額」と題する書面は、本社債の売出人である株式会社 SBI 証券の作成に係るものであり、目論見書の一部を構成するものではありません。

償還について

以下の記載は、本債券の仕組みをご検討いただく際の補足資料として作成したものです。あくまで参考資料としてお読みください。

償還決定方法



①、② 額面100%で早期償還

ノックイン事由の発生の有無にかかわらず、早期償還判定日において、「対象株式終値 \geq 早期償還判定水準」の場合、額面100%で早期償還となります。

③ ノックイン事由が発生せず、満期償還を迎える

期中に一度も、対象株式終値がノックイン判定水準以下にならなければ額面100%で満期償還となります。

④ ノックイン事由が発生したが、額面100%で満期償還

期中に一度でも、対象株式終値がノックイン判定水準と等しいかまたはこれを下回り、最終償還判定日において、「対象株式終値 \geq 行使価格」の場合、額面100%で満期償還となります。

⑤ ノックイン事由が発生し、額面割れで満期償還

期中に一度でも、対象株式終値がノックイン判定水準と等しいかまたはこれを下回り、最終償還判定日において、「対象株式終値 $<$ 行使価格」の場合、「額面金額 \div 行使価格」で計算される償還株式数と現金調整額で満期償還となります。

※詳細については、目論見書の「社債の要項の概要」の「2.償還及び買入れ」をご確認ください。

最悪シナリオを想定した想定損失額

以下は、本債券の価格に影響を与える主な金融指標の変化によって生じる、本債券の想定される損失額（以下「想定損失額」といいます。）のシミュレーションです。将来における実際の損失額を示すものではありません。

1. 2014年3月31日から2016年3月29日までの期間における各金融指標の最大値及び最小値

出所：BloombergのデータよりSBI証券作成

	最大値(日付)	最小値(日付)	期中価格に悪影響を与える下落率又は上昇幅	
			下落率	上昇幅
対象株式の株価	3,208円 (2014/12/5)	1,486円 (2016/2/12)	▲53.68%	
対象株式の株価の変動率	44.46% (2014/4/1)	28.06% (2015/6/24)		16.40%
円金利	0.20% (2014/4/28)	▲0.18% (2016/3/1)		0.38%

■ 下落率は、期間中の最高値(終値)と最安値(終値)の比較を示したものであり、時間的推移は考慮しておりません。上昇幅は、最小値から最大値への上昇幅を示しております。

■ 対象株式の株価の変動率(ヒストリカル・ボラティリティ)：対象株式の株価の過去の変動から算出した変動率です。期間は、260日間としています。

■ 対象株式の株価の変動率(ヒストリカル・ボラティリティ)は、ある期間の対象株式の株価変動の度合いを表します。一般的に、変動が大きいほど変動率は大きい値に、変動が小さいほど変動率は小さい値となり、変動率の上昇は本債券の価格を下げる方向に作用します。

■ 円金利：期間2年の円金利スワップレートを記載しております。

2. 満期償還時の想定損失額

観察期間中の対象株式の後場終値が所定のノックイン水準と等しいか又はそれを下回り(ノックイン事由の発生)、最終償還判定日における対象株式の株価が行使価格を下回っている場合、満期償還額は投資元本を下回ることとなります。また、投資元本の全額が毀損するおそれがあります。

1. で示した過去の市場データにおける対象株式の下落率は▲53.68%でした。最終償還判定日における、対象株式の下落を同率と想定した場合、下表に示す損失がお客様に発生します。なお、最終償還判定日に対象株式が▲53.68%を超えて下落した場合、あるいは、本債券の発行体等の信用リスク要因やその他の要因により、お客様の損失がさらに拡大する可能性があります。

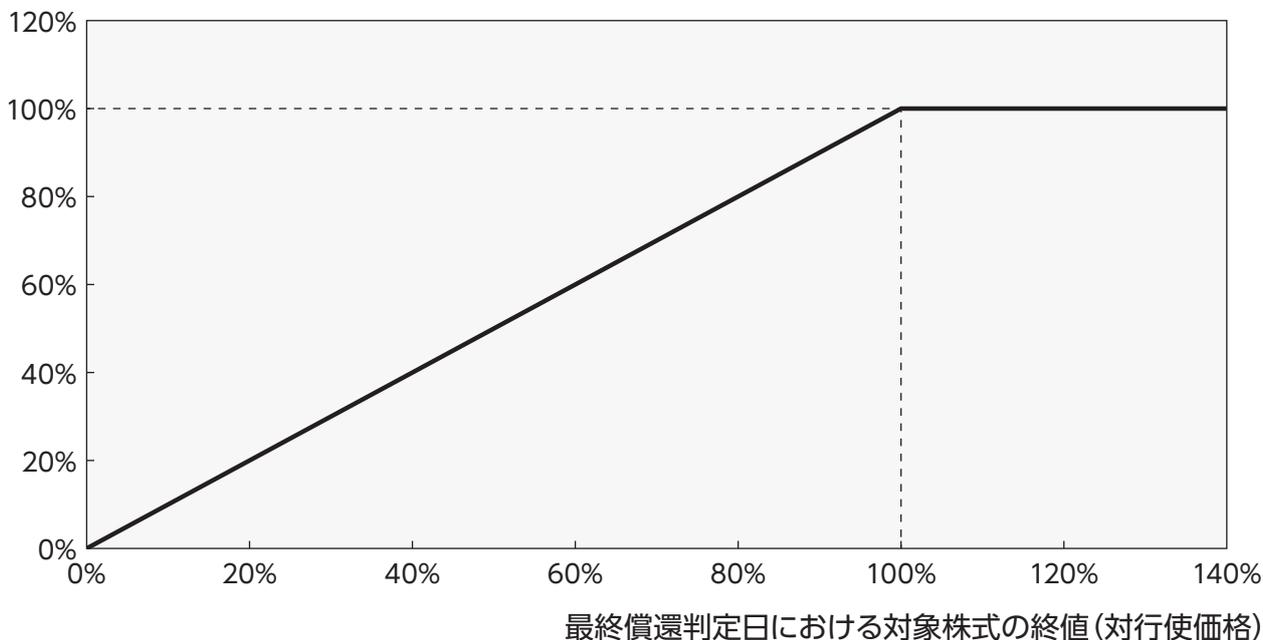
対象株式の行使価格からの下落率	想定損失額(円)	実質償還金額(円)
0.00%	0	500,000
▲10.00%	▲50,000	450,000
▲20.00%	▲100,000	400,000
▲30.00%	▲150,000	350,000
▲40.00%	▲200,000	300,000
▲50.00%	▲250,000	250,000
▲53.68%	▲268,400	231,600
▲60.00%	▲300,000	200,000
▲70.00%	▲350,000	150,000
▲80.00%	▲400,000	100,000
▲90.00%	▲450,000	50,000
▲100.00%	▲500,000	0

※上記の満期償還時の想定損失額については、受取利息、税金及びその他の諸費用等は考慮しておりません。

3. 満期償還時のイメージ図(ノックイン発生時)

観察期間中に対象株式の後場終値が一度でもノックイン水準以下となった場合、満期償還額が額面金額を割り込み、損失(元本欠損)が生じるおそれがあります。また、本債券の満期償還額は、額面金額の100%を超えることはありませんので、キャピタルゲインを期待して投資すべきではありません。

満期償還額(対額面金額)



4. 流動性リスクについて

本債券は、日本国内外の金融商品取引所に上場されておらず、流動性(換金性)が低いため、お客様が売却を希望される際に換金できるとは限りません。また、中途売却時には、その売却価格が当初購入価格を大きく下回り、著しい損失(元本欠損)が生じるおそれがあります。本債券に投資される際には、満期償還日まで保有されることを前提にご検討下さい。

5. 中途売却時の想定損失額

下表は、1.に記載の過去の市場データを用いて、各金融指標が本債券の期中価格に悪影響を与える方向に同時に変動した場合を想定した、中途売却時の想定損失額を試算日の市場環境に基づいて試算したものです。ただし、発行体(保証者を含む)の信用リスクや債券の流動性等を考慮し算出したものではなく、実際の売却価格とは異なります。

また、実際の中途売却に際し、各金融指標がより大きく変動した場合、お客様の損失はさらに拡大する可能性があります。上記中途売却想定損失額を上回る(額面に対して10%相当以上)可能性があります。

金融指標	金融指標の動き	下落率又は上昇幅	想定売却価格	想定損失率	想定損失額(試算額)
対象株式の株価	下落	▲53.68%	256,700円	48.66%	243,300円
対象株式の株価の変動率	上昇	+16.40%			
円金利	上昇	+0.38%			

■本シミュレーションは、簡易な手法により行われたものです。前提条件の異なるもの、より精緻な手法によるものとは結果が異なる場合があります。

■本シミュレーションは、2016年3月29日の市場環境にて計算しております。

■試算日における想定損失であり、市場環境が変化した場合や、時間が経過して償還日までの期間が短くなった場合の想定損失額(試算額)とは異なります。

■各金融指標の状況により、期中価格に悪影響を与える度合いや方向性が変化することがあるため、一般的に悪影響を与えるとされる方向と異なる場合があります。

6. 対象株式 参考株価動向

マツダ(コード:7261 JT Equity)

参照期間:2010/1/4~2016/3/29



出所: BloombergのデータよりSBI証券作成

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 27-外 22-26

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成 28 年 4 月 1 日

【会社名】 バークレイズ・バンク・ピーエルシー
(Barclays Bank PLC)

【代表者の役職氏名】 デピュティ・グループ・ファイナンス・ディレクター
(Deputy Group Finance Director)
マーク・マーソン
(Mark Merson)

【本店の所在の場所】 英国 ロンドン市 E14 5HP チャーチル・プレイス 1
(1 Churchill Place, London E14 5HP, United Kingdom)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 平 川 修

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区元赤坂一丁目 2 番 7 号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6888-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 福 田 淳
同 長谷川 敬 洋
同 田 中 貴 大
同 村 上 遼

【連絡場所】 東京都港区元赤坂一丁目 2 番 7 号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6888-1000

**【発行登録の対象とした
売出有価証券の種類】** 社債

【今回の売出金額】 200,000,000 円

【発行登録書の内容】

提出日	平成 27 年 8 月 4 日
効力発生日	平成 27 年 8 月 12 日
有効期限	平成 29 年 8 月 11 日
発行登録番号	27-外 22
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 10,000 億円

【これまでの売出実績】
 (発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	減額による 訂正年月日	減額金額
27-外 22-1	平成 27 年 8 月 14 日	1,020,000,000 円	該当なし。	
27-外 22-2	平成 27 年 8 月 14 日	1,760,000,000 円		
27-外 22-3	平成 27 年 8 月 17 日	300,000,000 円		
27-外 22-4	平成 27 年 8 月 17 日	300,000,000 円		
27-外 22-5	平成 27 年 9 月 10 日	400,000,000 円		
27-外 22-6	平成 27 年 9 月 14 日	422,000,000 円		
27-外 22-7	平成 27 年 9 月 16 日	395,000,000 円		
27-外 22-8	平成 27 年 10 月 2 日	1,000,000,000 円		
27-外 22-9	平成 27 年 10 月 21 日	509,000,000 円		
27-外 22-10	平成 27 年 11 月 12 日	1,125,000,000 円		
27-外 22-11	平成 27 年 11 月 12 日	1,880,000,000 円		
27-外 22-12	平成 27 年 11 月 13 日	300,000,000 円		
27-外 22-13	平成 27 年 11 月 19 日	3,600,000,000 円		
27-外 22-14	平成 27 年 12 月 7 日	300,000,000 円		
27-外 22-15	平成 27 年 12 月 10 日	400,000,000 円		
27-外 22-16	平成 27 年 12 月 21 日	300,000,000 円		
27-外 22-17	平成 28 年 1 月 15 日	300,000,000 円		
27-外 22-18	平成 28 年 2 月 3 日	300,000,000 円		
27-外 22-19	平成 28 年 2 月 12 日	930,000,000 円		
27-外 22-20	平成 28 年 2 月 12 日	890,000,000 円		
27-外 22-21	平成 28 年 2 月 17 日	648,000,000 円		
27-外 22-22	平成 28 年 2 月 18 日	800,000,000 円		
27-外 22-23	平成 28 年 3 月 18 日	300,000,000 円		
27-外 22-24	平成 28 年 3 月 22 日	433,000,000 円		
27-外 22-25	平成 28 年 3 月 22 日	2,742,000,000 円		
実績合計額		21,354,000,000 円	減額総額	0 円

【残額】
 (発行予定額－実績合計額－減額総額)

978,646,000,000 円

(発行残高の上限を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	償還年月日	償還金額	減額による 訂正年月日	減額金額
該当なし。						
実績合計額		該当なし。	償還総額	該当なし。	減額総額	該当なし。

【残高】 該当なし。

(発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額)

【安定操作に関する事項】 該当なし。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

目 次

	頁
第一部 証券情報	1
第1 募集要項	1
第2 売出要項	1
1 売出有価証券	1
2 売出しの条件	3
第3 第三者割当の場合の特記事項	34
第二部 公開買付けに関する情報	35
第三部 参照情報	36
第1 参照書類	36
1 有価証券報告書及びその添付書類	36
2 四半期報告書又は半期報告書	36
3 臨時報告書	36
4 外国会社報告書及びその補足書類	36
5 外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類	36
6 外国会社臨時報告書	36
7 訂正報告書	36
第2 参照書類の補完情報	36
第3 参照書類を縦覧に供している場所	36
第四部 保証会社等の情報	37
第1 保証会社情報	37
第2 保証会社以外の会社の情報	37
第3 指数等の情報	38
「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面	39
有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したことを示す書面	40
事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移	101

注) 本書において、別段の記載がある場合を除き、下記の用語は下記の意味を有する。

「発行会社」、「当行」又は

「計算代理人」

「バークレイズ・グループ」

「英国」又は「連合王国」

「円」又は「円貨」

バークレイズ・バンク・ピーエルシー

バークレイズ・ピーエルシー及びその子会社

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国

日本の法定通貨

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

該当なし。

第2【売出要項】

1【売出有価証券】

【売出社債（短期社債を除く。）】

銘 柄	パークレイズ・バンク・ピーエルシー2018年4月20日満期 早期償還条項付 他社株転換条項付デジタルクーポン円建社債（マツダ株式会社）（以下「本社債」という。） (注1)		
売出券面額の総額又は売出 振替社債の総額	200,000,000円	売出価額の総額	200,000,000円
記名・無記名の別	無記名式	各社債の金額	500,000円
償還期限	2018年4月20日（ロンドン時間）（以下「満期日」という。）（注2）（「修正翌営業日調整」（以下に定義される。）により調整される。かかる満期日の調整に関し、発行会社により利息その他の追加額が支払われることはない。）		
利 率	<p>額面金額に対して、</p> <p>(1) 2016年4月20日（その日を含む。）から2016年7月20日（その日を含まない。）まで：年10.20%</p> <p>(2) 2016年7月20日（その日を含む。）から満期日（その日を含まない。）又は（場合により）早期償還日（その日を含まない。）まで： 利率判定評価日（以下に定義される。）において観察された株価終値（以下に定義される。）により以下のとおり変動する。</p> <p>(a) 利率判定評価日において観察された株価終値が利率判定水準（以下に定義される。）以上の場合： 年10.20%</p> <p>(b) 利率判定評価日において観察された株価終値が利率判定水準未満の場合： 年0.10%</p> <p>利息は、毎月30日の12ヶ月で構成される1年360日を基準として計算される。</p>		
売出しに係る社債 の所有者の住所及び 氏名又は名称	株式会社SBI証券 （以下「売出人」という。） 東京都港区六本木一丁目6番1号		
摘 要	<p>(1) 利払日</p> <p>利息は、（本社債が下記「2 売出しの条件、社債の要項の概要」に規定されるとおり期限前に償還されない限り）2016年4月20日（以下「利息開始日」という。）（その日を含む。）から満期日（その日を含まない。）までの期間、本書に記載される適用利率でこれを付し、2016年7月20日（第1回利払日）（その日を含む。）から満期日（その日を含む。）までの毎年1月20日、4月20日、7月20日及び10月20日（ロンドン時間）（以下「利払日」という。）に、利息開始日（その日を含む。）又は（場合により）直前の利払日（その日</p>		

	<p>を含む。)から翌利払日(その日を含まない。)までの期間(以下「利息計算期間」という。)について、円貨で後払いする。</p> <p>利払日が営業日(以下に定義される。)でない場合には、当該利払日は「修正翌営業日調整」(以下に定義される。)により調整される。但し、かかる調整の結果、社債権者に対して支払われるべき金額が増額又は減額されることはない。</p>
(2) 信用格付	<p>本社債に関し、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者から提供され、又は閲覧に供される信用格付はない。</p>
(3) その他	<p>その他の本社債の条件については、「2 売出しの条件」を参照のこと。</p>

(注1) 本社債は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーにより、発行会社の2015年6月24日付グローバル・ストラクチャード・セキュリティーズ・プログラム及び下記(注3)に記載のマスター代理人契約に基づき、2016年4月19日に発行される予定である。本社債が証券取引所に上場される予定はない。パークレイズ・ピーエルシーは、2016年4月27日(ロンドン時間)頃、2016年度第1四半期決算を公表する予定である。本社債への投資を予定する投資家は、公表される決算にはパークレイズ・グループに関する重要な情報が含まれる可能性がある点に留意すべきである(パークレイズ・バンク・ピーエルシーはパークレイズ・ピーエルシーの完全所有子会社であり、パークレイズ・ピーエルシーはパークレイズ・バンク・グループ(パークレイズ・バンク・ピーエルシー及びその子会社をいう。)の最終的な親会社かつ持株会社である。パークレイズ・バンク・グループとパークレイズ・グループの事業内容は基本的に同一であり、パークレイズ・バンク・ピーエルシーとパークレイズ・ピーエルシーの連結財務書類は、ほぼ同じである。)

(注2) 各本社債の満期償還は、満期日において、下記「2 売出しの条件、社債の要項の概要、2. 償還及び買入れ (1) 満期償還」に従い、額面金額の支払又は最終現物償還受領可能資産(以下に定義される。)の交付によりなされる。満期日前の償還については下記「2 売出しの条件、社債の要項の概要、2. 償還及び買入れ (2) 早期償還事由発生後の期限前償還」、「2 売出しの条件、社債の要項の概要、2. 償還及び買入れ (3) 発行会社課税事由、通貨障害事由、法の変更、ヘッジ障害、異常な市場障害及び支払不能の届出の発生後の期限前償還及び/又は調整」、「2 売出しの条件、社債の要項の概要、2. 償還及び買入れ (5) 違法性及び実行不能性」及び「2 売出しの条件、社債の要項の概要、6. 債務不履行事由」を参照のこと。

(注3) 本社債は、発行会社、計算代理人兼フレンチ・クリアードIPAとしてのパークレイズ・バンク・ピーエルシー、発行・支払代理人兼名義書換代理人兼交換代理人としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン(発行・支払代理人兼名義書換代理人兼交換代理人としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンを以下「発行・支払代理人」、「名義書換代理人」又は「交換代理人」といい、文脈上必要な場合は、ルクセンブルク代理人(以下において定義する。)、フランクフルト代理人(以下において定義する。))及び発行会社により任命されることのある追加の支払代理人と併せて「支払代理人」といい、また文脈上必要な場合は、ニューヨーク代理人(以下において定義する。))及び発行会社により任命されることのある追加の名義書換代理人と併せて「名義書換代理人」という。)、ニューヨークにおける登録機関(以下「ニューヨーク登録機関」という。))兼ニューヨーク市における代理人(以下「ニューヨーク代理人」という。))としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン、フランクフルトにおける代理人(以下「フランクフルト代理人」という。))としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン、ルクセンブルクにおける代理人(以下「ルクセンブルク代理人」という。))兼ルクセンブルクにおける登録機関(以下「ルクセンブルク登録機関」といい、ニューヨーク登録機関と併せて、また個別に「登録機関」という。))としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク(ルクセンブルク)エスエー、計算代理人としてのパークレイズ・キャピタル・セキュリティーズ・リミテッド、フランスIPAとしてのビーエヌピー・パリバ・セキュリティーズ・サービスズ、スイスIPAとしてのビーエヌピー・パリバ・セキュリティーズ・サービスズ、パリ、スウェーデン・ド・チューリッヒ、スウェーデンIPAとしてのスベンスカ・ハンデルスバンケンAB(publ)、フィンランドIPAとしてのスカンディナビスカ・エンスキルダ・バンケンAB(publ)、ノルウェーIPAとしてのスカンディナビスカ・エンスキルダ・バンケンAB(publ)、デンマークIPAとしてのスカンディナビスカ・エンスキルダ・バンケンAB(publ)、並びにCREST代理人としてのコンピューターシェア・インベスター・サービスズ・ピーエルシーの間において2015年5月18日付で締結されたマスター代理人契約(以下「マスター代理人契約」という。この用語には、随時補足及び/又は変更及び/又は修正再表示及び/又は置換されるマスター代理人契約を含む。))に従い、マスター代理人契約の利益を享受して発行される社債券(以下「本社債券」又は「本社債」といい、この用語は、(i)包括形式により表章される本社債券(以下「包括社債券」又は「包括社債」という。))に関して、当該本社債券の指定通貨における最低の指定券面額の単位(適用ある条件決定補足書に規定する。)、(ii)包括社債券との交換(又は一部交換)により発行される確定社債券、及び(iii)包括社債券を意味する。)のシリーズの1つである。

本社債券の所持人(以下「本社債権者」という。))及び利付無記名式確定社債券に付された利息の支払のための利札(以下「利札」という。)の所持人(以下「利札所持人」という。))は、マスター代理人契約及び適用ある条件決定補足書の諸条項の全てについて通知を受けているものとみなされ、それらの利益を享受し、それらに拘束されるものである。下記「2 売出しの条件、社債の要項の概要」における記載の一部は、マスター代理人契約の詳細な条項の概要であり、その詳細な条項に基づくものである。

本社債権者及び利札所持人は、2015年5月15日付で発行会社により発行された約款(Deed of Covenant)(本社債の発行日までになされた補足及び/又は変更及び/又は修正再表示及び/又は置換を含む。)の利益を享受する権利を有する。

2【売出しの条件】

売出価格	額面50万円 につき50万円 (注1)	申込期間	2016年4月1日から 2016年4月19日まで
申込単位	額面50万円単位	申込証拠金	なし
申込受付場所	売出人の日本における本店、 各支店及び各営業所(注2)	受渡期日	2016年4月20日 (日本時間)
売出しの委託を受けた者の 住所及び氏名又は名称	該当なし	売出しの委託契約の内容	該当なし

(注1) 本社債の申込人は、受渡期日に売出価格を日本円にて支払う。

(注2) 本社債の申込み及び払込みは、売出人の定める「外国証券取引口座約款」(以下「約款」という。)に従ってなされる。各申込人は、売出人からあらかじめ約款の交付を受け、約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨記載した申込書を提出する必要がある。売出人との間に開設した外国証券取引口座を通じて本社債を取得する場合、約款の規定に従い本社債の券面の交付は行わない。

(注3) 本社債は、1933年合衆国証券法(その後の改正を含み、以下「合衆国証券法」という。)に基づき登録されておらず、今後登録される予定もない。本社債は、合衆国税法の適用を受ける。合衆国証券法の登録義務を免除された一定の取引による場合を除き、合衆国内において、又は米国人(U.S. Person)に対し、米国人の計算で、若しくは米国人のために、本社債の募集、売出し又は販売を行ってはならない。この(注3)において使用された用語は、合衆国証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。

社債の要項の概要

1. 利息

(1) 本社債には、2016年4月20日(以下「利息開始日」という。)(その日を含む。)から満期日(その日を含まない。)までの期間について、本社債が(以下に規定されるとおり)期限前償還の対象とならない限り、額面金額に対して利息が付され、かかる利息は、2016年7月20日(第1回利払日)(その日を含む。)から満期日(その日を含む。)までの毎年1月20日、4月20日、7月20日及び10月20日(ロンドン時間)(以下「利払日」という。)に、利息開始日(その日を含む。)又は(場合により)直前の利払日(その日を含む。)から翌利払日(その日を含まない。)までの期間(以下「利息計算期間」という。)について後払いされる。

利払日が営業日でない場合には、当該利払日は修正翌営業日調整により調整される。但し、かかる調整の結果、社債権者に対して支払われるべき金額が増額又は減額されることはない。

(2) あらゆる期間(利息計算期間であるか否かを問わない。以下「計算期間」という。)における本社債の利息額の計算に関しては、1年360日を基準とし、支払がなされる計算期間内の暦日数を360で除した数は、以下の算式により計算される。

$$\frac{[360 \times (Y2 - Y1)] + [30 \times (M2 - M1)] + (D2 - D1)}{360}$$

360

「Y1」とは、計算期間の初日を含む年を数字で表記したものをいう。

「Y2」とは、計算期間に含まれる最終日の翌日を含む年を数字で表記したものをいう。

「M1」とは、計算期間の初日を含む暦月を数字で表記したものをいう。

「M2」とは、計算期間に含まれる最終日の翌日を含む暦月を数字で表記したものをいう。

「D1」とは、計算期間の最初の暦日を数字で表記したものをいう。但し、当該数字が31である場合には、30とする。

「D2」とは、計算期間に含まれる最終日の翌日の暦日を数字で表記したものをいう。但し、当該数字が31であり、かつD1が29より大きい場合には、30とする。

- (3) 各利息計算期間に支払われる額面金額当たりの利息額は、1円未満を四捨五入する。利息は本要項第3項の規定に従って支払われる。利息の発生は、本社債が償還される日（期限前に償還される日を含む。）に停止する。但し、各本社債の適式な呈示に対し、元本の支払が不当に留保又は拒否された場合はこの限りでない。

適用利率の決定

本社債の利率は以下に従って決定される。

- (1) 2016年4月20日（その日を含む。）から2016年7月20日（その日を含まない。）に終了する利息計算期間につき、年10.20%とし、2016年7月20日に支払われる額面金額当たりの利息額は12,750円とする。
- (2) 2016年7月20日（その日を含む。）から満期日（その日を含まない。）又は（場合により）早期償還日（その日を含まない。）までの利息計算期間につき、以下のとおり決定される。
- (i) 利率判定評価日において観察された株価終値が利率判定水準以上の場合、年10.20%とし、各利払日に支払われる額面金額当たりの利息額は12,750円とする。
- (ii) 利率判定評価日において観察された株価終値が利率判定水準未満の場合、年0.10%とし、各利払日に支払われる額面金額当たりの利息額は125円とする。

2. 償還及び買入れ

(1) 満期償還

ア 後記の規定に従い期限前に償還又は買入消却される場合を除き、本社債は、発行会社によって、額面金額につき以下に従って満期日に償還される。

- (i) ①ノックイン事由が発生しなかった場合、又は②ノックイン事由が発生し、最終価格が行使価格以上であった場合、各本社債は額面金額（以下「満期償還額」という。）で償還される。
- (ii) ノックイン事由が発生し、最終価格が行使価格未満の場合、各本社債は対象株式数（以下に定義される。）及び日本円で支払われる残余現金額（以下に定義される。）（以下「最終現物償還受領可能資産」という。）の交付により償還される。

「対象株式数」 本取引所により定義される対象株式の取引に関する単元株数の、（額面金額／行使価格）以下の最大整数倍をいう。

「残余現金額」は、以下のとおり計算される。

{（額面金額／行使価格）－対象株式数} ×最終価格
（0円を下限とし、1円未満を四捨五入する。）

イ 受渡障害事由

計算代理人の意見において、対象株式又はその一部の交付が、受渡障害事由が発生し満期日において継続していることを理由として、不可能若しくは実行不能である（又は不可能若しくは実行不能となるおそれがある）場合、満期日は、かかる受渡障害事由が存在しない直後の関連決済日まで繰り下げられる。但し、以下の規定に従う。

- (i) 発行会社は、交付が不可能若しくは実行不能ではない（又は不可能若しくは実行不能となるおそれがない）対象株式を交付するよう努力する。
- (ii) 発行会社は、自己の選択する他の商業的に合理的な方法を用いて対象株式の一部又は全部を交付することにより本社債に関する自己の債務を弁済することを選択できる。この場合、満期日は、発行会社が当該他の商業的に合理的な方法による対象株式の交付に関連して適切とみなす日とする。
- (iii) 対象株式に関して、現物決済に代えて、また他の規定にかかわらず、発行会社は、障害現金決済日において障害現金決済価格を当該本社債権者に対し支払うことにより、本社債に関する自己の債務を弁済することを選択できる。

計算代理人は、可及的速やかに、本社債権者に対し、受渡障害事由が発生しており、いずれの場合も通知に記載する方法により（但し、本要項第3項に従う。）障害現金決済価格が支払われる旨を通知する。受渡障害事由の発生により対象株式の交付又は障害現金決済価格の支払が遅延した場合において、本社債権者は、追加金額を請求する権利を有せず、かかる遅延について発行会社及び／又は計算代理人は責任を負わない。

ウ 株式調整又は障害

(ア) 潜在的調整事由

発行会社は、潜在的調整事由が発生していることを、いつでも決定することができる。かかる発行会社による潜在的調整事由の決定の後、計算代理人は、当該潜在的調整事由が、対象株式の理論価値を希薄化又は凝縮化する効果を有するか否かを判断し、かかる希薄化又は凝縮化が生じる場合には、計算代理人は、(i) 当該潜在的調整事由による希薄化又は凝縮化の効果を適切に反映するように計算代理人が決定する、本社債の行使、受渡、支払又は他の条件に関連する調整（以下「本件調整」という。）を行い、(ii) 本件調整の効力発生日を決定する。計算代理人は、オプション取引所が当該オプション取引所で取引される対象株式に関するオプションに対して行う当該潜在的調整事由に関する本件調整を参照して、適切な本件調整を決定することができる（但し、義務ではない。）。

潜在的調整事由発生後の本社債の要項の調整は、発行会社若しくはその関連会社、又は潜在的調整事由の結果として受領する対象株式若しくはその他の有価証券の引受け、取得若しくは受領につき責任を負う外国投資家により、又はこれらの者に代わって支払われるべき一切の公租公課、賦課金、手数料又は登録の経済的費用を考慮する。当該計算は、計算代理人により誠実に決定され実行される。

前記にかかわらず、発行会社は、代替的に、社債権者に通知した上で、計算代理人が潜在的調整事由につき本件調整を行うことの代わりとして、当該潜在的調整事由による希薄化又は凝縮化の効果を反映するために、社債権者に対して一つ若しくは複数の追加の本社債（以下「調整事由に係る社債」という。）を交付すること及び／又は社債権者に対して現金による金額（以下「調整事由に係る金額」という。）を支払うことを選択することができる。発行会社が調整事由に係る社債の交付を選択した場合、かかる調整事由に係る社債は、本社債と同様の（又は実質的に同様の）計算代理人が決定する関連する条件にて発行される。発行会社は当該通知に、交付される本社債の数及び／又は支払われる現金の金額、並びにかかる交付及び／又は支払がなされる方法について記載する。

(イ) 合併事由

合併事由の発生の後、発行会社は、その裁量により、本要項第2項(3)を準用し、本要項第2項(3)に基づき、本社債につき調整、償還、消却及び／又はその他の必要な措置を行う。

(ウ) 国有化、支払不能及び上場廃止

国有化、支払不能及び上場廃止の発生の後、発行会社は、その裁量により、本要項第2項(3)を準用し、本要項第2項(3)に基づき、本社債につき調整、償還、消却及び／又はその他の必要な措置を行う。

(エ) 公開買付

公開買付の発生の後、発行会社は、その裁量により、本要項第2項(3)を準用し、本要項第2項(3)に基づき、本社債につき調整、償還、消却及び／又はその他の必要な措置を行う。

(オ) 障害日の帰結

計算代理人の意見において、評価日が障害日である場合には、評価日は、その直後の障害日でない予定取引日とする。但し、予定評価日の直後の8予定取引日のいずれかの日が障害日でない場合に限る。当該直後の8予定取引日のすべての日が障害日である場合、当該8予定取引日後の日は、かかる日が障害日であることにかかわらず評価日とみなされ、また、計算代理人は商業的に合理的な方法により、当該障害日がなければ当該8予定取引日後の日において実勢価格であったであろう対象株式の当該本取引所の取引価格又は市場相場価格（以下「取引価格」という。）を決定する。但し、関連する利払日、満期日又は（場合により）早期償還日は、評価

日と決定された当該日の5営業日後まで延期される。かかる延期に関して、発行会社はいかなる追加金額の支払義務も負わない。

エ 調整

発行会社が、適切な調整が本要項第2項(3)に従い行なわれうるか否かを計算代理人が決定することを要求した場合、発行会社は、自己が適切と考えない調整を行なう義務を負わず、計算代理人、発行会社又はその他の当事者のいずれも、発行会社が当該調整を行い又は行なわないことにつき責任を負わない。

特に、本要項に定める規定により、対象株式発行会社又はその対象株式に影響を与える事由に関して調整が要求されているということにかかわらず、発行会社は、当該規定に従い調整が行なわれる際に、対象株式に関するオプション又は先物が、先物又はオプション取引所において取引され、当該事由に関して取引オプション又は先物に基づく権利に対し先物又はオプション取引所による調整が行なわれない場合、当該調整を行なわない権利を留保する。

発行会社は、可及的速やかに、調整及び当該調整が実施される日について通知し又は通知がなされるようにする。

オ 調整の通知

計算代理人による本要項に基づくすべての決定は、明白な誤りがある場合を除き、最終的なものであり、本社債権者、発行・支払代理人及び発行会社を拘束する。発行会社は、可及的速やかに調整及び当該調整が実施される日を、公告し又は公告がなされるようにしなければならない。但し、係る公告の懈怠又は未受領は調整の有効性及び拘束力に影響を及ぼさない。

(2) 早期償還事由発生後の期限前償還

早期償還評価日における株価終値が早期償還判定水準以上である場合、発行会社は、本要項第2項(1)イ及び第3項に従うことを条件として、社債権者に2営業日前までに(かかる通知期間を以下「早期償還通知期間」という。)取消不能の通知(かかる通知を以下「早期償還通知」という。)を行った上で、各本社債(の全部又は一部)を額面当たり50万円にて、早期償還日において、発生した利息を付して償還することができる。

疑義を避けるために付言すれば、当該利息計算期間に適用される利息額は当該早期償還日において支払われるべきものとする。

(3) 発行会社課税事由、通貨障害事由、法の変更、ヘッジ障害、異常な市場障害及び支払不能の届出の発生後の期限前償還及び／又は調整

発行会社課税事由(本要項第5項に定義される。)及び／又は通貨障害事由(本要項第16項に定義される。)及び／又は法の変更(本要項第16項に定義される。)及び／又はヘッジ障害(本要項第16項に定義される。)及び／又は異常な市場障害(本要項第16項に定義される。)及び／又は支払不能の届出(本要項第16項に定義される。)(以下「追加障害事由」という。)が発生した場合には、以下の規定に従う。

(i) 発行会社は、計算代理人に、かかる追加障害事由が本社債に及ぼす経済的効果であって商業上合理的な結果をもたらすものを考慮するため、また当該本社債を保有することによる社債権者に対する経済的効果を実質的に維持するために本要項及び／又は本社債に関連するその他の規定に対して適当な調整を行うことの可否を判断するよう要請することができる。計算代理人が、適当な調整が可能であると判断した場合、発行会社はかかる調整の発効日を決定し、かかる調整について本社債権者に通知し、かかる調整を実施するために必要な手続をとる。計算代理人が、商業上合理的な結果をもたらし、かつ当該本社債を保有することによる社債権者に対する経済的効果を実質的に維持することができるような調整を行うことが不可能と判断した場合には、計算代理人はその旨発行会社に通知し、いかなる調整も行われない。

(ii) 発行会社は、本社債権者に対し10営業日前までに(かかる通知期間を以下「期限前償還通知期間」という。)取消不能の通知(かかる通知を以下「追加障害事由償還通知」という。)を行った上で、期限前償還通知期間の最終日(かかる日を以下「期限前現金償還日」という。)において当該シリーズの本社債の全てを償還し、各本社債権者に対し、当該本社債権者の保有する各本社債について、当該期限前現金償還日において期限前償

還額（本要項第16項に定義される。）に相当する金額を支払うことができる（この場合、発行会社は、かかる償還に先立って、（本社債の償還と併せて考えた場合に）かかる追加障害事由が本社債に及ぼす効果を考慮する上で適当と思われる調整を、本要項又は本社債に関連するその他の規定に対して行うこともできる。）。

(4) 買入れ及び消却

発行会社又はそのいずれかの子会社は随時、公開市場その他において、いかなる価格においても本社債（但し、当該社債に関する満期が到来していない一切の利札が当該社債券に添付されており、又は当該社債券とともに提出されることを条件とする。）を買入れることができる。

前記のとおり発行会社若しくはそのいずれかの子会社により又は発行会社若しくはそのいずれかの子会社に代わって買入れが行われた本社債はすべて、これを満期が到来していない一切の利札とともに発行・支払代理人に提出することにより消却のために提出することができ（但し、これは義務ではない。）、そのように提出された場合、発行会社により償還されたすべての本社債とともに、直ちに（当該社債券に添付された、又は当該社債券とともに提出された、満期が到来していない一切の利札とともに）消却される。前記のとおり消却のために提出されたあらゆる社債は、再発行又は再販売することはできず、かかる社債に関する発行会社の義務は免除される。

(5) 違法性及び実行不能性

発行会社が、誠実に、かつ合理的な方法で、(i)財政的、政治的若しくは経済的状況の変化、若しくは為替レートの変動の結果、又は(ii)発行会社若しくは関連する子会社若しくは関連会社が、政府、行政若しくは司法関係の当局若しくは権限を有する機関の適用する現行若しくは将来の法律、規程、規則、判決、命令若しくは指令若しくはそれらの解釈を誠実に遵守した結果として、本社債に基づく発行会社の義務の全部又は一部の履行が、違法若しくは実行不能となったか又は違法若しくは実行不能となることが相当程度見込まれると判断した場合には、発行会社はその裁量により、社債権者に通知した上で、本社債を償還又は消却することができる。

発行会社が本項に従って本社債を償還又は消却することを決定した場合、各本社債は期限前償還額にて支払期日が到来する。支払は本要項に従い、社債権者に通知される方法で行われる。

(6) 対象株式の株価終値の過去の推移

下記の表は、2013年から2015年までの各年及び2015年4月から2016年3月までの各月の対象株式の東京証券取引所における株価終値の最高値と最安値を表したものである。これは、投資家に対する参考のために対象株式発行会社についての公に入手可能な情報を提供するという目的のために記載するものであり、この対象株式の株価終値の過去の推移は、将来の動向を示唆するものではなく、本社債の時価を示すものでもない。また、過去の下記の期間において対象株式の株価終値が下記のように変動したことによって、対象株式の株価終値が本社債の存続期間中に同様に推移することを示唆するものではない。

＜マツダ株式会社の株価終値の過去推移＞

株価（単位：円、2013年から2015年の年次毎）

年	最高値（円）	最安値（円）
2013年	2,720	855
2014年	3,208	2,055
2015年	2,848	1,775

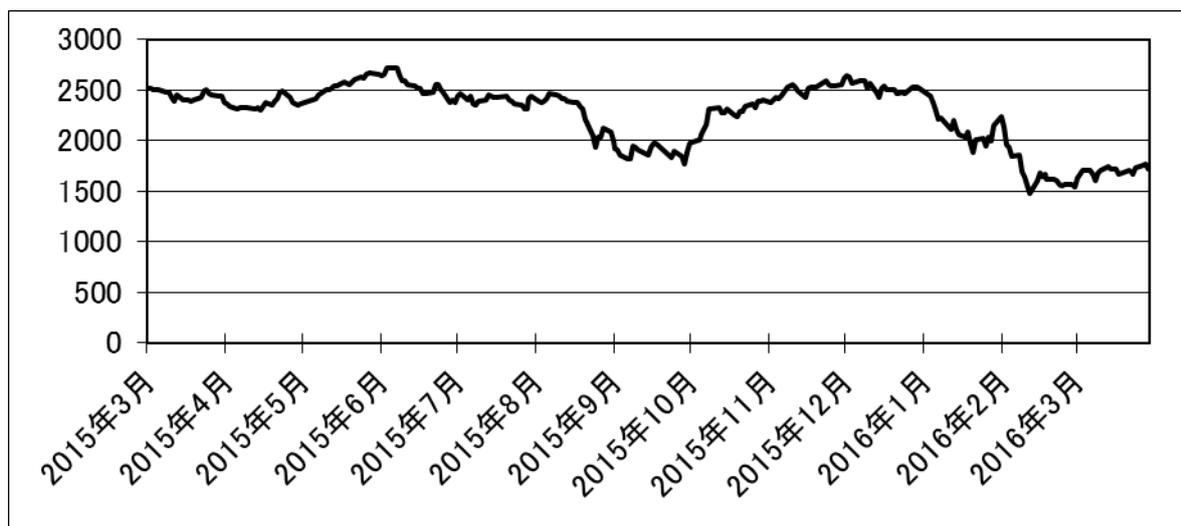
株価（単位：円、2015年4月から2016年3月の月次毎）

年 月	最高値（円）	最安値（円）	年 月	最高値（円）	最安値（円）
2015年4月	2,493	2,305	2015年10月	2,405	1,978
2015年5月	2,675	2,367	2015年11月	2,590	2,382
2015年6月	2,726	2,384	2015年12月	2,645	2,431
2015年7月	2,473	2,316	2016年1月	2,439	1,880
2015年8月	2,461	1,934	2016年2月	2,239	1,486
2015年9月	2,004	1,775	2016年3月	1,777	1,543

(注) 但し、2016年3月は2016年3月30日まで。2016年3月30日の対象株式の東京証券取引所における株価終値は1,717.5円であった。

出典：ブルームバーグ・エルピー

下記のグラフは、対象株式の2015年3月2日から2016年3月30日までの東京証券取引所における日々の株価終値の推移を示したものである。これは、投資家に対する参考のために対象株式発行会社についての公に入手可能な情報を提供するという目的のために記載するものであり、この対象株式の株価終値の過去の推移は、将来の動向を示唆するものではなく、本社債の時価を示すものでもない。また、過去の当該期間において、対象株式の株価終値がグラフのように変動したことによって、対象株式の株価終値が本社債の存続期間中に同様に変動することを示唆するものではない。



3. 支払及び決済

(1) 支払

本社債に関する元利金の支払は、以下の規定に従い、米国外に所在する支払代理人の指定事務取扱店舗において（元本の支払の場合及び償還後の利息の場合には）関連する社債券、又は（償還後の利息以外の利息の場合には）関連する利札（適宜）を呈示及び提出すること（又は、支払われるべき金額若しくは受領可能資産の一部の支払若しくは交付の場合には、それらに裏書すること）と引き換えに、また決済条件に従うことを条件として行われ、(a) 支払の場合には、（該当する場合には、非米国実質所有の証明を行うことを条件として）口座開設銀行宛てに振り出される、関連通貨で支払われる小切手により、又は（所持人の選択により）口座開設銀行における当該通貨建ての口座（日本の非居住者に対する日本円での支払の場合、非居住者口座とする。）への振込みにより、また (b) 交付の場合には、社債権者に通知される方法により行われる。

無記名式の本社債の所持人は、本項に従ってなされる振込みが支払期日後に当該所持人の口座に到達したことによりかかる社債につき支払われるべき金額の受領が遅れたことについて、利息その他の支払を受ける権利を有さない。

本社債券には、発行・支払代理人により又は発行・支払代理人に代わって、当該社債券についてなされた各支払及び交付が記録され、かかる記録はその支払又は交付がなされたことの明白な証拠となる。

無記名式確定社債券への交換が不当に留保又は拒否された場合を除いて、いかなる無記名式包括社債券に関しても、交換日後に期限が到来する支払又は交付は、なされないものとする。

本社債又は利札に関して特定の金額が支払われるべきものと明示されている、又はその他の方法で支払われるべきものと決定されているその日が、(i)営業日、且つ(ii)（確定社債券の場合に限り）社債券又は利札の呈示場所において、商業銀行及び外国為替市場が支払の決済を行い、通常の業務（外国為替及び外貨預金取引を含む。）を営んでいる土日以外の日でない場合には、その支払は(i)営業日、且つ(ii)（確定社債の場合に限り）社債券又は利札の呈示場所において、商業銀行及び外国為替市場が支払の決済を行い、通常の業務（外国為替及び外貨預金取引を含む。）を営んでいる土日以外の日に該当する直後の日まで行われず、かかる社債券又は利札の所持人は、かかる支払遅延について追加の支払を受ける権利を有さない。

本要項において、「交換日」とは、交換を要求する通知がなされた日から60暦日以上経過した日で、発行・支払代理人の指定事務取扱店舗が所在する都市及び（該当する場合には）関連決済システムが所在する都市において銀行が営業している日をいう。

なお、当初の発行・支払代理人の名称及びその指定事務取扱店舗は以下に記載するとおりである。

発行・支払代理人

ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン

(The Bank of New York Mellon)

英国 ロンドン E14 5AL ワン・カナダ・スクエア

(One Canada Square, London E14 5AL, United Kingdom)

(2) 決済

発行会社は、本要項第2項(1)イ及び本項の他の条項に従うことを条件として、関連する現物交付日において、各本社債に関しては、関連決済システムの規則に従い関連決済システムにおける当該本社債の口座に対して、またその他のすべての社債については当該社債権者が発行会社に対して受領可能資産交付指図書又は行使通知（適宜）において通知する口座に対して当該社債権者の費用及び危険負担にて、当該受領可能資産の交付を行い、又はかかる交付を手配する。社債権者が発行会社に対して、発行会社及び／又は関連決済システム（該当する場合）が必要とされている受領可能資産の交付を実施できるようにするために十分な指図を適時に行わない場合には、かかる交付の期日はそれに応じて延期される。発行会社及び関連決済システム（該当する場合）は、自身が受領した指図が十分なものであるか否か、及びかかる指図が特定の日における交付を可能とするのに適時に受領されているか否かを決定する。本項において、受領可能資産の「交付」とは、発行会社（又は関連する交付を実施するために発行会社を手配するその他の者）が当該受領可能資産の移転を行うために必要とされる手続の実施を意味し、「交付する」もそれに応じて解釈される。かかる手続が実施された後は、発行会社は、決済システムの決済期間、登録機関の行為又は不作為、その他に起因するものであるかを問わず、受領可能資産の移転の遅延又は不履行につき責任を負わず、社債権者又はその他の者による受領可能資産又はそれに対する権利の取得又は移転の合法性について責任を負わない。

受領可能資産を構成するコンポーネントの端数が発行会社によって（又は発行会社に代わって）交付されることはない。同一の社債権者により同時に償還又は行使が行われる本社債は、交付されるべき受領可能資産の総額を決定するために合算される。但し、同一の社債権者に関する受領可能資産総額については、計算代理人が決定する方法により、当該参照資産又は受領可能資産のその他のコンポーネントの単位未満を切り捨てる。受領可能資産に、受領可能

資産を構成するコンポーネントの端数が含まれる場合には、当該社債権者は、かかる端数の代わりに、計算代理人が決定する現金による金額を受領する権利を有する。

当該コンポーネント及び受領可能資産に関する配当又は権利の基準日が当該現物交付日より前である場合には、社債権者は、当該受領可能資産のコンポーネントについて宣言若しくは支払が行われる配当を受領する権利、又は受領可能資産のコンポーネントに関連若しくは起因するその他の権利を受ける権利を有さない。

行使価格、租税、決済費用、又は社債権者により発行会社に対して支払われるべきその他の金額が、当該現物交付日の前に発行・支払代理人の銀行口座に（発行会社を受取人として）貸記されていない場合には、発行会社は、償還又は行使の対象の本社債につき、当該社債権者に対する受領可能資産の交付若しくは交付の手配又は支払（その性質を問わない。）を行う義務を負わず、かかる本証券に関して交付された証券行使通知及び関連する受領可能資産交付指図書（該当する場合）はその後すべての目的において無効となる。

発行会社は、関連する現物交付日において当該受領可能資産を社債権者に交付する（又はかかる交付を手配する）よう努める。社債権者が、受領可能資産の交付について、条件決定補足書に記載されているのと異なる場所又は方法にて実施されるよう要請した場合には、発行会社は、払戻しがなされない追加費用が発生しないことを条件として、受領可能資産をかかるところ及び／又は方法にて交付するよう手配することができるが、これは義務ではない。発行会社は、以下の規定に従うことを条件として、関連する現物交付日において、社債権者に対する（若しくは社債権者宛ての）、又は社債権者が受領可能資産交付指図書において指定する銀行若しくは証券会社に対する、受領可能資産に関連する譲渡書類（参照資産がエクイティ・ユニットの場合には、当該エクイティ・ユニットに関する譲渡書類）の交付又はかかる交付の手配を行う。

すべての受領可能資産は、当該社債権者の危険負担により交付される。

(3) 決済条件

発行会社が、本社債に関して社債権者により充足されるべき決済条件が、決済が予定されていた当初の日付以前に充足されていないと判断した場合には、当該決済金額又は受領可能資産の支払又は交付は、決済条件のすべてが完全に充足される日付まで、期限が到来しない（かかる決済金額又は受領可能資産を以下「条件付決済金額」という。）。かかる遅延又は延期の結果として追加額の支払又は交付が行われることはない。

社債権者が充足すべき決済条件には、(a)発行会社、発行・支払代理人及び／又は関連決済システムが社債権者に対して（又は社債権者に宛てて）必要な期間内に当該決済金額又は受領可能資産の支払又は交付を実施するために必要とする一切の指図、証明及び情報を、発行会社、発行・支払代理人及び関連決済システム（適宜）が受領していること、(b)租税及び決済費用並びに支払われるべきその他の金額（社債権者により支払われるべき行使価格を含むがこれに限らない。）の控除に関して適用される条件、(c)本要項に従って適宜、適式に記入された行使通知、決済方法選択通知、受領可能資産交付指図書その他適用ある通知を預託していること、並びに(d)関連する本社債の預託、呈示又は提出（適宜）が含まれるが、これらに限らない。

社債権者が充足すべき決済条件が、満期日、最終現物償還日、選択的現金償還日、選択的現物償還日、選択的現金消却日、期限前現金償還日、早期償還日、早期現物償還日、期限前消却日、期限前現物消却日、実際の行使日又は自動的行使日又は現物交付日（適宜）から、計算代理人が決定する決済日数に相当する暦日数が経過した日（以下「社債決済締切日」という。）における、(i)（本社債が決済済み証券でない場合は）ロンドン時間午前10時、又は(ii)ルクセンブルク若しくはブリュッセル時間午前10時、又は計算代理人が関連決済システムに関して適当と決定するその他の時刻までに充足されていない場合には、当該決済条件を充足することは不可能となる。社債決済締切日より、当該社債権者は、条件付決済金額の支払又は交付を受ける権利を有さず、それらに関して発行会社に対する請求権を有さない。

(4) 支払及び決済の延期

利息計算期間について支払われるべき利息、決済金額又は受領可能資産が評価日及び／又は平均化調整日を参照して決定される場合で、かかる評価日及び／又は平均化調整日が市場障害、価格障害又は関連する本要項若しくは条件決定補足書に記載のその他の障害の影響を受けているときは、かかる評価日及び／又は平均化調整日は、関連する本要項又は条件決定補足書に記載のとおり延期されることがある。評価日及び／又は平均化調整日の延期に関して、関連する利払日、満期日、最終現物償還日、選択的現金償還日、選択的現物償還日、選択的現金消却日、期限前現金償還日、早期償還日、早期現金消却日、早期現物償還日、早期現物消却日、期限前消却日、期限前現物消却日、行使現金決済日、行使現物決済日又は現物交付日（適宜）は、関連する本要項又は条件決定補足書に記載のとおり延期されることがある。発行会社が、かかる延期を理由に追加額の支払又は交付を行うことはない。

4. 本社債の地位

本社債及びそれに関する利札は発行会社の無担保かつ非劣後の債務を構成し、本社債間において同順位である。本社債及びそれに関する利札に基づく発行会社の支払義務は、発行会社のその他の現在及び将来の無担保・非劣後の債務（強制的かつ一般的に適用される法律の規定により優先権が認められる債務を除く。）と同順位である。本社債は、発行会社の預金を証明するものではなく、いかなる政府又は政府機関によっても保証されていない。

5. 課税

発行会社が租税に関する源泉徴収又は控除を行うことが法律により要求される場合その他本要項に開示されている場合を除き、社債権者は、利息の支払、利息額、若しくは本社債の所有、譲渡、売却、償還、権利執行若しくは消却、又は決済金額及び／若しくは本社債に関するその他の支払（適宜）に起因し、或いはそれらに関連して支払われるべき一切の租税を支払わなければならない。発行会社は、社債権者が負担するかかる租税について責任を負わず、その他の方法でかかる租税に関する金額を支払う義務を負わない。

本社債に関する支払はすべて、英国（又は英国の、若しくは英国内に所在する、課税権限を有する当局若しくは行政下部機関（それぞれを「税務当局」という。））により賦課、徴収、回収、源泉徴収又は査定されるあらゆる性質の現在又は将来の租税に関する源泉徴収又は控除のない状態で、かかる源泉徴収又は控除を行うことなく、支払われる。但し、かかる源泉徴収又は控除が法律上要求される場合はこの限りではない。

英国の税務当局が源泉徴収又は控除を要求する場合、発行会社は、かかる源泉徴収又は控除の後で社債権者が受領できる純額を、かかる源泉徴収又は控除が存在しなければかかる社債権者が受領しえた金額と等しくするために必要な追加額（以下「追加額」という。）を支払う。前記にかかわらず、以下のいずれかに該当する場合は、本社債について追加額は支払われない。

- (a) 社債権者が単に本社債又は利札を保有するという事実以外に英国と特定の関係を有することによりかかる社債について租税の支払義務を負う場合、かかる社債権者又はその代理を務める第三者に対しては、追加額は支払われない。
- (b) 社債権者が、法律上の要件を遵守し若しくはかかる要件を第三者に遵守させることにより、又は、関連する本社債若しくは利札が支払を受けるために呈示された場所において非居住者である旨の申告その他同様の非課税の申請を課税当局に対して行い又はかかる申告を第三者に行わせることによりかかる控除又は源泉徴収を合法的に回避しえたにもかかわらずそのように回避していない場合、かかる社債権者又はその代理を務める第三者に対しては、追加額は支払われない。
- (c) 1986年米国内国歳入法の規定（配当、配当相当支払金、米国不動産に対する直接・間接の利息及び米国内国歳入法第1471条乃至第1474条（又はこれらを改正若しくは承継する条項）に関する規定を含むが、これらに限定されない。）により、又は米国内国歳入庁との合意に基づき、又は政府間協定の推進を目的として、かかる源泉徴収又は控除が要求される場合。

- (d) 社債券が、かかる支払の最初の支払期日（発行・支払代理人が支払われるべき金員の全額をかかると支払期日以前に適式に受領していない場合には、かかる金員の全額が適式に受領された日）から30暦日を過ぎてから支払を受けるために呈示された場合。但し、社債権者が当該社債券をかかると30日間の最終日に支払を受けるために呈示した場合に追加額を受ける権利を有していたと思われる場合を除く。
- (e) かかる源泉徴収又は控除が特定の個人に対する支払に課されており、欧州理事会指令（2003/48/EC）若しくは貯蓄所得に対する課税に関する2000年11月26日から27日に開催されたECOFIN理事会の決定を実施するその他の指令又はかかる指令を実施し若しくは遵守し、若しくはかかる指令に適合させるための法律に従って行う必要がある場合。
- (f) 社債券又は利札が、かかる源泉徴収又は控除が適用されない別の支払代理人に当該社債券又は利札を呈示することによりかかる源泉徴収又は控除を回避しえた社債権者により、或いはかかる社債権者の代理人により、支払を受けるために呈示された場合。
- (g) 無記名式確定社債券に関して、社債券又は利札の呈示を受ける発行・支払代理人又は支払代理人が満足できる限度で、かかる社債権者が適用ある証明、身分証明又は報告要件を充足することにより、或いは非居住者である旨の申告その他同様の非課税の申請を関連する課税当局に対して行うことによりかかる源泉徴収又は控除を回避することができない旨が証明されていない場合。

かかる源泉徴収又は控除が法律により要求される場合、本社債に関する支払に対する源泉徴収又は控除の適用は、それが発行会社により、若しくは発行会社のために行われる場合は発行会社課税事由とみなされる（なお、この場合、上記(c)の対象となる源泉徴収は、法律により要求されるものとみなされる。）。

本要項において(I)「元本」は本社債に関して支払われるべきあらゆるプレミアム、決済金額、及び本要項第2項に従って支払われるべき元本の性質を有するその他一切の金額を含むものとみなされ、(II)「利息」は一切の利息額及び本要項第2項（又はこれに対する変更若しくは補足）に従って支払われるべきその他一切の金額を含むものとみなされ、(III)「元本」及び／又は「利息」は本項に基づいて支払われるべきあらゆる追加額を含むものとみなされる。

6. 債務不履行事由

以下のいずれかの事由（それぞれを「債務不履行事由」という。）が発生し継続している場合、発行・支払代理人又は発行会社（適宜）が本社債権者からの下記の通知を受領する前に、当該債務不履行事由が発行会社によって是正されるか又は本社債権者によって宥恕されない限り、本社債権者は、かかる社債が期限前償還額にて償還されるべき旨を発行会社及び発行・支払代理人に対して通知することができ、かかる社債は全ての場合において直ちに償還期限が到来する。

- (a) 発行会社が期限前償還額、満期償還額又は本社債に関するその他の支払額（利息を除く。）を支払期日までに支払わず、かかる不履行が30暦日にわたり継続した場合。
- (b) 利息が支払期日から14暦日以内に支払われていない場合。但し、発行会社は、かかる金額が強制的な法律、規則又は正当な管轄権を有する裁判所の命令を遵守するために支払われなかった場合には、債務不履行とはみなされない。かかる法律、規則又は命令の有効性又は適用性について疑義が存在する場合、発行会社は、かかる14暦日の間に独立した法律顧問から発行会社に与えられた助言に従って行爲した場合には、債務不履行とはみなされない。
- (c) 発行会社が交付の期日において、受領可能資産の交付をせず、かかる交付の不履行が、社債権者が発行会社にかかる不履行の通知を行ってから30暦日以内に治癒されない場合。但し、(I)社債権者により充足されるべき決済条件が交付の期日において充足されていない場合、(II)発行会社が本要項第2項(1)イに従って障害現金決済価格を支払うことを選択している場合、又は(III)社債権者に通知がなされている場合には、本(c)により債務不履行事由が発生することはないものとする。

- (d) 発行会社が本社債のその他の条項に違反した場合で、かかる違反が本社債権者の利益を実質的に損なう方法によるものであり、且つ当該違反が、発行済みの本社債の額面金額又は数（適宜）の少なくとも4分の1を保有し、違反の治癒を要請する本社債権者から発行会社が違反の通知を受領してから30暦日以内に治癒されない場合。
- (e) 本社債権者の特別決議により事前に承認された条件により、発行会社を清算する旨の命令がなされた場合又はその旨の有効な決議が可決された場合（再建、合併又は吸収合併の計画に関連する場合を除く。）。

債務不履行事由の発生後のいずれかの時点で期限前償還額を計算する際、計算代理人は、かかる債務不履行事由が本社債の時価に及ぼす影響を無視するものとする。

7. 時効

発行会社に対する、本社債及び／又は利札（本項においては利札引換券は含まれない。）にかかる支払に関する請求は、それらについての適切な支払日から10年（元本の場合）又は5年（利息の場合）以内に行われえない限り、時効消滅し、無効となる。

8. 社債券の交換

社債券又は利札が紛失、盗失、毀損、汚損又は破損した場合、かかる社債券又は利札は、適用される一切の法令及び関連証券取引所又はその他の関連当局の規制要件に従って、発行・支払代理人、又は発行会社が随時かかる目的のために指定し、その指定につき社債権者に通知するその他の支払代理人若しくは名義書換代理人の指定事務取扱店舗において、交換に関して発生する料金、経費及び租税を請求者が支払った上で、また発行会社が要求する証拠、担保及び補償その他の条件に従って、交換することができる。本社債券又は利札が毀損又は汚損した場合には、代替りの社債券又は利札が発行される前に当該社債券又は利札を提出しなければならない。

9. 追加の発行

発行会社は随時その自由裁量で、社債権者又は利札所持人の同意を得ることなく、本社債と同様の条件が適用されるあらゆるシリーズの追加の社債を設定及び発行することができ、かかる社債は当該シリーズの社債に統合され、それらとともに一つのシリーズを構成する。

10. 通知

(1) 社債権者に対する通知

社債権者に対するあらゆる通知は、以下のいずれかに従ってなされた場合に、適式になされ効力を有するものとみなされる。

- (a) 英国で一般に刊行されている日刊新聞（「フィナンシャル・タイムズ」となる予定）において公告された場合。この場合、最初に公告された日において通知がなされたものとみなされる。
- (b) （本社債が関連証券取引所に上場されており、又は関連当局により取引を認められている場合は）当該証券取引所又はその他の関連当局の規則及び規制に従って通知がなされた場合。この場合、かかる規則及び規制に従って最初に送信又は公告がなされた日に通知がなされたものとみなされる。
- (c) 上記で要求されている公告又は郵送に代えて、社債権者に対する通知を関連決済システムに対して送付することができるが、適用ある場合には、前(b)項に従って要求される公告その他の要件も遵守することを条件とする。この場合、（その後の公告又は郵送にかかわらず、）該当する関連決済システムに転送されるよう発行・支払代理人に対して最初に送信された日において通知がなされたものとみなされる。

前(a)項又は(b)項に従って要求される公告を行うことができない場合、通知は、欧州で刊行されているその他の主要な英文の日刊新聞において公告された場合に、その最初の公告日において有効に行われたものとみなされる。

利札の所持人は、あらゆる目的上、本項に従って社債権者に送付された通知の内容について通知を受けたものとみなされる。

前記にかかわらず、発行会社又は計算代理人が本社債に関連する事由の発生に伴う調整又は償還について公告せず、又は通知を行わなかった場合でも、かかる調整又は償還の有効性又は効力に影響を及ぼすものではない。

(2) 発行会社及び代理人に対する通知

あらゆるシリーズについて、発行会社及び／又は代理人に対する一切の通知は、マスター代理人契約に規定された住所に宛てて、又は本項に従って社債権者に送付される通知により発行会社及び／又は代理人が指定するその他の者又は場所に宛てて送付されるものとする。

(3) 通知の有効性

いずれかの通知が有効であり又は適式に完成され、適切な様式でなされているか否かについての判断は、発行会社及び関連決済システムにより、発行・支払代理人と相談の上でなされ、かかる判断は発行会社、諸代理人及び社債権者に対して決定的かつ拘束力を有するものである。

無効、不完全又は適切な様式でないと判断された通知は、発行会社及び関連決済システム（該当する場合）が別途合意しない限り、無効となる。本規定は、新たな又は訂正された通知を交付するために通知を交付する者の権利を損なうものではない。

発行会社、支払代理人、登録機関又は名義書換代理人は、かかる通知が無効、不完全又は適切な様式でないと判断された場合には、当該通知を提出した社債権者に迅速にその旨を通知するべく、一切の合理的な努力を尽くす。自身の側に過失又は故意の不正行為がない場合には、発行会社、関連決済システム又は代理人（適宜）のいずれも、通知が無効、不完全若しくは適切な様式でない旨の社債権者に対する通知又は判断に関連して自身が行った行為又は不作為につきいかなる者に対しても責任を負わない。

11. 変更及び集会

(1) 本要項の変更

発行会社は、社債権者の同意を得ることなく、本要項に対して、発行会社の単独の意見において社債権者の利益を実質的に損なわない変更、或いは形式的、軽微若しくは技術的な性質の変更、又は明白な誤りを訂正するため若しくは発行会社が設立された法域における強制的な法律の規定を遵守するため若しくは本要項中に含まれる瑕疵ある規定を是正、訂正若しくは補足するための変更を行うことができる。

かかる変更の一切は社債権者に対して拘束力を有し、かかる変更の一切は、その後可及的速やかに社債権者に通知される。かかる通知を送付しなかった或いはかかる通知を受領しなかったとしても、それらはかかる変更の有効性に影響しない。

(2) 社債権者集会

マスター代理人契約には、特別決議（マスター代理人契約に定義される。）による本要項又はマスター代理人契約の変更の承認を含め、社債権者の利益に影響する事項を審議するための社債権者の集会の招集に関する規定が含まれている。社債権者には、少なくとも21暦日（通知が送付された日及び集会が開催されることとなっている日を除く。）前に、集会の日時及び場所を明記した通知が送付される。

かかる集会は、発行会社又は当該時点において発行済みの本社債の額面金額の10%以上を保有する社債権者により、招集することができる。社債権者集会の定足数（特別決議（以下において定義する。）を可決するための集会の場合を除く。）は、本社債の過半数（保有又は代表される本社債の額面金額又は数量を基準として）を保有又は代表する2名以上の者とする。但し、かかる集会の議事に（とりわけ）下記(i)乃至(viii)の議案の審議が含まれる場合には、定足数は当該時点において発行済みの本社債の額面金額の75%以上又は（延会の場合は）25%以上を保有又は代表する2名以上の者とする。(i)本社債の満期日若しくは償還日、本社債の行使日若しくは失効日、或いは本社債に関する利息若しくは利息額の支払日を変更すること、(ii)本社債の額面金額若しくは本社債の償還若しくは行使につき支払われるべきプレミアムを減額若しくは消却すること、(iii)本社債に関する利率を引き下げ、若しくは本社債に関する利率若しくは利息の金額を算定する方法若しくは基準、若しくは本社債に関する利息額を算定する基準を変更すること、(iv)条件決定補足書に、利率の上限及び／若しくは下限、若しくは取引可能金額若しくは受領可能資産の上限及び／若しくは下限が定められている場合には、かかる上限及び／若しくは下限を引き下げること、(v)決済金額若しくは

受領可能資産を算定する方法若しくは基準を変更すること（要項に定められている変更を除く。）(vi) 本社債の支払通貨若しくは表示通貨を変更すること、又は(vii) 社債権者集会に必要な定足数若しくは特別決議の可決に必要な過半数に関する規定を変更すること。マスター代理人契約には、発行済みの本社債の額面金額の90%以上を保有する所持人により、又はかかる所持人に代わって署名された書面による決議は、あらゆる目的上、適式に招集及び開催された社債権者集会において可決された特別決議と同様に効力を有するものとみなされる旨規定されている。かかる書面による決議は一つの文書として作成することも、同じ形式の複数の文書として作成することもでき、各文書は1名又は複数の社債権者により又はかかる社債権者に代わって署名されるものとする。

マスター代理人契約の条件に従い適式に招集及び開催された集会において、かかる集会で投じられた票の75%以上の過半数により可決された決議を特別決議とする。かかる集会において適式に可決された特別決議は、自身が集会に出席していたか否かにかかわらず、すべての社債権者に対して拘束力を有する。

12. 諸代理人

(1) 諸代理人の任命

発行・支払代理人、支払代理人、登録機関、名義書換代理人及び計算代理人は、発行会社の代理人としてのみ行為するものであり、社債権者（又は所持人）に対していかなる義務も負わず、また社債権者（又は所持人）のために或いは社債権者（又は所持人）との間で、代理人又は信託の関係を有さない。発行・支払代理人、支払代理人、登録機関、名義書換代理人、計算代理人又は発行会社のいずれも、発行・支払代理人、支払代理人、登録機関、名義書換代理人、計算代理人又は発行会社としての自身の義務及び職務につき、社債権者（又は所持人）の受託者又は顧問として行為するものではない。発行会社は随時、既に任命した発行・支払代理人、その他の支払代理人、登録機関、名義書換代理人又は計算代理人を変更又は解任し、追加の又は別の支払代理人又は名義書換代理人を任命する権利を有する。但し、発行会社が常に、(a) 発行・支払代理人1名、(b)（記名式社債券に関しては）登録機関1名、(c)（記名式社債券に関しては）名義書換代理人1名、(d)（本要項により要求される場合には）1名又は複数の計算代理人、(e) 欧州の主要都市2つ以上に指定事務取扱店舗を有する支払代理人、(f) 本社債が上場されるその他の証券取引所により要求されるその他の代理人、及び(g)（(e)又は(f)に従って既に条件が満たされている場合を除き）無記名式確定社債券に関して、EC理事会指令（2003/48/EC）若しくは2000年11月26日から27日に開催されたECOFIN理事会の決定を実施するその他の指令又はかかる指令を施行若しくは遵守する法律若しくはかかる指令に従うために導入される法律に従って税金の源泉徴収又は控除を行う義務を負わない、欧州連合加盟国内に指定事務取扱店舗を有する支払代理人1名を擁していることを条件とする。代理人の解任及び代理人の指定事務取扱店舗の変更に関する通知は社債権者に送付される。

(2) マスター代理人契約の変更

発行会社は、それが社債権者の利益を実質的に損うものでないと発行会社が判断した場合、又はかかる変更が形式的、軽微若しくは技術的な性質のものであるか、明白な誤りを訂正するため、適用法の強制的な規定を遵守するため、或いはマスター代理人契約に含まれる瑕疵ある規定を是正、訂正若しくは補足するために変更が行われる場合に限り、マスター代理人契約の変更を認め、又は同契約に対する違反若しくは違反の予定、若しくは同契約の不遵守を宥恕若しくは承認することができる。

かかる変更は社債権者に対して拘束力を有し、変更後可及的速やかに社債権者に通知される。但し、かかる通知が送付されなかった又は社債権者により受領されなかった場合でも、かかる変更の有効性又は拘束力に影響を及ぼすものではない。

(3) 発行会社及び諸代理人の責任

発行会社又は諸代理人のいずれも、（国内外の）法律の制定、（国内外の）公共機関の介入、戦争、ストライキ、封鎖、ボイコット又はロックアウトその他同様の事象又は状況に起因する損失又は損害につき、責任を負わない。ストライキ、封鎖、ボイコット及びロックアウトに関する責任の制限は、当事者のいずれかがかかる措置を講じた場合

又はそれらの対象となった場合にも適用されるものとする。発行会社又は諸代理人のいずれかが、かかる事由の発生により支払又は交付の実施を妨げられる場合、当該事象又は状況が解消されるまでの間、かかる支払又は交付を延期できるものとし、この場合、かかる延期につき追加額の支払又は交付を行う義務は生じない。

(4) 計算代理人による決定

別段の定めのない限り、本要項における決定、検討、判断、選択及び計算は全て、計算代理人が行う。かかる決定、検討、判断、選択及び計算のそれぞれに、本第12項が適用される。かかる決定、検討、判断、選択及び計算に際し、計算代理人は、発行会社によるヘッジ契約の影響を考慮に入れる。全ての場合において、計算代理人は誠実に、また商業上合理的な方法でその裁量を行使し、かかる決定及び計算を行うものとし、（明白な又は証明された誤謬がある場合を除いて）かかる決定及び計算は、最終的なものであり、発行会社、諸代理人及び社債権者に対して法的拘束力を有する。

(5) 発行会社による決定

発行会社は、本要項に従ってその裁量を行使し、一定の決定、検討、判断、選択及び計算を行うことを要求される場合がある。すべての場合において、発行会社は誠実に、また商業上合理的な方法でその裁量を行使し、かかる決定及び計算を行うものとし、（明白な又は証明された誤謬がある場合を除いて）かかる決定及び計算は、最終的なものであり、諸代理人及び社債権者に対して法的拘束力を有する。

13. 1999年（第三者の権利に関する）契約法

いかなる者も、1999年（第三者の権利に関する）契約法に基づいて本社債の条件を実施する権利を有さない。

14. 準拠法及び管轄

- (a) 関連する別紙の規定に従うことを条件として、本社債、利札及びマスター代理人契約、並びにそれらに起因又は関連して生じる一切の契約外の義務は、イングランド法に準拠し、同法に従って解釈される。
- (b) 関連する別紙の規定に従うことを条件として、本社債、利札及び／又はマスター代理人契約に起因又は関連して生じる一切の紛争については、イングランドの裁判所がその専属的管轄権を有し、したがってそれらに起因又は関連して生じるあらゆる訴訟又は法的手続はかかる裁判所に提起される。

15. 様式、額面、所有権及び譲渡

(1) 様式、額面

本社債は、各本社債の額面50万円の無記名式で発行され、記名式社債券に交換することはできない。

本社債は当初、包括様式により発行され、特定の事由が生じた場合に限り確定様式の本社債券に交換することができ、包括様式の社債券は当該包括社債券の要項に従って確定社債券に交換される。かかる事由が生じた場合、発行会社は迅速に社債権者に通知する。

(2) 所有権

社債券及び利札の所有権はマスター代理人契約の規定に従って交付により移転する。

発行会社及び関連する諸代理人は、（法律により別途要求されるか、又は正当な管轄権を有する裁判所により別途命令を受けた場合を除き）あらゆる無記名式社債券又は利札の所持人（以下において定義される。）を、あらゆる目的上（かかる社債券の支払期日超過の有無を問わず、また所有権、信託若しくはかかる社債券に対する持分に関する通知、かかる社債券面上（又はそれを表章する包括社債券面上）の書き込み、又はかかる社債券の盗失若しくは紛失にかかわらず）その完全な所有者とみなし、そのように扱い、いかなる者も所持人をそのように扱うことにつき責任を負わない。

本要項において、「社債権者」とは、無記名式社債券の持参人又は記名式社債券がその名義において登録されている者をいい、「所持人」とは、無記名式社債券又は利札に関しては当該無記名式社債券又は利札の持参人をいい、記名式社債券に関しては記名式社債券がその名義において登録されている者をいう。

(3) 無記名式社債券の譲渡

前記の規定に従うことを条件として、無記名式本社債券及び利札の所有権は、交付により移転する。

16. 定義

「異常な市場障害」とは、

約定日（2016年3月28日）以降における、本社債に基づく発行会社の義務の全部又は一部の履行を妨げたと発行会社が決定する、異常な事象又は状況（（国内外の）法律の制定、（国内外の）公共機関の介入、自然災害、戦争、ストライキ、封鎖、ボイコット又はロックアウトその他同様の事象又は状況を含むがこれらに限らない。）をいう。

「受渡障害事由」とは、

計算代理人の意見において、発行会社が管理できない事由で、その結果、発行会社が対象株式を交付できないものをいう。

「営業日」とは、

(a) ロンドン及び東京において商業銀行及び外国為替市場が支払の決済を行い、通常の業務（外国為替及び外貨預金取引を含む。）を営んでいる日及び(b) 関連決済システムに係る決済システム営業日をいう。

「合併事由」とは、

対象株式に関する以下の事由をいう。

- ① 発行済の対象株式の20%以上を譲渡することになる、又は譲渡を取消不能の形で確約することになる対象株式の種類変更その他の変更。
- ② 対象株式発行会社と他法人との新設合併若しくは吸収合併又は株式交換（対象株式発行会社が存続会社となり、発行済の対象株式の20%未満の種類変更その他の変更となる新設合併若しくは吸収合併又は株式交換を除く。）。
- ③ 対象株式の20%以上（買付人が所有若しくは支配する対象株式を除く。）を譲渡することとなる、又は譲渡を取消不能の形で確約することとなる、いずれかの法人による対象株式の公開買付、株式交換等の勧誘、提案又はその他の事由。
- ④ 対象株式発行会社又はその子会社と他法人との新設合併若しくは吸収合併又は株式交換であって、対象株式発行会社が存続会社となり、発行済の対象株式全部の種類変更その他の変更とはならず、当該合併又は株式交換直前の対象株式の株主が合併又は株式交換直後に保有する対象株式の総数（当該他法人が所有又は支配する対象株式を除く。）が、発行済対象株式総数の50%未満となるもの。

いずれの場合も、計算代理人が、当該事由が発生していることを決定する日は、満期日以前に限る。

「株価終値」とは、

ある評価日において、当該評価日の評価時刻現在の対象株式の価格をいう。

「観察期間」とは、	2016年4月20日（その日を含む。）から最終評価日（その日を含む。）までの期間をいう。
「関連会社」とは、	ある法人（以下「当該法人」という。）に関して、当該法人によって直接的若しくは間接的に支配されている法人、当該法人を直接的若しくは間接的に支配している法人又は当該法人と直接的若しくは間接的に共通の支配下にある法人をいう。「支配」とは、ある法人の議決権の過半数を保有することをいう。
「関連決済システム」とは、	ユーロクリア・バンク・エスエー/エヌブイ及びその承継人、並びにクリアストリーム・バンキング・ソシエテ・アノニム及びその承継人をいう。
「関連決済日」とは、	予定取引日及び決済システム営業日をいう。
「期限前償還額」とは、	<p>本社債の期限前償還又は消却に関して、期限前償還又は消却を発生させた事由の発生後の本社債の市場価値の比例按分額として決定される、決済通貨建ての額面金額（適用ある場合、発生した利息額を含む。）をいう。かかる金額は、本社債の期限前償還又は消却を発生させた事由の発生後、合理的に可能な限り早期に、計算代理人が適当と判断する要素を参照して決定される。かかる要素には、①当該時点における、参照資産の市場価格又は価値及びその他の関連する経済変数（金利、また適用ある場合には外国為替レート等）、②本社債が予定満期日若しくは失効日及び／又は予定早期償還日若しくは行使日まで償還されなかったと仮定した場合の本社債の残存期間、③本社債が予定満期日若しくは失効日及び／又は予定早期償還日若しくは行使日まで償還されなければ支払われるべきであったと思われる、当該時点における最低の償還額又は消却額、④内部の価格決定モデル、並びに⑤その他の市場参加者が本社債と同様の証券の買値として提示しうる価格が含まれるが、これらに限らない。計算代理人は、上記の市場価値を決定する際、ヘッジ・ポジション及び／又は関連する資金調達関連の取決めの解約に関連して発行会社又はその関連会社が負担し又は負担することとなる、一切の費用、料金、手数料、発生額、損失、源泉徴収額及び経費に関する控除を反映するために当該金額を調整することができる。疑義を避けるために付言すれば、当該金額に対する調整額を決定する際、計算代理人は、①発行会社又は（場合により）その関連会社がヘッジ・ポジションに基づき受けることとなる支払又は交付の金額及び時期、②ヘッジ・ポジションが流動性若しくは市場性の無い資産（評価額がゼロとなる可能性があるもの）又はシンセティック・ヘッジ（時価評価がゼロとなり又はヘッジ・ポジションの取引相手にとってイン・ザ・マネーとなる可能性がある場合）を含むか否か、並びに③発行会社又はその関連会社が偶発債務（分配金の返金その他の方法で支払を行う義務を含む。）を負うこととなるか否か（但し、前記の要素に限らない。）を考慮に入れることができる。</p>

「決済システム営業日」とは、	関連決済システムが決済指図の受理及び執行のために営業している日（又は、受渡障害事由が発生していなければそのように営業していたと思われる日）をいう。
「決済済み証券」とは、	関連決済システムの共同預託機関、コモン・セーフキーパー若しくはカストディアンが保有する、又は関連決済システムのノミニーの名義で登録されている包括社債券である社債券をいう。
「決済通貨」とは、	円貨をいう。
「公開買付」とは、	法人又は自然人が対象株式発行会社の発行済株式総数の10%超100%未満（計算代理人が政府機関又は自主規制機関への届出又はその他計算代理人が関連性を認める情報に基づき決定する。）を購入し、又は転換その他の方法により取得し、若しくは取得する権利を有することとなる、法人又は自然人による買収の申入れ（テイクオーバー・オファー）、株式公開買付の申入れ（テンダー・オファー）若しくは株式交換の申入れ（エクステンジ・オファー）又はそれらの勧誘、提案又はその他の事由をいう。
「行使価格」とは、	当初価格の100.00%に相当する円貨額（小数第3位を四捨五入して第2位まで求める。）をいう。
「国有化」とは、	対象株式の全部又は対象株式発行会社の資産の全部若しくは実質的に全部が国有化され、公用徴収され、又はその他の態様により政府機関、行政当局若しくは政府団体に強制的に譲渡されることをいう。
「障害現金決済価格」とは、	本社債の市場価値の比例按分額として決定される、決済通貨建ての額面金額（受領可能資産を構成する参照資産の全部ではなく一部が本要項第2項(1)イ及び／又は第3項(2)に基づいて適式に交付済みである場合、当該参照資産の価額を考慮に入れる。）をいう。かかる金額は、計算代理人が適当と判断する要素を参照して決定される。かかる要素には、①当該時点における、適式に交付されている受領可能資産を構成する参照資産の市場価格又は価値及びその他の関連する経済変数（金利、また適用ある場合には外国為替レート等）、②本社債が予定満期日若しくは失効日及び／又は予定早期償還日若しくは行使日まで償還されなかったと仮定した場合の本社債の残存期間、③本社債が予定満期日若しくは失効日及び／又は予定早期償還日若しくは行使日まで償還されなければ支払われるべきであったと思われる、当該時点における最低の償還額又は消却額、④内部の価格決定モデル、並びに⑤その他の市場参加者が本社債と同様の証券の買値として提示しうる価格が含まれるが、これらに限らない。計算代理人は、上記の市場価値を決定する際、ヘッジ・ポジション及び／又は関連する資金調達関連の取決めの解約に関連して発行会社又はその関連会社が負担し又は負担することとなる、一切の費用、料金、手数料、発生額、損失、源泉徴収額及び経費に関する控除を反映するために当該金額を調整することができる。

「障害現金決済日」とは、	障害現金決済価格の支払を選択する旨の通知を行なった日から5関連決済日後の日又はその他当該通知に記載する日をいう。
「最終価格」とは、	最終評価日における株価終値をいう。
「最終評価日」とは、	満期日の5予定取引日前の日をいう。
「先物又はオプション取引所」とは、	対象株式に関するオプション契約又は先物契約における関連する取引所をいう。
「市場障害事由」とは、	<p data-bbox="715 598 1230 624">以下の事由が発生又は存在していることをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="715 640 1458 705">① 当該評価時刻に終了する1時間においていつでも、計算代理人が重大であると決定する取引障害 <li data-bbox="715 721 1458 786">② 当該評価時刻に終了する1時間においていつでも、計算代理人が重大であると決定する取引所障害 <li data-bbox="715 801 847 837">③ 早期終了
「支払不能」とは、	<p data-bbox="715 891 1458 1131">対象株式発行会社の任意若しくは強制的清算、破産、支払不能、解散、終了若しくは整理又は対象株式発行会社に影響を与える類似の手続により、①対象株式全部について管財人、清算人若しくはこれらと同様の者に対する譲渡が強制された場合、又は②対象株式を保有する者がかかる株式の譲渡を法律上禁じられた場合、又は③対象株式発行会社が、解散、終了若しくは消滅（場合による。）した場合をいう。</p>
「支払不能の届出」とは、	<p data-bbox="715 1184 1458 1926">支払不能若しくは破産の宣告、若しくは破産法、支払不能法若しくは債権者の権利に影響を与える他の類似の法律に基づく他の何らかの救済を求める手続を、対象株式発行会社が提起し、若しくは対象株式発行会社の設立地若しくは本店所在地の法域において対象株式発行会社に対して支払不能、再生手続若しくは規制に関する主たる管轄権を有する規制当局、監督当局その他これらに類似の職務を有する者によってかかる手続が対象株式発行会社に対して提起され、若しくは対象株式発行会社がかかる手続に同意すること、又は対象株式発行会社の整理若しくは清算の申立てを対象株式発行会社が自ら提出し若しくは上記の規制当局、監督当局若しくは類似の職務を有する者によりかかる申立てが提出され、若しくは対象株式発行会社がかかる申立てに同意すること、又は対象株式発行会社が、対象株式発行会社の解散若しくは終了に関する決議を可決し若しくは通知を公表すること、又は対象株式発行会社によって支払不能若しくは破産の宣告若しくは破産法、支払不能法その他債権者の権利に影響を与える類似の法律に基づく他の何らかの救済を求める手続が対象株式発行会社に対して提起され、若しくは、債権者によって対象株式発行会社の整理若しくは清算の申立てが提出され、かつ、各場合について、当該提起若しくは提出の15日以内に、当該手続が棄却、取消、延期若しくは制限されないことをいう。</p>

- 「修正翌営業日調整」とは、当該日が営業日でない場合に、翌営業日が当該日となる（但し、それにより翌暦月にずれ込む場合には、当該日は直前の営業日に繰り上げられる。）調整方法をいう。
- 「障害日」とは、当該本取引所がその通常取引セッションの間に取引を行うことができない、又は市場障害事由が生じている予定取引日をいう。
- 「上場廃止」とは、対象株式について、対象株式が本取引所において（合併事由又は公開買付以外の）何らかの理由により上場又は取引されないこととなり、又はされなくなり、それと同時に、本取引所と同じ国に所在する取引所若しくは相場表示システムにすぐには再上場又は再取引されない旨を当該本取引所が、当該本取引所の規則に従い発表することをいう。疑義を避けるために付言すれば、本取引所が米国に所在する場合で、対象株式がニューヨーク証券取引所、NYSE MKT LLC、ナスダック・グローバル・セレクト・マーケット又はナスダック・グローバル・マーケット（又はこれらの承継者）のいずれにおいてもすぐには再上場、再取引又は再値付けされない場合も上場廃止に該当する。なお、対象株式がかかる取引所又は相場表示システムにおいて直ちに再上場、再取引又は再値付けされる場合は、その取引所又は相場表示システムが「本取引所」とみなされる。
- 「潜在的調整事由」とは、以下のいずれかの事由又は対象株式発行会社による以下のいずれかに関する条件の公表をいう。
- ① 対象株式の分割、併合若しくは種類変更（合併事由を除く。）、又は既存株主に対する無償発行、資本組入れ発行。
 - ② 対象株式の現存株主に対する(A)追加の対象株式の分配、発行若しくは配当、(B)対象株式を保有する者に対する支払と同順位若しくは当該支払に比例して、対象株式発行会社の配当及び／若しくは残余財産の支払を受ける権利を付与するその他の株式若しくは有価証券の分配、発行若しくは配当、(C)会社分割等の理由により対象株式発行会社が取得若しくは保有する（直接的か間接的かを問わない。）他の発行会社の株式若しくはその他の有価証券の分配、発行若しくは配当、又は(D)その他の有価証券、新株購入権若しくは新株予約権若しくはその他の資産の分配、発行若しくは配当であって、いずれの場合においてもそれらの対価（金銭かどうかを問わない。）が計算代理人の決定する実勢の市場価格を下回る場合。
 - ③ 対象株式1株当たりの金額が、特別配当として特徴付けられるべきであると計算代理人が決定した場合。
 - ④ 全額払い込まれていない対象株式に関する対象株式発行会社による払込催告。
 - ⑤ その原資が利益から又は資本からによるか、及び買戻しの対価が金銭、有価証券その他であるかを問わない、対象株式発行会社又はその子会社による対象株式の買戻し。
 - ⑥ 対象株式発行会社に関して、一定の事由の発生時に優先株式、ワラント、債務証券又は新株引受権をその市場価値を下回る価格で

分配することを定めるライツプラン又は敵対的買収防衛策に基づき、対象株式発行会社の普通株式又はその他の資本株式から何らかの株主権利が分配され、又は分離されることとなる事由。但し、当該事由の結果行われた調整は、当該権利の消却時に再調整されるものとする。

⑦ 対象株式の理論価値を希薄化又は凝縮化する効果を有するその他の事由。

「早期終了」とは、取引所営業日において予定終了時前に当該本取引所が取引を終了することをいう。但し、本取引所が、①当該取引所営業日における本取引所の通常取引セッションにおける実際の終了時刻及び②当該取引所営業日の評価時刻における取引実行のために本取引所のシステムに入力されるべき注文の提出期限のいずれか早い時間の1時間前までに、当該早期終了時刻のアナウンスをした場合を除く。

「早期償還事由」とは、早期償還評価日における株価終値が、早期償還判定水準以上である場合をいう。

「早期償還判定水準」とは、当初価格の105.00%に相当する円貨額(小数第3位を四捨五入して第2位まで求める。)をいう。

「早期償還評価日」とは、2016年7月20日の利払日(同日を含む。)から満期日(同日を含まない。)までの各利払日の5予定取引日前の日をいう。

「早期償還日」とは、関連する早期償還評価日の直後の利払日をいう。

「対象株式」又は「参照資産」とは、対象株式発行会社の普通株式をいう(ロイター銘柄コード:7261.T)。

「対象株式発行会社」とは、マツダ株式会社をいう。

「単元株数」とは、100株の対象株式の単元株数をいう。但し、本取引所により決定される対象株式の単元株数の変更に従う。

「通貨障害事由」とは、任意のシリーズに関して、一つ又は複数の通貨に影響を及ぼす事象の発生又はかかる事象の公的な宣言で、決済通貨に関する義務を履行し又はその他の方法でかかるシリーズの支払・決済又はヘッジを行う発行会社の能力が著しく阻害され又は損われると発行会社が裁量により判断するものをいう。

「当初価格」とは、2016年4月20日(以下「当初価格決定日」という。)現在の株価終値をいう。

「取引障害」とは、本取引所における対象株式の取引に関して、本取引所の値幅制限を超える株価変動その他の理由により、本取引所その他による取引の停止若しくは毀損若しくは当該取引に課せられた制限をいう。疑義を避けるために付言すれば、①当該本取引所の値幅制限を超える株価変動、②注文の不均衡、又は③買い呼び値と売り呼び値の不一致は、取引障害の趣旨において取引の停止又は制限とみなされる。

「取引所営業日」とは、	本取引所における取引が予定終了時よりも早く終了する日を含み、本取引所においてその通常取引セッションの間に取引が行われる予定取引日をいう。
「取引所障害」とは、	市場参加者が一般に本取引所において対象株式の取引を実行し、又はその時価を取得する機能を失い、又は毀損する事由（但し、早期終了にかかる事由を除く。）をいう。
「ロックイン事由」とは、	観察期間中のいずれかの予定取引日において、株価終値がロックイン判定水準以下であることをいう。
「ロックイン判定水準」とは、	当初価格の70.00%に相当する円貨額（小数第3位を四捨五入して第2位まで求める。）をいう。
「評価時刻」とは、	(i)市場障害事由が発生しているか否かを決定する目的においては、評価される各対象株式に関連する当該本取引所の予定終了時をいう。当該本取引所が予定終了時より早く終了し、特定の評価時刻が通常取引セッションの実際の終了時刻の後である場合には、評価時刻は、当該実際の終了時刻とする。(ii)その他のあらゆる状況においては、関連する取引所によって対象株式の公式の終値が公表される時刻をいう。
「評価日」とは、	①当初価格の決定に関しては当初価格決定日、②利息計算期間についての利率の決定に関しては、かかる利息計算期間に関する利率判定評価日、③早期償還事由が発生しているか否かの決定に関しては、当該早期償還日の直前の早期償還評価日、また④満期償還額又は最終現物償還受領可能資産の決定に関しては、（ロックイン事由が発生した場合における最終価格については）最終評価日及び（ロックイン事由が発生しているか否かの決定については）観察期間中のあらゆる予定取引日をいう。なお、かかる日が予定取引日でない場合、直後の予定取引日を評価日とする。
「ヘッジ障害」とは、	発行会社及び／又はそのいずれかの関連会社が、商業的に合理的な努力を尽くした上で、(A)関連するシリーズに関する発行及び自身の債務の履行に係る価格リスクをヘッジするために発行会社が必要と判断する取引若しくは資産の取得、設定、再設定、代替、維持、解約若しくは処分を行うことができない場合、又は(B)かかる取引若しくは資産による利益を換価、回収、受領、還流、移転若しくは送金することができない事態をいう。
「ヘッジ・ポジション」とは、	発行会社又はその関連会社が個別に又はポートフォリオ・ベースで本社債に関する発行会社の義務をヘッジするために購入、売却、加入又は継続する一つ又はそれ以上の①証券、オプション、先物、デリバティブ若しくは外国為替に関するポジション若しくは契約、②株式貸借契約、又は③その他の商品若しくは合意をいう。
「法の変更」とは、	本社債の約定日（2016年3月28日）以降、①適用される法律、規則、規程、命令、判決若しくは手続（税法、並びに適用ある規制当局、税

務当局及び／又は取引所の規則、規程、命令、判決又は手続を含むがこれらに限らない。)の採択若しくは公布若しくは変更、又は②正当な管轄権を有する裁判所、法廷若しくは規制当局(米国商品先物取引委員会又は関連する取引所若しくは取引施設を含むがこれらに限らない。)による適用される法律若しくは規則の公式又は非公式の解釈の公表、変更若しくは公示(税務当局が講じたあらゆる措置を含む。)により、発行会社が、(a)約定日において関連するヘッジ当事者が想定していた方法での発行会社及び／若しくはその関連会社による本社債に関連するヘッジ・ポジション、若しくは本社債に係る証券、オプション、先物、デリバティブ若しくは外国為替に関する契約の保有、取得、取引、若しくは処分が、違法となるか、若しくは違法となることが相当程度見込まれるか、若しくは違法となったか、又は(b)発行会社若しくはそのいずれかの関連会社が(x)本社債に基づく自身の義務の履行において(租税債務の増加、税制上の優遇措置の減少、その他の当該会社の課税状況に対する不利な影響による場合を含むがこれらに限らない。)、若しくは(y)本社債に関連するヘッジ・ポジション、若しくは本社債に係る証券、オプション、先物、デリバティブ若しくは外国為替に関する契約の取得、設定、再設定、代替、維持、解約若しくは処分において、負担する費用が著しく増加することになると判断した場合をいう。

「本取引所」とは、

東京証券取引所その承継者、又は対象株式の取引が臨時に場所を移して行われている代替の取引所若しくは相場表示システム(但し、計算代理人が、かかる臨時の代替取引所若しくは相場表示システムにおいて対象株式に関して元の取引所における場合に匹敵する程の流動性がある旨決定することを条件とする。)をいう。

「予定終了時」とは、

本取引所及び予定取引日に関し、当該予定取引日における当該本取引所の週日の予定された終了時刻をいう。時間外又は通常取引セッション外の他の取引は考慮しない。

「予定取引日」とは、

本取引所がその通常取引セッションのために取引を行う予定の日をいう。

「予定評価日」とは、

障害日を生じさせた事由の発生がなければ評価日となるべきであった元の日をいう。

「利率判定水準」とは、

当初価格の85.00%(小数第3位を四捨五入して第2位まで求める。)をいう。

「利率判定評価日」とは、

関連する利払日の5予定取引日前をいう。

課税上の取扱い

課税一般について

以下に記載された情報は、現在本社債について適用される税法及び慣行の完全な要約ではない。本社債に関する取引(購入、譲渡及び／又は償還を含む)、本社債に対する金利又はプレミアムの発生又は受領及び本社債の所持人の死亡は、投資家に税務上の影響を与える可能性がある。税務上の影響は、とりわけ見込み投資家の税務上の居住地及び／又は地位によって異なりうる。それゆえ投資家は、本社債に関する取引により生ずる税務上の取扱い、

又は各自が税務上居住者とされる、若しくは納税の義務を負っている法域における税法上の影響について、各自の税務顧問に助言を求めるべきである。とりわけ、関係課税当局が本社債に基づく支払をどのように特徴付けるかについては、いかなる表明もなされない。

本社債の買主及び／又は売主は、本社債の発行価格又は購入価格（異なる場合）に加えて、印紙税及びその他の税の支払を要求される可能性がある。

以下に定義される用語は、関連する項目のみを目的として定義される。

以下において、本件貯蓄指令とは、貯蓄所得に対する課税に関する欧州理事会指令（2003/48/EC）をいう。

1. 英国の租税

以下は、英国の現行の税法及び英国歳入税関庁の公表済みの実務に基づく一般的な記載であり、英国の課税に関する特定の側面のみに関連して、発行会社が英国の現行の法律及び実務につき理解している事項を要約したものである。下記は、全ての事項を網羅したものではない。また、本社債の実質的所有者のみに関するものであり、特別規則の適用対象となる、特定のクラスの納税者（本社債の取引を業とする者、特定のプロ投資家及び発行会社と関係を有する者）に対しては適用されない。

投資家で、英国以外の法域で課税される可能性のある者又は課税状況について確信が持てない者は、各自で専門家の助言を受けるべきである。

(1) 源泉徴収税

(a) 発行会社のみによる利息の支払

発行会社は、発行会社が2007年所得税法（以下「本件法」という。）の第991条に定義される銀行である限り、かつ、本社債に対する利息が本件法第878条に定義される通常の業務過程において支払われる限り、英国の租税に関して源泉徴収又は控除を行うことなく利息を支払うことができる。

(b) 特定の本社債権者への利息の支払

本社債の利息は、その支払が行われる時点において発行会社が以下のいずれかに該当すると合理的に確信できる場合にも、英国の租税に関して源泉徴収又は控除を行うことなくこれを支払うことができる。

(i) 本社債につき支払われる利息を実質的に受ける権利を有する者が、かかる利息の支払に関して英国法人税の課税対象となっていること。

(ii) 支払が本件法第936条に記載の課税が免除される団体又は者の区分の一つに対してなされること。

但し、英国歳入税関庁が、（かかる利息の支払が、支払が行われる時点において「除外される支払」に該当しないと同庁が確信する合理的な根拠を有する場合において）税金を控除した上で利息を支払うよう指示した場合はこの限りではない。

(c) その他の源泉徴収

その他の場合には、他の非課税規定（上記の非課税規定とは異なるもの）若しくは免除規定を利用できる場合、又はかかる免除について適用される二重課税防止条約により英国歳入税関庁から別途の指示を受けた場合を除いて、基準税率により、本社債の利息の支払から英国の所得税に関して一定の額の源泉徴収を行うことを要する場合がある。

さらに、他の非課税若しくは免除規定を利用できる場合、又はかかる免除について適用される二重課税防止条約により英国歳入税関庁から別途の指示を受けた場合を除いて、英国の課税上、かかる支払が利息に該当しないものの、年次の支払又は（現物決済が可能な社債券の場合は）「マニユファクチャード・ペイメント」のいずれかに該当する場合には、基準税率により、本社債の支払から英国の所得税に関して一定の額の源泉徴収を行うことを要する場合がある。

(d) 解釈

上記において言及される「利息」とは、英国の税法上の「利息」をいい、特に、プレミアム付きで償還される本社債の償還額のプレミアム要素は、上述した源泉徴収税に関する規定の対象となる利息の支払を構成する場合がある。特定の場合においては、本社債が割引で発行される際の割引額についても同様である。なお、上記の内容は、他の法律上有効であるか、又は本社債若しくはその関連文書の条件により設けられることのある、「利息」又は「元本」の別段の定義を考慮していない。

(2) 報告要件

英国歳入税関庁は、特定の状況において情報を取得する権限を有する。英国歳入税関庁は、本社債から生じた支払を受ける（又は受ける権利を有する）者、（別の者から受領したか又は別の者を代理して）かかる支払を行う者、利息の支払又は計上を行うか又は仲介する者、その他の者を代理して本社債の取引（本社債の発行を含む。）を実行するか又はかかる取引の当事者となる者、本社債の取引に関する登録機関又は管理機関、及び本社債の登録又は記名された各所持人を含む者から、情報を取得することができる。英国歳入税関庁が取得可能な情報には、本社債の実質所有者の詳細、本社債がその者のために保有されている者又は支払を受けることとなる者の詳細（及び、複数名の場合にはそれぞれの者の持分）、本社債の取引に関する情報及び文書、並びに英国国内で受領又は留保される金員に対して支払われるか又は計上される利息について、かかる利息に関連する本社債の識別情報が含まれる。

特定の状況においては、英国歳入税関庁が上記の権限を利用して取得した情報は、他の法域の税務当局との間で交換される場合がある。

投資家においては、本件貯蓄指令に関する下記の開示も参照されたい。

(3) 国の印紙税及び印紙税保留税

(a) 発行

一般に、本社債の発行に対して英国の印紙税又は印紙税保留税（以下「SDRT」という。）は課されない。但し、下記(a)、(b)及び(c)のすべての条件が満たされる場合には、本社債の預託証券システム又はクリアランス・サービス（又はそれらのノミニー）に対する発行に対して1.5%の税率によるSDRTが課される場合がある。

(i) 本社債が「免除される借入資本」（下記参照）に該当しないこと。

(ii) 本社債が、資本税指令（理事会指令2008/7/EC）第5条(2)の範囲に含まれていないこと。

(iii) 現物決済の規定が存在すること。

預託証券システム又はクリアランス・サービス（又はそれらのノミニー）以外での発行に対しては、さらに1.5%を上限とする税率による印紙税が課される場合がある。本社債は、それが「借入資本」（1986年財政法第78条に定義）に該当し、かつ、下記の4つの権利のうちいずれも付されていない（また、下記(ii)乃至(iv)の場合には、いずれも付されることがない）場合に、「免除される借入資本」に該当することとなる。

(i) 有価証券の所持人のための、有価証券を株式若しくはその他の有価証券に転換することを選択する権利、又は株式若しくはその他の有価証券（同じ内容の借入資本を含む。）を取得する権利。

(ii) その金額が、資本の名目金額に対する合理的な商業リターンを上回る利息に対する権利。

(iii) その金額が、程度を問わず、事業若しくはその一部の業績、又はいずれかの資産の価値を参照して決定されるものであり又はそのように決定されることとなった、利息に対する権利。

(iv) 払戻しに関して、資本の名目金額を上回り、かつロンドン証券取引所のオフィシャル・リストに掲載されている借入資本の発行条件に基づいて一般的に（同等の資本の名目金額に対して）払い戻される金額に合理的に相当しない金額に対する権利。

(b) 本社債の譲渡

クリアランス・サービスを介して保有される本社債に対する権利の譲渡は、第97条Aに基づく選択を行っていない限り、英国の印紙税又はSDRTを発生させるものではない。

本社債が、免除される借入資本に該当せず、かつクリアランス・サービスを介して保有されていない場合には、以下が適用される。

(i) かかる本社債を譲渡する合意がなされた場合、課税対象となる対価に対して0.5%の税率でSDRTが課される可能性がある。

(ii) また、かかる本社債を譲渡するためのあらゆる書類について、0.5%の印紙税が課される可能性がある。

但し、印紙税に関する債務が、SDRTに関する債務が発生してから6年以内に支払われた場合には、SDRTに関する債務は取り消され、又は（場合によっては）払い戻される。

(c) 本社債の償還又は決済

本社債について現物決済が可能な場合、特定の状況においては、本社債の現物決済に対して0.5%の印紙税又はSDRTが課される可能性がある。かかる印紙税又はSDRTが課される場合において、決済が預託証券システム又はクリアランス・サービスに対する関連資産の移転によって行われる場合には、印紙税は1.5%とより高い税率で課される可能性がある。

(d) クリアランス・サービス

前記において、ユーロクリア・バンク及びクリアストリーム・ルクセンブルクが運営する決済システムは「クリアランス・サービス」に該当するが、ユーロクリア・ユーカー・アンド・アイルランドが運営するCRESTシステムは「クリアランス・サービス」に該当しない。

2. 欧州連合の租税

貯蓄所得に対する課税に関するEU指令（以下「本件貯蓄指令」という。）

貯蓄所得に対する課税に関する欧州理事会指令（2003/48/EC）（以下「本件貯蓄指令」という。）に基づき、各加盟国は、その法域の者が他の加盟国に居住する個人又は特定の非法人組織に対して行ったか又はそれらの者のために回収した利息及びこれに類する所得の支払（以下「貯蓄所得」という。）について、その詳細をかかると他の加盟国の税務当局に提供することを要求されている（なお、かかる目的において、本社債に対する利息の支払は貯蓄所得に該当する。）。但し、移行期間中、オーストリアは、この要件に代えて、かかる支払に関して源泉徴収制度を適用し、漸次的に35%まで上昇する税率で税金を控除する。移行期間は、特定のEU非加盟国がかかると支払に関する情報交換に合意した後、最初の完全な財政年度の終了時に終了する。

スイスを含む複数のEU非加盟国、及び特定の加盟国の特定の属領又は自治領は、その法域の者が加盟国に居住する個人又は特定の非法人組織に対して支払った貯蓄所得に関して類似の措置（情報の提供又は経過措置としての源泉徴収（スイスの場合は源泉徴収制度））を採用し、実施している。

また、加盟国は、かかる特定のEU非加盟国及び特定の加盟国の属領又は自治領との間で、加盟国の者が特定の属領若しくは自治領又はEU非加盟国に居住する個人又は特定の非法人組織に対して支払った貯蓄所得に関する相互協定を締結している。

個人の当社債権者は、源泉徴収に関する協定を採用している加盟国又は属領若しくは自治領から貯蓄所得の支払を受けた場合、税金の源泉徴収を受けないことを選択することができる場合がある。正式な要件は、法域によって若干異なる可能性がある。一般的には、各法域は、個人の当社債権者に対し、特定の情報（納税者番号等）を作成し、本国の税務当局への、支払の詳細その他の情報の送信に同意することを要求している。他の税務当局が必要な情報を全て受領することを条件として、かかる支払は、欧州理事会指令（2003/48/EC）又は属領若しくは自治領における同指令に準拠する関連法に基づく源泉徴収を免れる。

当社債の見込み所持人においては、2014年3月24日付で、欧州理事会により、本件貯蓄指令の改正版（以下「改正指令」という。）が採択されたことに留意されたい。これは、現行の本件貯蓄指令の抜け穴を埋めることを意図したものである。改正指令は、2016年1月1日までに加盟国において導入されなければならないが、2017年1月1日から適用される予定であり、改正指令により、貯蓄指令の対象範囲が、(i)EU居住者である個人の最終的な利益のために、特定の仲介組織（加盟国において設立されたか否かを問わない。）を通じて行われる支払、及び(ii)利息に類するより広範な所得へと拡大される。

経済協力開発機構（以下「OECD」という。）は、G20から、G20が2013年に承認した金融口座情報の自動的交換に関する世界的な単一基準を推進するために必要な専門的作業を委任されている。OECDは、各国政府に対し、自国の金融機関から詳細な口座情報を取得し、それを年間ベースで他の法域と自動的に交換するよう要求する、「金融口座情報に関する税務における自動的な情報交換についての世界基準」（Standard for Automatic Exchange of Financial Account Information in Tax Matters）（以下「共通報告基準」という。）の完全版を公表した。2014年12月9日、EU経済・財務相理事会は、共通報告基準を実質的に組み込んだ、（租税の分野における義務的な自動的交換に関する）改正行政協力に関する理事会指令（Council Directive on Administrative Cooperation）（2011/16/EU）（以下「DAC」という。）を正式に採択した。EU加盟国は、2015年12月31日までに、DACを遵守するために必要な法規制及び行政上の規定を採択し、公布することを求められている。EU加盟国はまた、2016年1月1日からかかる規定を適用し、2017年9月末までに自動的交換を開始しなければならない。

そのため、欧州委員会は、オーストリアについては2017年1月1日、その他全ての加盟国については2016年1月1日までに、EU貯蓄指令を廃止する（但し、当該日より前に行われた支払いに関連する情報の報告及び交換、並びにかかると支払に対する源泉徴収税の会計処理等、行政上の義務を履行する現行の要件に引き続き従わなければならない。）ことを提案した。これは、本件貯蓄指令とDAC（欧州理事会指令（2014/107/EU）による改正を含む。）との

重複を避けるためである。また、かかる提案は、それが実施された場合、加盟国は改正指令の新たな要件を適用することを要求されなくなると定めている。

金融取引税（以下「FTT」という。）案

2013年2月14日、欧州委員会は、ベルギー、ドイツ、エストニア、ギリシャ、スペイン、フランス、イタリア、オーストリア、ポルトガル、スロベニア及びスロバキア（以下「参加加盟国」という。）における共通FTTに関する指令案（以下「委員会案」という。）を公表した。

委員会案は、非常に広範であり、実施された場合、特定の状況において、本社債に関する特定の取引（流通市場取引を含む。）に適用される可能性がある。欧州委員会規則第1287/2006号第5(c)条に言及される発行市場取引は、適用を除外される見込みである。

委員会案によると、FTTは、特定の状況において、参加加盟国の国内・国外のいずれの者にも適用される可能性がある。一般的には、FTTは、当事者のうち少なくとも1者が金融機関であり、少なくとも1者が参加加盟国において設立された場合に、本社債に関する特定の取引に適用される。金融機関は、(a)参加加盟国において設立された者と取引を行うことにより、又は(b)取引の対象となる金融商品が参加加盟国において発行された場合を含む広範な状況において、参加加盟国において「設立された」金融機関となるか又はそのようにみなされる。

但し、FTT案は、依然として参加加盟国間における交渉を要し、かかる税金の範囲及び施行については不明確である。さらなるEU加盟国が参加を決定する可能性もある。

本社債の見込み所持人においては、FTTについて各自で専門家の助言を受けるべきである。

3. 日本国の租税

以下は本社債に関する日本国の租税上の取扱いの概略を述べたにすぎず、本社債に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本社債に投資することによるリスクや本社債に投資することが適当か否かについて各自の会計・税務顧問に相談する必要がある。

日本国の租税に関する現行法令（以下「日本の税法」という。）上、本社債は公社債として取り扱われるべきものと考えられるが、その取扱いが確定しているわけではない。仮に日本の税法上、本社債が公社債として取り扱われなかった場合には、本社債に対して投資した者に対する課税上の取扱いは、以下に述べるものと著しく異なる可能性がある。

さらに、日本の税法上、本社債のように、社債の償還時において、社債が対象株式に交換されるものに関して、その取扱いを明確に規定したものはない。将来、日本の税務当局が対象株式のような株式に交換される社債に関する取扱いを新たに決めたり、あるいは日本の税務当局が日本の税法について異なる解釈をし、その結果本社債に対して投資した者の課税上の取扱いが、以下に述べるものと著しく異なる可能性がある。

(i)本社債は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。

(ii)本社債の利息は、一般的に利息として取扱われるものと考えられる。日本国の居住者が支払を受ける本社債の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本の税法上20.315%（所得税、復興特別所得税及び地方税の合計）の源泉所得税を課される。さらに、日本国の居住者は、申告不要制度又は申告分離課税を選択することができ、申告分離課税を選択した場合、20.315%（所得税、復興特別所得税及び地方税の合計）の税率が適用される。日本国の内国法人が支払を受ける本社債の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本の税法上15.315%（所得税及び復興特別所得税の合計）の源泉所得税を課される。当該利息は当該法人の課税所得に含められ、日本国の所得に関する租税の課税対象となる。但し、当該法人は当該源泉所得税額を、一定の制限の下で、日本国の所得に関する租税から控除することができる。

(iii)本社債の譲渡又は償還による損益のうち、日本国の居住者に帰属する譲渡益又は償還差益は、20.315%（所得税、復興特別所得税及び地方税の合計）の税率による申告分離課税の対象となる。但し、特定口座のうち当該口座内で生じる所得に対する源泉徴収を日本国の居住者が選択したもの（源泉徴収選択口座）における本社債の譲渡又は償還による所得は、確定申告を不要とすることができ、その場合の源泉徴収税率は、申告

分離課税における税率と同じである。また、内国法人に帰属する譲渡損益又は償還差損益は当該法人のその事業年度の日本国の租税の課税対象となる所得の金額を構成する。

本社債の償還が発行者以外の者の発行する株式によってなされる場合、日本国の居住者が本社債の元金の償還により交付を受ける金額（償還の日における当該株式の終値に交付される株式の数を乗じて計算される金額。その他に対価が現金で支払われる場合にはこれを加えた金額。）は本社債の譲渡に係る収入金額とみなされて、償還差損益に係る課税がなされる。内国法人の場合には、当該償還差損益は当該法人のその事業年度の日本国の租税の課税対象となる所得の金額を構成するが、組込デリバティブ部分を区分した場合の償還差損益の算出方法は日本国の居住者に帰属する場合の算出方法とは異なる可能性がある。

(iv) 日本国の居住者は、本社債の利息、譲渡損益及び償還差損益について、一定の条件で、他の社債や上場株式等の譲渡所得、利子所得及び配当所得と損益通算及び繰越控除を行うことができる。

(v) 外国法人の発行する社債から生ずる利息及び償還差益は、日本国に源泉のある所得として取り扱われない。したがって、本社債に係る利息及び償還差益で、日本国に恒久的施設を持たない日本国の非居住者及び外国法人に帰属するものは、通常日本国の所得に関する租税は課されない。同様に、本社債の譲渡により生ずる所得で日本国に恒久的施設を持たない日本国の非居住者及び外国法人に帰属するものは、日本国の所得に関する租税は課されない。

(vi) 本社債の償還が発行者以外の者の発行する株式によってなされる場合、租税特別措置法（所得税関係）通達37の10-9の3により、償還の日における当該株式の終値が当該株式の取得価額となる。

本社債に関するリスク要因

本社債への投資は、対象株式の株価の動向により直接的に影響を受ける。株式投資にかかるリスクに耐え、かつ、そのリスクを評価し得る経験豊富な投資家のみが、本社債の投資に適している。本社債への投資を予定する投資家は、本社債へ投資をすることが適当か否かを判断する際に、以下のリスク要因を検討すべきである。なお、本リスク要因中に使用される用語の定義については上記「社債の要項の概要 16. 定義」を参照のこと。

元本リスク

各本社債の満期における償還は、ノックイン事由が発生し、最終価格が行使価格未満であった場合、最終現物償還受領可能資産の交付をもって行われる。かかる場合、本社債について満期日に受領される財産的価値（以下「満期償還価値」という。）は、対象株式の株価により直接影響を受け、したがって、当初投資された元本金額を下回り、対象株式発行会社につき破産手続が開始された場合などに最小価値で0（ゼロ）となる可能性がある。

投資利回りリスク

本社債の満期償還において、上記「元本リスク」記載のとおり、本社債の満期償還価値が額面金額を下回る場合には、本社債の投資利回りがマイナスになる（すなわち、投資家が損失を被る）可能性がある。また、市場状況の変化により、将来、本社債よりも有利な条件の類似する社債が同一の発行会社から発行される可能性もある。また、対象株式の株価が本社債発行後上昇したとしても、本社債の満期償還は額面金額（元本）の償還と利息の支払によって行われるので、投資家は対象株式の株価の上昇分を享受することができない。したがって、本社債への投資は、対象株式に直接投資した場合に比べ、投資利回りが低くなる可能性もある。

利率変動リスク

本社債の利率は、2016年7月20日の利払日に支払われる利息については固定利率が適用されるが、2016年10月20日以降の各利払日については、株価終値の水準により適用される利率が変動する。関連する各利率判定評価日の株価終値が利率判定水準未満の場合、関連する利払日に支払われる利息について適用される利率は、年率0.10%となる。

早期償還による再投資リスク

本社債は、一定の条件が満たされた場合、いずれかの早期償還日に本社債の額面金額で償還されることがある。本社債が満期日より前に償還された場合、投資家は、当該償還の日（いずれも当日を含まない。）までの利息を受け取るが、当該償還の日から後のかかる期限前償還がなされなければ受領するはずであった利息を受領することができなくなる。さらに、かかる償還額をその時点での一般実勢レートで再投資した場合に、投資家は、かかる期限前償還がなされない場合に得られる本社債の利息と同等の利回りを得られない可能性がある。

株式償還リスク

各本社債の満期償還は、最終現物償還受領可能資産の交付により行われる場合があるが、発行会社は本社債の償還のため必要となる可能性のある対象株式を現在保有していない。発行会社は、当該株式につき流動性が欠如する場合には、株式市場より必要な株式を迅速に調達できなくなる可能性があり、本社債の償還に支障が生じることもあり得る。また、市場障害事由又は受渡障害事由の発生により、その受渡決済ができない場合があり得る。

調整事由等による調整

本社債の存続期間中、当初価格、行使価格、ロックイン判定水準、早期償還判定水準、利率判定水準及び／又は対象株式数等は、潜在的調整事由、合併事由等の事由の発生により調整されることがある。

配当

各本社債の償還が最終現物償還受領可能資産の交付によりなされた場合においても、その交付前に発生した対象株式の配当が支払われることはない。したがって、本社債の投資利回りも、対象株式を保有した場合の投資利回りとは異なる。

発行会社及び対象株式発行会社の信用リスク

本社債の利息及び償還金額の支払は発行会社の義務となっている。したがって、発行会社の財務状況の悪化などにより発行会社が本社債の利息又は償還金額を支払わず、又は支払うことができない場合には、投資家は損失を被り又は投資元本を割り込むことがある。また、各本社債の償還は最終現物償還受領可能資産の交付により行われる場合があるため、対象株式発行会社の信用低下により、投資家は損失を被り又は投資元本を割り込むことがある。

対象株式発行会社の情報開示

本社債の発行会社、売出人及びユーロ市場における引受人は、対象株式発行会社の開示された企業情報に関し独自の調査を行っておらず、その正確性及び完全性について何ら保証するものではない。対象株式発行会社による企業情報開示に虚偽記載等があった場合には、対象株式の株価の下落につながる可能性があり、本社債の財産的価値の下落にもつながる可能性がある。

不確実な流通市場

本社債の流通市場は確立されていない。発行会社、計算代理人ならびに日本国における売出しに関連する売出人は、売出された本社債につき買取る義務を負うものではない。また、発行会社及び売出人は、特に必要が認められない限り、本社債権者向けに流通市場を創設するため本社債の売買を行う予定もない。本社債は非流動的であるため、満期日前の本社債の中途売却価格は、対象株式の株価、発行会社の財務状況、一般市場状況やその他の要因により、当初の投資額を著しく下回る可能性がある。また、市場環境の変化により流動性（換金性）が著しく低くなった場合、売却することができない可能性がある。

中途売却価格に影響する要因

償還前の本社債の価値及び中途売却価格は、償還前の本社債の価値及び中途売却価格に複雑な影響を与える様々な要因に影響される。但し、かかる要因の影響が相互に作用し、それぞれの要因を実質上打ち消す可能性がある。

① 対象株式の株価

一般的に、対象株式の株価の下落は本社債の価値に悪影響を与えると予想され、また、対象株式の株価の上昇は、本社債の価値に良い影響を及ぼすと予想される。

② 対象株式の株価の予想変動率

予想変動率とは、ある期間に予想される価格変動の幅と頻度の基準を表わす。一般的に、対象株式の株価の予想変動率の上昇は本社債の価値に悪影響を与え、予想変動率の下落は本社債の価値に良い影響を及ぼす。しかし、かかる影響の度合いは対象株式の株価水準や本社債の償還日までの期間によって変動する。

③ 配当利回りと株式保有コスト

対象株式の配当利回りの上昇、あるいは株式保有コストの下落は、本社債の価値を下落させる方向に作用し、逆に対象株式の配当利回りの下落、あるいは株式保有コストの上昇は、本社債の価値を上昇させる方向に作用すると予想される。

④ 金利

一般的に、円金利が上昇すると本社債の価値に悪影響を与える。円金利が下落すると本社債の価値に良い影響を及ぼす。但し、かかる影響の度合いは、対象株式の株価水準や本社債の償還日までの期間によって変動する。

⑤ 本社債の発行会社及び対象株式発行会社の格付

本社債の価値は、投資家による発行会社及び対象株式発行会社の信用度の一般的な評価により影響を受けると予想される。通常、かかる認識は、格付機関から付与された格付により影響を受ける。本社債の発行会社及び対象株式発行会社に付与された格付が下落すると、本社債の価値は減少し、格付が上昇すると価値が増加する可能性がある。

⑥ 発行会社の財務・信用状況

発行会社の経営・財務・信用状況の悪化により、本社債の価値は悪影響を受ける。

対象株式の株価に影響を与える市場活動

計算代理人、売出人及びそれらの関係会社は、通常業務の一環として、自己勘定又は顧客勘定で株式現物、先物及びオプション市場での取引を定期的に行うことができる。計算代理人、売出人及びそれらの関係会社は、法規制上問題のない範囲で、株式現物、先物又はオプションの売買によりトレーディング・ブック上のエクスポージャー及びオフ・バランス・ポジションをヘッジし、また、エクスポージャーの存続期間中の市況の変化に伴いヘッジを調整（増減）することがある。かかる取引、ヘッジ活動及びヘッジ活動の中止は、対象株式の株価及びその予想変動率に影響を与える可能性があり、その影響を通じて、行使価格、満期償還の方法及び本社債の中途売却価格に影響を及ぼす可能性がある。

課税

日本の税務当局は本社債についての日本の課税上の取扱いについて明確にしていない。上記の「課税上の取扱い 3. 日本国の租税」の項を参照のこと。本社債に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本社債に投資することによるリスクや本社債に投資することが適当か否かについて各自の会計・税務顧問に相談することが望ましい。

潜在的利益相反

本社債については、発行会社であるパークレイズ・バンク・ピーエルシーが計算代理人を務める。場合によっては、発行会社としての立場と、本社債の計算代理人としての立場の利害が相反することがありうる。計算代理人としてのパークレイズ・バンク・ピーエルシーは、計算代理人としての職務を忠実に遂行し、合理的な判断を下す義務を負っているが、このような潜在的な利益相反が起こりうることに留意する必要がある。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

(発行会社のような) パークレイズ・グループの銀行又は投資会社が破綻する又はその可能性がある場合における規制措置が、本社債の価値に重大な悪影響を与える可能性がある

銀行再建・破綻処理指令（「BRRD」）は、金融機関及び投資会社並びにその子会社及び一定の持株会社の再建並びに破綻処理に関するEU規模の体制について定めている。BRRD（バイルイン・ツールを含む。）は、FCA及びPRAの関連規則の大多数とともに、英国において2015年1月に施行された。負債に関するバイルインの契約上の認識について定めたPRAの最終規則は、2016年1月1日に発効した。BRRDが定める大多数の要件（バイルイン・ツールを含む。）は、2009年英国銀行法（その後の改正を含む。）（「英国銀行法」）の修正によって施行された。バイルイン・ツールに関するより詳しい情報については、下記の「英国の破綻処理当局は発行会社及び本社債に関してバイルイン・ツールを行使することができ、その結果として、本社債の保有者は投資の一部又は全額を失うこととなる可能性がある。」の項目を参照のこと。

英国銀行法に基づき、多数の英国当局には、英国の銀行又は投資会社及びその一定の関連会社に関し、同じグループに属する銀行又は投資会社が破綻する又は破綻の可能性があると判断される場合において広範な措置を実行できるよう大きな権限が付与されている。発行会社に関連してこれらの措置が実行されることにより、本社債の価値が重大な悪影響を受ける可能性がある。

英国銀行法に基づき、イングランド銀行（又は一定の状況においては英国財務省）には、PRA、FCA及び英国財務省と適宜協議の上、特別破綻処理制度（「SRR」）の一環として、大きな権限が付与されている。これらの権限により、（発行会社のような）英国の銀行又は投資会社及び「銀行グループ会社」の定義を満たすこれらの一定の関連会社（現時点で発行会社を含む。）（それぞれを該当する事業体という。）に関して、破綻処理の条件が満たされると英国の破綻処理当局が確信する状況において、英国の破綻処理当局は、破綻処理措置を実行することができる。かかる破綻処理の条件には、英国の銀行又は投資会社が、2000年金融サービス・市場法（「FSMA」）における、（FSMAセクション55Bに定められる）特定の規制対象活動を継続する権限の付与に関する最低条件を満たしていないか、満たさなくなる可能性があること、又は、EEA加盟国若しくは第三国の金融機関若しくは投資会社である英国の銀行グループ会社の場合、破綻処理の条件が満たされると当該EEA加盟国又は第三国の関連当局が確信することが含まれる。

SRRは、5つの安定化に関するオプションからなる。すなわち、(a) 該当する事業体の事業又は株式の全部又は一部の民間部門への譲渡、(b) 該当する事業体の事業の全部又は一部の、イングランド銀行が設立した「承継銀行」への譲渡、(c) 英国財務省又はイングランド銀行が完全又は部分的に所有する資産管理機関への譲渡、(d) バイルイン・ツール（以下に説明する。）及び(e) 一時的な国有化である。

また、英国銀行法は、該当する事業体について破産及び行政に関する2つの新たな手続を定めている。これに付随して英国の破綻処理当局に付与されている権限には、特定の状況において契約上の取り決めを変更する権限（本社債の要項の変更を含む場合もある。）、破綻処理権限の行使に伴い発生する可能性のある執行又は解除権を差し止める権限、及び英国銀行法に基づく権限を有効に行使することができるように（場合によっては遡及的効力をもって）英国の法律を適用しない若しくは修正する権限が含まれる。

本社債の保有者においては、破綻処理が行われる場合、該当する事業体への公的財政支援は、関連する英国の破綻処理当局によってバイルイン・ツールを含む破綻処理ツールが可能な限り最大限検討され、利用された後に、最後の手段としてのみ利用可能となるものと捉えるべきである。

破綻処理権限が行使された場合、又は行使することが示唆された場合、本社債の価値に重大な悪影響が及び、本社債の保有者が本社債に対する投資の価値の一部又は全額を失うことにつながる可能性がある。

SRRは発行会社が破産手続前の段階で発動されるよう策定された制度であり、本社債の保有者は、英国の破綻処理当局による破綻処理権限（英国のベイルイン権限を含む。）の行使を予測することができない可能性がある。

安定化に関するオプションは、該当する事業体に関する破産手続が開始される前の段階で行使されることが想定されたものである。安定化に関するオプションの目的は、該当する事業体の事業の全部又は一部が幅広い公共の利益に関して懸念を生じさせるような財政難に陥る又はその可能性が高い場合において、かかる状況に対応することにある。

英国銀行法は破綻処理権限の行使に関して特定の条件を設けており、さらに、2015年5月に公表されたEBAのガイドラインは金融機関が破綻している、あるいは破綻する可能性があるか否かの決定において破綻処理当局が適用する客観的な判断要素を定めているが、英国の破綻処理当局が、発行会社及び/又はパークレイズ・グループのその他のメンバーに影響を及ぼす破産手続前の特定の状況において、また破綻処理権限を行使するか否かを決定するにあたって、かかる条件についていかにして判断するかは、不明確である。英国の破綻処理当局はまた、破綻処理権限の行使の決定について、本社債の保有者に事前に通知する義務を負わない。そのため本社債の保有者は、かかる権限の潜在的行使について、またその行使の結果、発行会社、パークレイズ・グループ及び本社債に及ぶ潜在的影響について予測できない可能性がある。

英国の破綻処理当局による破綻処理権限の行使に対し、不服を申し立てる本社債の保有者の権利は、非常に制限される可能性がある。

本社債の保有者は、英国の破綻処理当局が破綻処理権限を行使することを決定した場合に、その決定に対し、不服を申し立てる権利、停止を求める権利又は司法手続若しくは行政手続等による見直しを求める権利を非常に制限される可能性がある。

英国の破綻処理当局は発行会社及び本社債に関してベイルイン・ツールを行使することができ、その結果として、本社債の保有者は投資の一部又は全額を失うこととなる可能性がある。

ベイルイン・ツールの行使に関する法令上の条件が満たされている場合、英国の破綻処理当局は、本社債の保有者の承諾を得ることなく当該権限を行使することが予想される。発行会社及び本社債に関してベイルイン・ツールが行使された場合、本社債について支払われるべき元本、利息又はその他の金額の全部又は一部が削減され、あるいは本社債が発行会社の株式、その他の証券若しくはその他の債務に転換され、又は本社債の要項がその他の修正若しくは変更可能性がある。

英国銀行法は、資本要求指令（CRD）IVに基づく資本調達手段の優先順位を反映するとともに、その他通常の破産手続における債権の優先順位に従って、ベイルイン・ツールが適用されるべき順序を定めている。また、ベイルイン・ツールには、株主及び債権者が該当する事業体の通常の破産手続の場合と比べて不利な取扱いを受けないようにするための明示的な保障手段（いわゆる「清算価値保障」）が含まれている。

発行会社及び本社債に関するベイルイン・ツールの行使又は当該行使の提案は、本社債の保有者の権利、本社債に対する投資の価格又は価値、及び/又は発行会社の本社債に基づく義務を履行する能力に重大な悪影響を与える可能性があり、本社債の保有者が本社債に対する投資の一部又は全額を失うことにつながる可能性がある。さらに、破綻処理措置が講じられた後に行われた評価に従い「清算価値保障」に基づく補償の請求が行われた場合でも、本社債の保有者が破綻処理によって被った損害の全額に相当する補償が行われる可能性は低く、本社債の保有者が当該補償を迅速に受けられるという保証もない。

保証された預金はペイルイン・ツールの対象から除外されており、その他優先預金（及び保証された預金）は、発行会社が発行する社債よりも優先順位が高いため、かかる社債は、発行会社の（その他優先預金のような）その他の一定の非劣後債務よりもペイルインの対象となる可能性が高い。

BRRDの要求する改正の1つとして、英国の関連法令の改正が行われ（1986年英国倒産法を含む。）、破産手続における優先順位に関して法定の序列が設定された。（i）第一に、金融サービス補償機構に基づき保証されている預金（保証された預金）は、「通常の」優先債権として既存の優先債権と同順位とし、（ii）第二に、EEA銀行のEEA支店又は非EEA支店における個人及び零細企業、中小企業のその他全ての預金（その他優先預金）は、「通常の」優先債権の次の「第2順位」の優先債権とする。また、EU預金保険指令（2015年7月までに国内法として施行予定）は、法人預金（預金者が公共部門機関又は金融機関である場合を除く。）や一時的な大口預金を含めて広い範囲の預金を対象とするため、保証される預金の種類及び額を拡大するものである。これらの変更によって、優先債権者の種類の規模が拡大されることとなる。これらの優先預金は、本社債の保有者を含む発行会社のその他の無担保優先債権者よりも破産手続における優先順位が高い。さらに、保証された預金は、ペイルイン・ツールの対象から除外される。その結果、英国のペイルイン権限が英国の破綻処理当局によって行使された場合、本社債は、発行会社のその他優先預金等のその他の非劣後債務と比較して、ペイルインの対象となる可能性が高くなる。

信用格付機関による発行会社の信用格付の引き下げは、本社債の流動性又は時価に悪影響を及ぼす可能性がある。信用格付の引き下げは、とりわけ、信用格付機関が使用する格付方法の変更を要因として生じうる。欧州の銀行及び銀行グループに対する暗黙の政府支援の水準に関して信用格付機関の見解に変更があった場合、格付の引き下げにつながる可能性がある。

発行会社に付与された格付は、信用格付機関が格付の根拠に関する状況によって正当化されると判断した場合には、信用格付機関により完全に撤回され、保留され、又は引き下げられる可能性がある。格付は時間と共に変化する数多くの要因の影響を受けうるものである。かかる要因には、発行者の戦略及び経営能力、発行者の財務状態（資本、資金調達及び流動性に関するものを含む。）、発行者の主要市場における競争及び経済の状況、発行者が事業を営む業界への政治的支援の水準、並びに発行者の法的構造、事業活動及び債権者の権利に影響を及ぼす法律上及び規制上の枠組みのそれぞれに対する信用格付機関の評価が含まれる。信用格付機関は特定の業界又は政治的若しくは経済的地域に属する発行者に適用する格付方法を修正する可能性もある。発行者の信用格付に影響を及ぼす要因が悪化（適用する格付方法の変更による場合を含む。）したと信用格付機関が判断する場合、信用格付機関は発行者及び／又は発行者の証券に付与された格付を引き下げ、保留し、又は撤回する可能性がある。特に、ムーディーズ、スタンダード&プアーズ及びフィッチは、2015年に銀行の格付（発行会社及びパークレイズ・ピーエルシーを含む。）に適用される修正格付方法をそれぞれ公表し、その結果、発行会社の格付及びパークレイズ・ピーエルシーの格付に対して信用格付措置が取られた。発行会社又はパークレイズ・ピーエルシーの格付に対する格付方法や格付措置は、信用格付機関によって、将来さらに修正される可能性がある。

発行会社が1つ又は複数の格付を維持しないと決定した場合、あるいは信用格付機関が発行会社の信用格付を撤回し、保留し、又は引き下げた場合、あるいはかかる撤回、保留又は引き下げが見込まれる場合（あるいは信用格付機関が引き下げ、保留又は撤回を意図して発行会社の信用格付を「クレジット・ウォッチ」に指定した場合）、かかる事由は、上記の要因の結果として発生したかその他により発生したかにかかわらず、本社債の流動性又は時価に悪影響を及ぼしうる。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当なし。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当なし。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 2014年度（自平成26年1月1日 至平成26年12月31日）

平成27年5月29日 EDINETにより関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 2015年度中（自平成27年1月1日 至平成27年6月30日）

平成27年9月30日 半期報告書をEDINETにより関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を平成27年7月13日に関東財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を平成27年11月9日に関東財務局長に提出

4【外国会社報告書及びその補足書類】

該当なし。

5【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当なし。

6【外国会社臨時報告書】

該当なし。

7【訂正報告書】

訂正報告書（上記1の有価証券報告書の訂正報告書）を平成27年8月13日に関東財務局長に提出。

第2【参照書類の補完情報】

該当なし。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第四部【保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当なし。

第2【保証会社以外の会社の情報】

マツダ株式会社の情報

1【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

(1) 対象株式発行会社の名称及び住所

マツダ株式会社

広島県安芸郡府中町新地3番1号

(2) 理由

マツダ株式会社は対象株式発行会社であり、前記「第一部 証券情報、第2 売出要項、2 売出しの条件、社債の要項の概要、2. 償還及び買入れ、(1) 満期償還」記載の条件に従い、ノックイン事由が発生し、最終価格が行使価格未満であった場合には、各本社債は最終現物償還受領可能資産の交付により償還される。さらに、本社債に関して、2016年7月20日（その日を含む。）から満期日（その日を含まない。）又は（場合により）早期償還日（その日を含まない。）までの利息計算期間に適用される利率及び本社債に関して早期償還事由が発生しているか否かは、対象株式の株価終値に基づいて決定される。したがって、当該会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。但し、本社債の発行会社、ディーラー、売出人、その他の本社債の発行に係る関係者は独自に当該会社の情報に関しいかなる調査も行っておらず、以下に記載される情報（以下に言及される書類に含まれる情報を含む。）の正確性及び完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 当該会社の株式の内容

種類：	普通株式
発行済株式数（平成28年2月12日現在）：	599,875,479株
上場金融商品取引所名又は	東京証券取引所（市場第一部）
登録認可金融商品取引業協会名：	
内容：	単元株式数は100株

2【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第149期）（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）

平成27年6月24日 関東財務局長に提出

ロ. 四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間（第150期第3四半期）（自平成27年10月1日 至平成27年12月31日）

平成28年2月12日 関東財務局長に提出

ハ. 臨時報告書

上記イ. の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成27年6月25日に関東財務局長に提出

ニ. 訂正報告書

該当なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名 称	所 在 地
マツダ株式会社 本店	広島県安芸郡府中町新地3番1号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

3 【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

該当なし。

第3 【指数等の情報】

該当なし。

「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面

会社名 パークレイズ・バンク・ピーエルシー
代表者の役職氏名 デピュティ・グループ・ファイナンス・ディレクター
マーク・マーソン

- 1 当社は1年間継続して有価証券報告書を提出しております。
- 2 当社は、本邦において発行登録書の提出日（平成27年8月4日）以前5年間にその募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出することにより発行し、又は交付された社債券の券面総額又は振替社債の総額が100億円以上であります。

(参考)

(平成26年6月24日（発行日）の募集)

パークレイズ・バンク・ピーエルシー第6回円貨社債(2014)

券面総額又は振替社債の総額

150億円

有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したことを示す書面

年次決算

パークレイズ・バンク・ピーエルシーは、2016年3月1日に年次決算を発表しました。以下はその抄訳です。

注

本書中の「パークレイズ」、「グループ」は、パークレイズ・ピーエルシーおよびその子会社を表し、「パークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループ」は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよびその子会社を表します。別途記載のない限り、損益計算書の分析では2015年12月31日終了事業年度の数値と2014年12月31日に終了した12ヵ月間の比較数値を、貸借対照表の分析では2015年12月31日現在の数値と2014年12月31日現在の比較数値を記載しています。英語原文の「£m」および「£bn」はそれぞれ百万ポンドおよび十億ポンド、英語原文の「\$m」および「\$bn」はそれぞれ百万米ドルおよび十億米ドル、英語原文の「€m」および「€bn」はそれぞれ百万ユーロおよび十億ユーロを表します。

本書中の「外国為替に関連するものを含めた進行中の調査および訴訟に係る引当金」は、「外国為替に関連するものを含む、特定の当局が関与する進行中の調査および訴訟の一部に関して計上している引当金」を意味します。

調整後税引前利益、調整後株主帰属利益および調整後の業績指標は、各期間の業績比較のベースの整合性を高める目的で表示しています。重要性は高いが基礎となる業績を代表するものではないと考えられる項目が調整の対象となっています。調整後の指標から除外されている項目は、当該グループ自身の信用度の影響、英国顧客への補償に係る引当金、米国リーマン買収資産に係る利益、外国為替に関連するものを含めた進行中の調査および訴訟に係る引当金、スペインおよびポルトガル事業の売却に関連する損失、教育・社会的住宅供給・地方自治体(ESHLA)の評価修正、ならびに確定退職給付負債の一部に係る評価益です。経営者はグループレベルで調整対象項目の見直しを実施し、事業部門別業績では、これらの項目を除外して表示しています。法定の業績に対する調整は、グループレベルでのみ行っています。

英文プレスリリースで使用している用語のうち、該当する規制当局の指針または国際財務報告基準(IFRS)で定義されていない用語は、英文プレスリリースの「Glossary」で説明しており、www.barclays.com/results からご確認いただけます。

2016年2月29日付で取締役会に承認された本書中の情報は、2006年会社法第434条の意義の範囲内における法定財務書類を構成するものではありません。2015年12月31日終了事業年度の法定財務書類は、米国証券取引所(SEC)に提出されたパークレイズ・ピーエルシーおよびパークレイズ・バンク・ピーエルシーの様式20-Fに係る合同年次報告書に関して要求される特定の情報ならびに2006年会社法第495条に基づく無限定適正意見の監査報告書を含んでいます(2006年会社法第498条に基づく記載は含まれません)。当該財務書類は、2006年会社法第441条に準拠して英国会社登記所に提出されています。

これらの業績は、公表後、実務上可能な限り速やかにSECに様式20-Fとして提出されます。SECへの提出後、様式20-Fのコピーはパークレイズの本国ウェブサイトのInvestor Relations、www.barclays.com/investorrelations およびSECのウェブサイト<http://www.sec.gov> から入手可能となります。

パークレイズは債券発行市場において頻繁に債券を発行しており、正式な投資家向け説明会やその他の臨時会合を通じて定期的に投資家の皆様とお会いしています。これまでと同様に、パークレイズは、次の四半期においても全世界の投資家の皆様と当グループの業績やその他の問題について協議する機会を設ける所存です。

将来に関する記述

本書には、1934年米国証券取引所法第21E条(改正)および1933年米国証券法第27A条(改正)の意義の範囲内における、当グループの将来に関する記述が含まれています。将来に関する記述は将来の業績を保証するものではなく、実際の業績もしくはその他の財政状態や経営成績に関する指標は将来に関する記述に含まれるものと大幅に異なる可能性がありますので、読者の皆様はご注意ください。これらの将来に関する記述は、過去または現在の事実のみに関連するものではないという特徴があります。将来に関する記述では、「場合がある」、「予定である」、「目指す」、「継続する」、「努める」、「予期する」、「目標とする」、「予測する」、「期待する」、「予想する」、「意図する」、「計画する」、「ゴール」、「考える」、「達成する」、または他の同様の意味をもつ表現を使用することがあります。将来に関する記述の例としては、当グループの将来の財政状態、収益増加、資産、減損費用および引当金、事業戦略、資本、レバレッジおよびその他の規制上の比率、配当の支払い(配当性向を含む)、バンキング・金融市場において予想される成長の水準、予想される費用または費用削減、戦略的コスト・プログラムに関連する当初および修正後のコミットメントおよび目標、グループ・ストラテジー・アップデート、パークレイズ・ノンコアにおける資産および事業の縮小、資本支出の見積り、将来の業務に関する計画および目標、予定従業員数、過去の事実ではないその他の記述等があります。将来に関する記述は、将来の事象および状況に関連するものであるため、その性質上、リスクおよび不確実性を伴います。将来の事象および状況は、法律の改正、国際財務報告基準に基づく基準および解釈指針の進展、会計上・規制上の基準の解釈および適用に関して進展する実務、現在および将来の法的手続ならびに規制上の調査の結果、将来における特定行為に係る引当金の水準、政府および規制当局の方針および行動、地政学的リスクならびに競争の影響によって左右される可能性があります。さらに、以下を含むが、これらに限らない要因が影響を及ぼすおそれがあります。かかる要因としては、過去、現在および将来の期間に適用される自己資本、レバレッジおよびその他の規制上の規則(当グループの将来の体制に関するものを含みます。)、英国、米国、アフリカ、ユーロ圏および全世界のマクロ経済および事業状態、クレジット市場における継続的なボラティリティの影響、金利および外国為替レートの変動等の市場関連リスク、クレジット市場エクスポージャーの評価の変更の影響、発行済証券の評価の変更、資本市場のボラティリティ、当グループ内の事業体または当該事業体が発行した証券の信用格付の変更、1もしくは1以上の国がユーロ圏を離脱する可能性、戦略的コスト・プログラムの実施、ならびに将来の事業買収、売却およびその他の戦略的な取引の成功が挙げられます。これらの複数の影響および要因は、当グループの制御が及ばないものです。したがって、当グループの実際の将来の業績、配当の支払、ならびに自己資本およびレバレッジ比率は、当グループの将来に関する記述に記載された計画、目標および見込みとは大きく異なる可能性があります。当グループの将来の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性のあるその他のリスクおよび要因は、当グループのSECへの提出物(当グループの2015年12月31日終了事業年度の様式20-Fに係る年次報告書を含みますが、これに限りません)に記載されており、SECのウェブサイトwww.sec.gov からご確認いただけます。

開示および進行中の事項に関する情報に関して英国および米国において適用される法律および規則に基づいた私どもの義務に従い、私どもは、新しい情報や将来の事象等により、またはそれ以外の理由により、将来に関する記述のアップデートを公表したり改訂したりする義務は負いません。

作成の基礎

パークレイズ・ピーエルシーの2015年12月31日終了事業年度の決算報告書にはより詳細な開示が含まれています。同決算報告書には、パークレイズ・バンク・ピーエルシーと実質的に同一である、リスク・エクスポージャーおよび事業部門別業績も含まれています。

パークレイズ・バンク・ピーエルシーはパークレイズ・ピーエルシーの完全所有子会社であり、パークレイズ・ピーエルシーは当グループの最終的な親会社です。パークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループとパークレイズ・ピーエルシー・グループの事業内容は基本的に同一ですが、唯一の違いはパークレイズ・ピーエルシーが持株会社であることです。パークレイズ・バンク・ピーエルシーとパークレイズ・ピーエルシーの報告の相違は持株会社によって生じ、これによって資金調達構造が異なります。重要な相違点は以下の記載の通りです。

商品の種類	パークレイズ・ ピーエルシー (百万ポンド)	パークレイズ・ バンク・ピーエルシー (百万ポンド)	相違の主な原因
優先株式	-	5,486	パークレイズ・バンク・ピーエルシーが発行した優先株式および
その他の株主 資本	-	485	キャピタル・ノートは、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの株式 資本に含まれ、また、パークレイズ・ピーエルシー・グループの財 務書類に非支配持分として表示されます。
非支配持分	6,054	1,914	
自己株式	(68)	-	従業員株式制度のため、およびトレーディング目的で保有する パークレイズ・ピーエルシー株式は、パークレイズ・バンク・ピー エルシーにおいて、それぞれ売却可能投資およびトレーディン グ・ポートフォリオ資産として認識されます。パークレイズ・ピー エルシーにおいては、株主資本からこれらの自己株式を控除しま す。
資本償還準備金	394	24	パークレイズ・ピーエルシー株式またはパークレイズ・バンク・ピ ーエルシー株式の償還または交換によって生じます。

パークレイズ・バンク・ピーエルシーのコンティンジェント・キャピタル・ノート

パークレイズ・バンク・ピーエルシーは、2シリーズのコンティンジェント・キャピタル・ノート(以下「CCN」といいます。)を発行しました。これらはいずれも保有者に利息と元本を支払います。ただし、パークレイズ・ピーエルシーの連結上のCRD IVのCET1比率(FSAによる2012年10月の移行に関する発表文)が7%を下回った場合には、いずれの債券も連結上、消却されます。CCNの支払クーポンは、このようなリスクのない類似債券に対する市場金利を上回る金利です。

これらの金融商品の会計処理は、パークレイズ・ピーエルシーの連結財務書類とパークレイズ・バンク・ピーエルシーの連結財務書類では、以下の点で異なります。

- 7.625%のCCNの発行の場合、消却は、保有者からパークレイズ・ピーエルシーへの所有権の自動的な法的移転によって行われます。この状況において、パークレイズ・バンク・ピーエルシーには、引き続きパークレイズ・ピーエルシーに対する債務が存在します。パークレイズ・バンク・ピーエルシーは、この消却の仕組みによって利益を得ることはありませんが、類似債券に対する市場金利を上回る金利を支払うため、認識されるこの債券の当初公正価値は額面を上回ります。公正価値と額面の差額は、徐々に損益計算書上で償却されます。
- 7.75%のCCNの発行の場合、消却は直接パークレイズ・バンク・ピーエルシーに影響を及ぼします。パークレイズ・バンク・ピーエルシーでは、消却の仕組みは、組込デリバティブとして、負債本体から分離して評価され、公正価値の変動は損益計算書に計上されます。負債本体の当初公正価値は、デリバティブの当初公正価値の金額分、額面を上回りましたが、差額は、徐々に損益計算書上で償却されます。

キャッシュフロー・ヘッジ

パークレイズ・バンク・ピーエルシーは、過去においてキャッシュフロー・ヘッジに指定されていた資産に係る変動金利キャッシュフローエクスポージャーはなくなるものと予想しています。これは、予定されている銀行のリングフェンス化への直接的影響で、当該資産がパークレイズ・バンク・ピーエルシーに連結される予定のない事業体(パークレイズ・ピーエルシーに連結される予定はある)に譲渡されるためです。

このため、パークレイズ・バンク・ピーエルシーは、当該キャッシュフローに関連してキャッシュフロー・ヘッジ再評価差額に繰延べられていた金額を振替えており、将来に向かって当該キャッシュフローのヘッジ会計の適用を中止したため、損益計算書のボラティリティが増加しました。これにより2015年度第4四半期において税引前純利益6億9,200万ポンドを認識しました。

取締役の責任に関する声明

各取締役(氏名は以下に記載)は、以下について確認しています。

- ・ 取締役の知る限りにおいて、欧州連合によって採用されたIFRSに準拠して作成された要約連結財務書類(英語原文3ページから8ページに記載)は、当社および連結対象会社の全体としての資産、負債、財政状態および損益について、真実かつ公正な概観を与えるものです。要約連結財務書類は、英語版年次報告書に含まれている2015年12月31日終了事業年度の年次財務書類と併せて読まれるべきです。
- ・ 取締役の知る限りにおいて、経営情報(英語原文3ページから8ページに記載)には、当社および連結対象会社の全体としての事業展開および業績ならびにポジション、また直面している主要なリスクおよび不確実性についての適正なレビューが含まれています。

以下の者が取締役会を代表して署名を行いました。

ジェス・ステイリー

グループ最高責任者

トウシャー・モーザリア

グループ財務担当取締役

パークレイズ・バンク・ピーエルシー取締役会:

会長

ジョン・マクファーレン

業務執行取締役

ジェス・ステイリー

(グループ最高責任者)

トウシャー・モーザリア

(グループ財務担当取締役)

業務執行権のない取締役

マイク・アシュレー

ティム・ブリードンCBE

クロフォード・ギリース

サー・ゲリー・グリムストーン

ルーベン・ジェフリー3世

ウエンディ・ルーカス=ブル

ダンビサ・モヨ

フリッツ・ヴァン・パーシャン

ダイアン・ド・サン・ピクトル

ダイアン・シュエネマン

スティーブ・ティーク

要約連結財務書類

要約連結損益計算書(監査済)

継続事業	注記 ¹	2015年12月31日 終了事業年度 (百万ポンド)	2014年12月31日 終了事業年度 (百万ポンド)
利息収入純額		13,313	12,138
手数料収入純額		7,916	8,188
トレーディング収益純額		3,627	3,310
投資収益純額 ²		1,138	1,328
保険契約に基づく保険料収入純額		709	669
その他の収益		52	182
収益合計		26,755	25,815
保険契約に基づく保険金および給付金純額		(533)	(480)
保険金控除後の収益合計		26,222	25,335
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額		(2,114)	(2,168)
営業収益純額		24,108	23,167
人件費		(9,960)	(11,005)
一般管理費		(10,717)	(9,418)
営業費用		(20,677)	(20,423)
事業売却損、並びに関連会社および合併企業の損益に対する持分		(590)	(435)
税引前利益		2,841	2,309
税金		(1,603)	(1,455)
税引後利益		1,238	854
以下に帰属するもの:			
親会社の株主		911	528
非支配持分	1	327	326
税引後利益		1,238	854

1 バークレイズ・バンク・ピーエルシーに固有の注記は英語原文 8 ページ、バークレイズ・ピーエルシーにも関連する注記はバークレイズ・ピーエルシー決算報告書の英語原文 47 ページから 54 ページをご参照ください。

2 2014 年度の投資収益純額には米国リーマンから取得した資産に係る利益 4 億 6,100 万ポンドが含まれています。

要約連結財務書類

要約連結損益およびその他の包括利益計算書(監査済)

継続事業	注記 ¹	2015年12月31日 終了事業年度 (百万ポンド)	2014年12月31日 終了事業年度 (百万ポンド)
税引後利益		1,238	854
損益に振替えられる可能性のあるその他の包括(損失)/利益:			
為替換算再評価差額		(476)	486
売却可能投資再評価差額		(246)	426
キャッシュフロー・ヘッジ再評価差額		(1,146)	1,540
その他		19	(19)
損益に振替えられる可能性のある包括(損失)/利益合計		(1,849)	2,433
損益に振替えられないその他の包括利益/(損失):			
退職給付の再測定		914	205
当期その他の包括(損失)/利益		(935)	2,638
当期包括利益合計		303	3,492
以下に帰属するもの:			
親会社の株主		457	3,245
非支配持分	1	(154)	247
当期包括利益/(損失)合計		303	3,492

1 バークレイズ・バンク・ピーエルシーに固有の注記は英語原文 8 ページ、バークレイズ・ピーエルシーにも関連する注記はバークレイズ・ピーエルシー決算報告書の英語原文 47 ページから 54 ページをご参照ください。

要約連結財務書類

要約連結貸借対照表(監査済)

資産	注記 ¹	2015年	2014年
		12月31日現在 (百万ポンド)	12月31日現在 (百万ポンド)
現金および中央銀行預け金		49,711	39,695
他銀行から取立中の項目		1,011	1,210
トレーディング・ポートフォリオ資産		77,398	114,755
公正価値で測定すると指定された金融資産		76,830	38,300
デリバティブ		327,870	440,076
売却可能金融投資		90,304	86,105
銀行に対する貸付金		41,829	42,657
顧客に対する貸付金		399,217	427,767
リバース・レボ取引およびその他類いの担保付貸付		28,187	131,753
未収還付税および繰延税金資産		4,880	4,464
前払金、未収収益およびその他の資産		10,391	19,178
関連会社および合併企業に対する投資		573	711
のれん		4,605	4,887
無形資産		3,617	3,293
有形固定資産		3,468	3,786
退職給付資産		836	56
資産合計		1,120,727	1,358,693
負債			
銀行預り金		47,080	58,390
他銀行への未決済項目		1,013	1,177
顧客預り金		418,307	427,868
レボ取引およびその他類いの担保付借入		25,035	124,479
トレーディング・ポートフォリオ負債		33,967	45,124
公正価値で測定すると指定された金融負債		91,745	56,972
デリバティブ		324,252	439,320
発行債券		69,150	86,099
劣後負債		21,955	21,685
未払金、繰延収益およびその他の負債		16,609	24,547
未払税金および繰延税金負債		1,030	1,278
引当金		4,142	4,135
退職給付債務		423	1,574
負債合計		1,054,708	1,292,648
株主資本			
払込済株式資本および株式払込剰余金	3	14,472	14,472
その他の剰余金		933	2,322
利益剰余金		43,350	42,650
親会社の普通株主に帰属する株主持分		58,755	59,444
その他の持分商品	4	5,350	4,350
非支配持分を除く株主資本合計		64,105	63,794
非支配持分	1	1,914	2,251
株主資本合計		66,019	66,045
負債および株主資本合計		1,120,727	1,358,693

¹ バークレイズ・バンク・ピーエルシーに固有の注記は英語原文 8 ページ、バークレイズ・ピーエルシーにも関連する注記はバークレイズ・ピーエルシー決算報告書の英語原文 47 ページから 54 ページをご参照ください。

要約連結財務書類

要約連結株主資本変動表(監査済)

	払込済株式 資本および 株式払込剰 余金 ¹	その他の 持分商品 ¹	その他の 剰余金	利益剰余金	合計	非支配持分 ²	株主資本 合計
2015年12月31日終了事業 年度	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
2015年1月1日現在残高	14,472	4,350	2,322	42,650	63,794	2,251	66,045
税引後利益	-	345	-	566	911	327	1,238
当期税引後その他の包括 利益	-	-	(1,389)	935	(454)	(481)	(935)
持分商品の発行および交 換	-	1,000	-	-	1,000	-	1,000
優先株式の償還	-	-	-	-	-	-	-
その他の持分商品に係るク ーボン支払額	-	(345)	-	70	(275)	-	(275)
持分決済型株式制度	-	-	-	571	571	-	571
株式報酬制度に基づくパー クレイズ・ピーエルシー株 式の権利確定	-	-	-	(755)	(755)	-	(755)
配当金支払額	-	-	-	(876)	(876)	(209)	(1,085)
優先株式およびその他の 株主資本に係る配当金 支払額	-	-	-	(343)	(343)	-	(343)
パークレイズ・ピーエルシー からの資本拠出	-	-	-	560	560	-	560
その他の剰余金の変動	-	-	-	(28)	(28)	26	(2)
2015年12月31日現在残高	14,472	5,350	933	43,350	64,105	1,914	66,019
2014年12月31日終了事業 年度							
2014年1月1日現在残高	14,494	2,078	(233)	44,670	61,009	2,211	63,220
税引後利益	-	250	-	278	528	326	854
当期税引後その他の包括 利益	-	-	2,531	186	2,717	(79)	2,638
持分商品の発行および交 換	(15)	2,272	16	(1,683)	590	-	590
優先株式の償還	(7)	-	8	(792)	(791)	-	(791)
その他の持分商品に係るク ーボン支払額	-	(250)	-	54	(196)	-	(196)
持分決済型株式制度	-	-	-	693	693	-	693
株式報酬制度に基づくパー クレイズ・ピーエルシー株 式の権利確定	-	-	-	(866)	(866)	-	(866)
配当金支払額	-	-	-	(821)	(821)	(190)	(1,011)
優先株式およびその他の 株主資本に係る配当金 支払額	-	-	-	(441)	(441)	-	(441)
パークレイズ・ピーエルシー からの資本拠出	-	-	-	1,412	1,412	-	1,412
その他の剰余金の変動	-	-	-	(40)	(40)	(17)	(57)
2014年12月31日現在残高	14,472	4,350	2,322	42,650	63,794	2,251	66,045

1 株式資本およびその他の持分商品の詳細は、英語原文8ページに記載されています。

2 非支配持分の詳細は、英語原文8ページに記載されています。

要約連結財務書類

要約連結キャッシュフロー計算書(監査済)

継続事業	2015年12月31日 終了事業年度 (百万ポンド)	2014年12月31日 終了事業年度 (百万ポンド)
税引前利益	2,841	2,309
非現金項目の調整	5,340	4,728
営業資産および負債の変動	8,906	(17,538)
法人税等支払額	(1,643)	(1,590)
営業活動からのキャッシュ純額	15,444	(12,091)
投資活動からのキャッシュ純額	(8,434)	10,661
財務活動からのキャッシュ純額	243	(1,414)
現金および現金同等物に係る為替レートの影響	824	(431)
現金および現金同等物の純増加/(減少)額	8,077	(3,275)
現金および現金同等物 期首現在	78,479	81,754
現金および現金同等物 期末現在	86,556	78,479

財務書類注記

1 非支配持分

	非支配持分に帰属する利益		非支配持分に帰属する株主資本	
	2015年12月31日 終了事業年度 (百万ポンド)	2014年12月31日 終了事業年度 (百万ポンド)	2015年12月31日 現在 (百万ポンド)	2014年12月31日 現在 (百万ポンド)
パークレイズ・アフリカ・グループ・リミテッド	325	320	1,902	2,247
その他の非支配持分	2	6	12	4
合計	327	326	1,914	2,251

2 普通株式配当金

	2015年12月31日 終了事業年度 (百万ポンド)	2014年12月31日 終了事業年度 (百万ポンド)
期中に支払われた配当金		
期中に支払われた最終配当金	476	512
期中に支払われた中間配当金	400	309
合計	876	821

普通株式配当金は、パークレイズ・ピーエルシーがその株主に支払う配当金の資金源として支払われました。

3 払込済株式資本

普通株式

2015年12月31日および2014年12月31日現在、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの発行済普通株式資本は、1株1ポンドの普通株式 23 億 4,200 万株で構成されていました。

優先株式

2015年12月31日現在、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの発行済優先株式資本は、1株1ポンドのポンド建優先株式 1,000 株(2014年:1,000 株)、1株 100 ユーロのユーロ建優先株式 31,856 株(2014年:31,856 株)、1株 100 ポンドのポンド建優先株式 20,930 株(2014年:20,930 株)、1株 100 米ドルの米ドル建優先株式 58,133 株(2014年:58,133 株)、および 1 株 0.25 米ドルの米ドル建優先株式 2 億 3,700 万株(2014年:2 億 3,700 万株)で構成されていました。

4 その他の持分商品

その他の持分商品 53 億 5,000 万ポンド(2014年:43 億 5,000 万ポンド)には、パークレイズ・バンク・ピーエルシーが発行した追加的 Tier 1(AT1)証券が含まれています。AT1 証券は、満期日が設定されていない永久債であり、CRD IVに基づく AT1 商品として適格となるよう組成されています。

2015 年度には、固定金利リセッティング永久劣後コンティンジェント・コンバーチブル証券が 1 回発行されました(元本金額は 10 億ポンド)。

【補足情報】

バークレイズ・ピーエルシー年次決算（2016年3月1日発表）（抄訳）

注

本書中の「バークレイズ」、「グループ」は、バークレイズ・ピーエルシーおよびその子会社を表します。別途記載のない限り、損益計算書の分析では2015年12月31日終了事業年度の数値と2014年12月31日に終了した12ヵ月間の比較数値を、貸借対照表の分析では2015年12月31日現在の数値と2014年12月31日現在の比較数値を記載しています。英語原文の「£m」および「£bn」はそれぞれ百万ポンドおよび十億ポンド、英語原文の「\$m」および「\$bn」はそれぞれ百万米ドルおよび十億米ドル、英語原文の「€m」および「€bn」はそれぞれ百万ユーロおよび十億ユーロを表します。

2014年度第2四半期より前の比較数値は、当グループの組織変更や、変更後の組織構造に基づく本社の業績の構成要素の再配分を反映して修正再表示されています。これらの修正再表示の詳細は2014年7月10日の英文プレスリリースに記載されており、www.barclays.com/barclays-investor-relations/results-and-reports からご確認いただけます。

本書中の「外国為替に関連するものを含めた進行中の調査および訴訟に係る引当金」は、「外国為替に関連するものを含む、特定の当局が関与する進行中の調査および訴訟の一部に関して計上している引当金」を意味します。

調整後税引前利益、調整後株主帰属利益および調整後の業績指標は、各期間の業績比較のベースの整合性を高める目的で表示しています。重要性が高いが基礎となる業績を代表するものではないと考えられる項目が調整の対象となっています。調整後の指標から除外されている項目は、当グループ自身の信用度の影響、英国顧客への補償に係る引当金、米国リーマン買収資産に係る利益、外国為替に関連するものを含めた進行中の調査および訴訟に係る引当金、スペイン、ポルトガルおよびイタリア事業の売却に関連する損失、売却事業に係るのれんおよびその他資産の減損、教育・社会的住宅供給・地方自治体(ESHLA)の評価方法の修正、ならびに確定退職給付負債の一部に係る評価益です。経営者はグループレベルで調整対象項目の見直しを実施し、事業部門別業績、コア部門およびノンコア部門では、これらの項目を除外して表示しています。法定の業績に対する調整は、グループレベルでのみ行っています。

英文プレスリリースで使用している用語のうち、該当する規制当局の指針または国際財務報告基準(IFRS)で定義されていない用語は、英文プレスリリースの「Glossary」で説明しており、www.barclays.com/results からご確認いただけます。

2016年2月29日付で取締役会に承認された本書中の情報は、2006年会社法第434条の意義の範囲内における法定財務書類を構成するものではありません。2015年12月31日終了事業年度の法定財務書類は、米国証券取引所(SEC)に提出されたバークレイズ・ピーエルシーおよびバークレイズ・バンク・ピーエルシーの様式20-Fに係る合同年次報告書に関して要求される特定の情報ならびに2006年会社法第495条に基づく無限定適正意見の監査報告書を含んでいます(2006年会社法第498条に基づく記載は含まれません)。当該財務書類は、2006年会社法第441条に準拠して英国会社登記所に提出されています。

これらの業績は、公表後、実務上可能な限り速やかにSECに様式20-Fとして提出されます。SECへの提出後、様式20-Fのコピーはバークレイズの本国ウェブサイトのInvestor Relations、www.barclays.com/investorrelations およびSECのウェブサイトwww.sec.govからも入手可能となります。

バークレイズは債券発行市場において頻りに債券を発行しており、正式な投資家向け説明会やその他の臨時会合を通じて定期的に投資家の皆様とお会いしています。これまでと同様に、バークレイズは、次の四半期においても全世界の投資家の皆様と当グループの業績やその他の問題について協議する機会を設ける所存です。

将来に関する記述

本書には、1934年米国証券取引所法第21E条(改正)および1933年米国証券法第27A条(改正)の意義の範囲内における、当グループの将来に関する記述が含まれています。将来に関する記述は将来の業績を保証するものではなく、実際の業績もしくはその他の財政状態や経営成績に関する指標は将来に関する記述に含まれるものと大幅に異なる可能性があります。読者の皆様はご注意ください。これらの将来に関する記述は、過去または現在の事実のみに関連するものではないという特徴があります。将来に関する記述では、「場合がある」、「予定である」、「目指す」、「継続する」、「努める」、「予期する」、「目標とする」、「予測する」、「期待する」、「予想する」、「意図する」、「計画する」、「ゴール」、「考える」、「達成する」、または他の同様の意味をもつ表現を使用することがあります。将来に関する記述の例としては、当グループの将来の財政状態、収益増加、資産、減損費用および引当金、事業戦略、資本、レバレッジおよびその他の規制上の比率、配当の支払い(配当性向を含む)、バンキング・金融市場において予想される成長の水準、予想される費用または費用削減、戦略的コスト・プログラムに関連する当初および修正後のコミットメントおよび目標、グループ・ストラテジー・アップデート、バークレイズ・ノンコアにおける資産および事業の縮小、資本支出の見積り、将来の業務に関する計画および目標、予定従業員数、過去の事実ではないその他の記述等があります。将来に関する記述は、将来の事象および状況に関連するものであるため、その性質上、リスクおよび不確実性を伴います。将来の事象および状況は、法律の改正、国際財務報告基準に基づく基準および解釈指針の進展、会計上・規制上の基準の解釈および適用に関して進展する実務、現在および将来の法的手続ならびに規制上の調査の結果、将来における特定行為に係る引当金の水準、政府および規制当局の方針および行動、地政学的リスクならびに競争の影響によって左右される可能性があります。さらに、以下を含むが、これらに限らない要因が影響を及ぼすおそれがあります。かかる要因としては、過去、現在および将来の期間に適用される自己資本、レバレッジおよびその他の規制上の規則(当グループの将来の体制に関するものを含みます。)、英国、米国、アフリカ、ユーロ圏および全世界のマクロ経済および事業状態、クレジット市場における継続的なボラティリティの影響、金利および外国為替レートの変動等の市場関連リスク、クレジット市場エクスポージャーの評価の変更の影響、発行済証券の評価の変更、資本市場のボラティリティ、当グループ内の事業体または当該事業体が発行した証券の信用格付の変更、1もしくは1以上の国がユーロ圏を離脱する可能性、戦略的コスト・プログラムの実施、ならびに将来の事業買収、売却およびその他の戦略的な取引の成功が挙げられます。これらの複数の影響および要因は、当グループの制御が及ばないものです。したがって、当グループの実際の将来の業績、配当の支払、ならびに自己資本およびレバレッジ比率は、当グループの将来に関する記述に記載された計画、目標および見込みとは大きく異なる可能性があります。当グループの将来の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性のあるその他のリスクおよび要因は、当グループのSECへの提出物(当グループの2015年12月31日終了事業年度の様式20-Fに係る年次報告書を含みますが、これに限りません)に記載されており、SECのウェブサイトwww.sec.govからご確認いただけます。

開示および進行中の事項に関する情報に関して英国および米国において適用される法律および規則に基づいた私どもの義務に従い、私どもは、新しい情報や将来の事象等により、またはそれ以外の理由により、将来に関する記述のアップデートを公表したり改訂したりする義務を負いません。

グループ最高責任者による戦略に関する報告

本日発表された 2015 年度の決算に加え、リングフェンス規制要件に備えると同時に、戦略を加速化し、パークレイズ・グループを簡素化するための施策を発表させていただきます。

- 本決算報告書に詳細が記載されていますが、2015 年度決算のパークレイズのコア業務の調整後 1 株当たり利益は 25.7 ペンスとなり、発展のベースとなる強固な基盤があることが明らかになっています。
- パークレイズは価値観を重視ながら、株主の皆様にも力強いリターンを提供する道筋を整えています。
- グループを簡素化し、パークレイズ UK とパークレイズ・コーポレート&インターナショナルの 2 部門に集約します。
- 戦略の実現と足かせとなっている残存するレガシー問題を解決するために、一連の措置を実施します。
 - － 今後 2、3 年かけて、パークレイズ・アフリカ・グループ・リミテッド (BAGL) に対する持分を会計上および規制上、非連結化できる水準まで引き下げます。
 - － 一時的にノンコア部門に約 80 億ポンドのリスク調整後資産 (RWA) を移転し、拡大します。2017 年の終わりにまでにノンコアの RWA を約 200 億ポンドとするという指針を再確認し、拡大はするものの、特に 2016 年に処理を加速化します。
 - － 2015 年の年間配当金は 6.5 ペンスとしますが、2016 年と 2017 年の配当金は 3.0 ペンスとします。徐々に利益の大部分を配当として株主の皆様にお支払できることを期待しています。
 - － (BAGL を除いた) 新たなコア部門の 2016 年のコスト目標を 128 億ポンドとします。
- グループの新たな財務目標を有形株主資本利益率、普通株式 Tier 1 比率、収益に対する費用の比率に絞ります。

パークレイズ – 環大西洋コンシューマー、コーポレート、インベストメント・バンク

パークレイズの戦略の根幹は、ロンドン、ニューヨークという世界の 2 つの金融センターを拠点とした環大西洋コンシューマー、コーポレート、インベストメント・バンクであるという強みを基盤に構築するというものです。

資本比率の一層の強化を図りつつ、リターンの向上を目指し、地理的な拠点の効率化を継続します。パークレイズは先日、インベストメント・バンク部門の 9 カ国の拠点を閉鎖することを発表し、今般、必要とされる当局と株主の承認を得た上で、BAGL を徐々に非支配、非連結化する意向を明らかにしました。

提案された BAGL の持分の減少および 2016 年と 2017 年にかけてのパークレイズ・ノンコアの処理の加速化の結果、明確に主要な事業分野を絞った大幅に簡素化されたグループになります。本日以降、以下の 2 つの部門で運営を行います。

1. パークレイズ UK

パークレイズ UK は、顧客のニーズとイノベーションを中核に構築された、真に規模を備えた個人およびビジネス・バンキング拠点です。同部門は英国リテール・バンキング業務、英国消費者クレジットカード業務、英国を拠点とした富裕層向けサービス、小規模企業を対象とした商業銀行業務で構成されます。パークレイズは約 2,200 万人もの個人顧客、100 万社近いビジネス・バンキング顧客を有する、英国における最も優れた金融サービス業者です。本部門は 2019 年までに英国のリングフェンスされた銀行になります。参考ベースで、2015 年 12 月 31 日時点で、本部門のリスク調整後資産は約 700 億ポンド、レバレッジ・エクスポージャーは 2,000 億ポンド、預貸率は約 95% になると推計されます。

2. パークレイズ・コーポレート&インターナショナル

パークレイズ・コーポレート&インターナショナルは、大西洋をまたがって分散化された業務からなる事業部門です。同部門は、強力な国際的な潜在的成長機会を持ち、英国において市場をリードするコーポレート・バンキング拠点、一流のインベストメント・バンク、強固かつ成長しつつある米国および国際的なカード業務、国際的な富裕層向けサービス、そしてコーポレート・バンキングとパークレイカードが有する商業者を取り込む専門性を通して提供される、先進的な決済サービス能力によって構成される部門です。パークレイズ・コーポレート&インターナショナルはホールセール・バンキング、コンシューマー向け貸出、主要市場における強み、素晴らしい潜在成長性、バランスのとれた収益源といった面で規模を有し、一層の強靭性と分散化を実現しています。参考ベースで、2015 年 12 月 31 日時点で、本部門のリスク調整後資産は、およそ 1,950 億ポンド、レバレッジ・エクスポージャーは 5,750 億ポンド、預貸率は約 85% になると推計されます。

各々の部門がそれぞれ個別に評価されると、両部門により確実に投資適格水準の信用格付けが付与されると見込んでいます。また両部門とも、2015 年の仮(プロフォルマ)の調整後有形株主資本利益率は 10% 台であったと予想しています。新たな部門構成を反映した決算修正再表示文書は、4 月の第 1 四半期発表の前に発表します。

最終的にそれぞれリングフェンス、非リングフェンスされた法律上の組織になりますが、兄弟部門の創設によって、グループは簡素化され、適切な分野にパークレイズの競争優位性が集約されることとなります。簡素化された構造によって、投資家はパークレイズが、近い将来、持続可能性のあるリターンの実現と成長のために必要となる機会を、より明確に把握することができます。

グループ最高責任者による戦略に関する報告

BAGL の売却提案

本日、パークレイズのアフリカ事業、すなわち BAGL に対する 62.3%の持分を、今後 2、3 年かけて、必要とされる当局と株主の承認を得た上で、会計上および規制上の観点から非連結化できる水準まで売却する意向を明らかにします。

BAGL は多角化された質の高い事業です。しかし、BAGL の持分は株主として、BAGL に関連して保有する資本水準、英国銀行税の対外課税範囲、グローバルなシステム上重要な銀行 (GSIB) に求められる資本バッファー、自己資本・適格債務最低基準 (MREL)、総損失吸収力 (TLAC)、その他の規制要件といった面で、パークレイズに特異の問題を投げかけています。現在 BAGL の 2015 年単体、現地通貨建ての株式資本利益率は 17%であるのに対し、パークレイズのアフリカ・バンキングの部門決算では 8.7%株式資本利益率となっています。

ノンコアの処理

2013 年のスタート時点で 1,100 億ポンドあった、パークレイズのノンコア部門のリスク調整後資産を半分以下の 470 億ポンドにしました。

ノンコア部門の経営陣が残した実績と専門性を活かし主として先日発表したインベストメント・バンク部門、エジプトとジンバブエ事業 (これらは BAGL に属していません)、南欧のカード事業、アジアにおける富裕層向け事業から、2016 年および 2017 年に撤退予定の事業を一時的にノンコア部門へ移管します。このため 2015 年度末時点で約 80 億ポンドのリスク調整後資産がノンコア部門に加わります。

ノンコア部門の領域は拡大しますが、2017 年末時点でノンコアのリスク調整後資産を 200 億ポンドとする指針は変更しません。ノンコア事業の処分加速に伴い、2016 年にはノンコア部門において 4 億ポンド近くのリストラ費用が発生することが予想されます。2016 年度のマイナス収益は第 4 四半期で計上した約 2 億ポンドの水準に概ね沿うようにします。ただし、教育・社会的住宅供給・地方自治体 (ESHLA) ポートフォリオの時価評価に関連する変動は除きます。ノンコア部門の拡大により、概算で 6 億ポンドがノンコア部門のコストに上乗せされますが、ノンコア事業の大半は 2016 年に処分されると見込んでいます。

配当金

最終回の 1 株当たりの配当金を 3.5 ペンスとし、2015 年の年間配当金は 6.5 ペンスとします。しかし、2016 年と 2017 年の配当金は 3.0 ペンスとする意向です。ノンコア部門の処分と負の遺産の削減を通して、コア部門とグループの利益が調整されれば適切な配当金を提示できると考えています。また、徐々に利益の大部分を配当として株主の皆様にお支払できると期待しています。2016 年から、配当金は四半期毎ではなく半期毎にお支払いします。

財務面での進捗と目標

配当金の削減と BAGL の売却によって、今後 2、3 年にわたり、グループの CET1 比率は、形式上少なくとも 100 ベーシス・ポイント向上し、成長による資本比率の上昇を補完します。

引き続きノンコア費用とコア部門の費用ベースを抑制し、特定行為、訴訟およびその他特記事項に係る費用を除いた 2016 年の新たなコア部門 (BAGL を除く) のコスト目標を 128 億ポンドとします。

今後のグループの新たな財務目標を 3 つの主要指標に集中し、株主の皆様には価値を提供するためにこれらの指標を適切な期間内で達成することを目指します。

- 有形株主資本利益率 (RoTE): グループのリターンを足かせとなっているノンコア事業の削減に伴い、グループの RoTE をコア部門の RoTE に収斂させ、株主の皆様には魅力的なリターンを実現します。
- CET1 比率: グループの CET1 比率を規制上の最低要件水準より 100 から 150 ベーシス・ポイント上回ることを目指します。
- 収益に対する費用の比率: グループの収益に対する費用の比率を 60%未満とすることを目標とします。

グループ最高責任者 ジェス・ステイリー

2015年度決算は戦略の持続的な遂行と特徴づけられるものでした。

- グループの保険金控除後の調整後収益合計は 5%減少し、245 億 2,800 万ポンドとなりました。コア部門の収益合計は 246 億 9,200 万ポンド(2014 年:246 億 7,800 万ポンド)と横ばいとなり、ノンコア部門の収益合計は減少して 1 億 6,400 万ポンドの純費用となりました(2014 年:10 億 5,000 万ポンドの収益)。
- 効率化の推進は引き続き当グループの重点的注力事項であり、調整後営業費用合計は 6%減少し、169 億 9,800 万ポンドとなりました。戦略的コスト・プログラムによる費用削減効果を受け、目標達成費用を除く調整後営業費用合計は 4%減少し、162 億 500 万ポンドとなりました。
- コア部門は順調に進展し、好調な業績を上げました。税引前利益は 3%増加し、68 億 6,200 万ポンドとなり、アフリカ・バンキング(恒常通貨ベース)を含め、コア部門の全事業が改善しました。
- コア部門の税引前利益の改善はコア部門の全事業で収益が費用以上に伸びたことによるものです。平均割当株主資本が 50 億ポンド増加し、470 億ポンドとなったこともあり、コア部門の平均株主資本利益率は 9.0%(2014 年:9.2%)、平均有形株主資本利益率は 10.9%(2014:11.3%)となりました。
- 資産圧縮の加速によりノンコア部門の税引前損失が 24%増加し、14 億 5,900 万ポンドとなったことから、グループの調整後税引前利益は 2%減少し、54 億 300 万ポンドとなりました。
- ノンコア部門の圧縮は順調に進展し続け、リスク調整後資産は 470 億ポンドとさらに 290 億ポンド減少し、CET1 比率の上昇に寄与しました。ノンコア部門のレバレッジ・エクスポージャーは 1,210 億ポンドに減少しました(2014 年:2,770 億ポンド)。2015 年度下半期に発表したポルトガルおよびイタリアのリテール事業の売却(2016 年度上半期に完了予定)により、ノンコア部門のリスク調整後資産はさらに 25 億ポンド減少する見通しです。ノンコア部門の期末割当株主資本は 70 億ポンドに減少しました(2014 年:110 億ポンド)。
- グループの資本およびレバレッジ比率は引き続き上昇しました。CRD IV 完全施行ベースの普通株式 Tier 1 (CET1)比率はリスク調整後資産が 440 億ポンド減少し、3,580 億ポンドとなったことから、110 ベーシス・ポイント上昇し、11.4%となりました。レバレッジ比率はレバレッジ・エクスポージャーが 2,050 億ポンド減少し、1 兆 280 億ポンドとなったことを受け、80 ベーシス・ポイント上昇し、4.5%となりました。
- 法定税引前利益は 8%減少し、20 億 7,300 万ポンドとなりました。調整項目が 33 億 3,000 万ポンドの純損失(2014 年:32 億 4,600 万ポンド)となったことを反映しています。
- 2015 年度の最終配当として 1 株当たり 3.5 ペンスをお支払いします。年間の配当金は合計で 1 株当たり 6.5 ペンスになります。

重要な調整項目:

- 2015 年度下半期の請求件数の減少ペースが予想を下回ったことを踏まえ、将来の補償および関連費用に関する最新の見積もりに基づき、支払保障保険(PPI)に係る補償引当金 14 億 5,000 万ポンドの追加繰入れを 2015 年度第 4 四半期に行いました。また、これは、2018 年を請求の申請期限にするという金融行為監督機構の提案と、英国最高裁判所が 2014 年に Plevin と Paragon Personal Finance Ltd. が争った裁判で下した判決を踏まえて提案されている、PPI に関連する請求の取り扱いに関する規則および指針を反映しています。2015 年度の英国顧客への補償に係る引当金繰入額合計は 27 億 7,200 万ポンド(2014 年:11 億 1,000 万ポンド)となり、うち 22 億ポンド(2014 年:12 億 7,000 万ポンド)が PPI に係る補償引当金でした。
- 先に発表したイタリアのリテール・バンキング支店網の売却に係る損失 2 億 6,100 万ポンドを 2015 年度第 4 四半期に計上しました。売却は 2016 年度第 2 四半期に完了する予定です。2015 年度に計上したスペイン、ポルトガル、イタリア各事業の売却に係る損失は合計で 5 億 8,000 万ポンドでした(2014 年:4 億 4,600 万ポンド)。
- 外国為替に関連するものを含めた進行中の調査および訴訟に係る引当金 1 億 6,700 万ポンドの追加繰入れを 2015 年度第 4 四半期に行いました。これは外国為替電子取引に関する調査に関連し、2015 年 11 月にニューヨーク州金融サービス局と和解したことに伴う費用を含みます。2015 年度の引当金繰入額合計は 12 億 3,700 万ポンドでした(2014 年:12 億 5,000 万ポンド)。

業績ハイライト

当グループの決算報告	調整後			法定		
	2015年 12月31日 (百万ポンド)	2014年 12月31日 (百万ポンド)	増減率(%)	2015年 12月31日 (百万ポンド)	2014年 12月31日 (百万ポンド)	増減率(%)
保険金控除後の収益合計	24,528	25,728	(5)	25,454	25,288	1
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額	(2,114)	(2,168)	2	(2,114)	(2,168)	2
営業収益純額	22,414	23,560	(5)	23,340	23,120	1
営業費用	(15,351)	(15,993)	4	(15,021)	(15,993)	6
英国銀行税	(476)	(462)	(3)	(476)	(462)	(3)
訴訟および特定行為	(378)	(449)	16	(4,387)	(2,809)	(56)
営業費用(目標達成費用を除く)	(16,205)	(16,904)	4	(19,884)	(19,264)	(3)
目標達成費用	(793)	(1,165)	32	(793)	(1,165)	32
営業費用合計	(16,998)	(18,069)	6	(20,677)	(20,429)	(1)
その他の(費用)/収益純額	(13)	11		(590)	(435)	(36)
税引前利益	5,403	5,502	(2)	2,073	2,256	(8)
税金	(1,690)	(1,704)	1	(1,450)	(1,411)	(3)
税引後利益	3,713	3,798	(2)	623	845	(26)
非支配持分	(672)	(769)	13	(672)	(769)	13
その他の株主持分 ¹	(345)	(250)	(38)	(345)	(250)	(38)
株主帰属利益/(損失)	2,696	2,779	(3)	(394)	(174)	

パフォーマンス指標

平均有形株主資本利益率 ¹	5.8%	5.9%	(0.7%)	(0.3%)
平均有形株主資本(億ポンド)	480	480	480	470
平均株主資本利益率 ¹	4.9%	5.1%	(0.6%)	(0.2%)
平均株主資本(億ポンド)	560	560	560	550
収益に対する費用の比率	69%	70%	81%	81%
貸倒率(ベース・ポイント)	47	46	47	46
基本的1株当たり利益 ¹	16.6ペンス	17.3ペンス	(1.9ペンス)	(0.7ペンス)
1株当たり配当金	6.5ペンス	6.5ペンス	6.5ペンス	6.5ペンス

貸借対照表およびレバレッジ

1株当たりの正味有形資産価額	275ペンス	285ペンス
1株当たりの純資産価額	324ペンス	335ペンス
レバレッジ・エクスポージャー	10,280億ポンド	12,330億ポンド

資本管理

CRD IV 完全施行ベース	2015年	2014年
普通株式 Tier 1 比率	11.4%	10.3%
普通株式 Tier 1 資本	407億ポンド	415億ポンド
Tier 1 資本	462億ポンド	460億ポンド
リスク調整後資産	3,580億ポンド	4,020億ポンド
レバレッジ比率	4.5%	3.7%

資金調達および流動性

グループ余剰流動性	1,450億ポンド	1,490億ポンド
推計 CRD IV 流動性カバレッジ比率	133%	124%
預貸率 ²	86%	89%

調整後利益の分析

調整後税引前利益	5,403	5,502
英国顧客への補償に係る引当金	(2,772)	(1,110)
外国為替に関連するものを含めた進行中の調査および訴訟に係る引当金	(1,237)	(1,250)
スペイン、ポルトガルおよびイタリア事業の売却に係る損失	(580)	(446)
米国リーマン買収資産に係る利益	496	461
当グループ自身の信用度に関連する利益	430	34
確定退職給付負債の一部に係る評価益	429	-
売却事業に係るのれんおよびその他資産の減損	(96)	-
ESHLA の評価方法の修正	-	(935)
法定税引前利益	2,073	2,256

¹ その他の株主に帰属する税引後利益 3 億 4,500 万ポンド(2014 年: 2 億 5,000 万ポンド)は剰余金に計上する税額控除 7,000 万ポンド(2014 年: 5,400 万ポンド)によって相殺されます。相殺後残高である 2 億 7,500 万ポンド(2014 年: 1 億 9,600 万ポンド)は、非支配持分(NCI)とともに、1株当たり利益、平均有形株主資本利益率および平均株主資本利益率の計算に際して税引後利益から控除されています。

² 預貸率はパーソナル・アンド・コーポレート・バンキング、パークレイカード、アフリカ・バンキング、ノンコア・リテールに係るものです。

業績ハイライト

パークレイズ・コアおよびノンコアの 調整後決算報告	パークレイズ・コア			パークレイズ・ノンコア		
	2015年 12月31日	2014年 12月31日	増減率(%)	2015年 12月31日	2014年 12月31日	増減率(%)
	(百万ポンド)	(百万ポンド)		(百万ポンド)	(百万ポンド)	
保険金控除後の収益合計	24,692	24,678	-	(164)	1,050	
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額	(2,036)	(2,000)	(2)	(78)	(168)	54
営業収益/(損失)純額	22,656	22,678	-	(242)	882	
営業費用	(14,478)	(14,483)	-	(873)	(1,510)	42
英国銀行税	(398)	(371)	(7)	(78)	(91)	14
訴訟および特定行為	(230)	(251)	8	(148)	(198)	25
営業費用(目標達成費用を除く)	(15,106)	(15,105)	-	(1,099)	(1,799)	39
目標達成費用	(693)	(953)	27	(100)	(212)	53
営業費用合計	(15,799)	(16,058)	2	(1,199)	(2,011)	40
その他の収益/(費用)純額	5	62	(92)	(18)	(51)	65
税引前利益/(損失)	6,862	6,682	3	(1,459)	(1,180)	(24)
税金(費用)/還付	(1,749)	(1,976)	11	59	272	(78)
税引後利益/(損失)	5,113	4,706	9	(1,400)	(908)	(54)
非支配持分	(610)	(648)	6	(62)	(121)	49
その他の株主持分	(284)	(194)	(46)	(61)	(56)	(9)
株主帰属利益/(損失)	4,219	3,864	9	(1,523)	(1,085)	(40)

パフォーマンス指標

平均有形株主資本利益率 ¹	10.9%	11.3%	(5.1%)	(5.4%)
平均割当有形株主資本(億ポンド)	390	350	90	130
平均株主資本利益率 ¹	9.0%	9.2%	(4.1%)	(4.1%)
平均割当株主資本(億ポンド)	470	420	90	130
期末割当株主資本(億ポンド)	480	450	70	110
収益に対する費用の比率	64%	65%	n/m	n/m
貸倒率(ベース・ポイント)	51	49	14	31
基本的1株当たり利益への寄与	25.7 ベン	24.0 ベン	(9.1 ベン)	(6.7 ベン)

資本管理

リスク調整後資産	3,120 億ポンド	3,270 億ポンド	470 億ポンド	750 億ポンド
レバレッジ・エクスポージャー	9,070 億ポンド	9,560 億ポンド	1,210 億ポンド	2,770 億ポンド

事業部門別収益	2015年12月31日に 終了した年度	2014年12月31日に 終了した年度	増減率(%)
	(百万ポンド)	(百万ポンド)	
パーソナル・アンド・コーポレート・バンキング	8,726	8,828	(1)
パークレイカード	4,927	4,356	13
アフリカ・バンキング	3,574	3,664	(2)
インベストメント・バンク	7,572	7,588	-
本社	(107)	242	
パークレイズ・コア	24,692	24,678	-
パークレイズ・ノンコア	(164)	1,050	
パークレイズ・グループ調整後収益合計	24,528	25,728	(5)

事業部門別税引前利益/(損失)	2015年12月31日に 終了した年度	2014年12月31日に 終了した年度	増減率(%)
	(百万ポンド)	(百万ポンド)	
パーソナル・アンド・コーポレート・バンキング	3,040	2,885	5
パークレイカード	1,634	1,339	22
アフリカ・バンキング	979	984	(1)
インベストメント・バンク	1,611	1,377	17
本社	(402)	97	
パークレイズ・コア	6,862	6,682	3
パークレイズ・ノンコア	(1,459)	(1,180)	(24)
パークレイズ・グループ調整後税引前利益	5,403	5,502	(2)

¹ パークレイズ・ノンコアの平均株主資本利益率と平均有形株主資本利益率は、当グループへの影響、すなわちパークレイズ・グループの利益率とパークレイズ・コアの利益率の差を示しています。これはノンコア部門の平均株主資本利益率と平均有形株主資本利益率を表すものではありません。

グループ最高責任者によるご挨拶

「2015 年度決算はパークレイズのコア部門の強さを示すとともに、妥当な期間内にしかるべき株主リターンを実現するにはノンコア部門の圧縮を引き続き進展させ、コストを管理することが重要であることを浮き彫りにしています。

パーソナル・アンド・コーポレート・バンキング、パークレイカード両部門は非常に好調な業績を上げることができました。アフリカ・バンキング部門も為替変動の悪影響を受けたにもかかわらず、好調に推移しました。また、インベストメント・バンク部門は 2014 年 5 月から取り組んできた戦略の効果が表れ、業績は前年比改善しました。

ノンコア部門のリスク調整後資産はさらに減少し、470 億ポンドとなりました。部門創設以降、半分以上削減したことになります。当グループが将来成功するにはこの良好な勢いを維持することが不可欠と考えています。グループの調整後営業費用は計画を 1 億ポンド近く下回りました。また、資本基盤の強化が一段と進み、CET1 比率は 11.4%に上昇し、レバレッジ比率も 4.5%に改善しました。

これらの全ては、パークレイズが根本的に正しい軌道を進んでおり、また、パークレイズのコア部門は非常に良好な業績を挙げていることを示すものです。パークレイズがそうなれる、また、なるべきである、優れた業績を上げるグループとなるためには、まだやるべきことがあり、また進捗をより加速できる領域があるのは言うまでもありません。従って、2016 年は良好な基盤に立ち、計画の実現を加速させていく年になるでしょう。」

グループ最高責任者 ジェス・ステイリー

グループ財務担当取締役のレビュー

損益計算書

損益計算書に関する記述は特に断りがない限り、調整後の数字に基づきます。

グループの業績

- 税引前利益は 2%減少し、54 億 300 万ポンドとなりました。アフリカ・バンキング(恒常通貨ベース 1)を含め、コア部門の全事業が改善したのを反映し、コア部門の税引前利益が 3%増加し、68 億 6,200 万ポンドとなったことで一部相殺されたものの、ノンコア部門の税引前損失が資産の持続的な圧縮の影響により 24%増加し、14 億 5,900 万ポンドとなったためです。
- 収益は 5%減少し、245 億 2,800 万ポンドとなりました。ノンコア部門の収益が 12 億 1,400 万ポンド減少し、1 億 6,400 万ポンドの純費用となったためです。コア部門の収益は 246 億 9,200 万ポンドと横ばいでした(2014 年:246 億 7,800 万ポンド)。
- 信用に関する減損費用は 2%減少し、21 億 1,400 万ポンドとなり、貸倒率は 47 ベーシス・ポイントと概ね横ばいでした(2014 年:46 ベーシス・ポイント)。
 - － 石油およびガス・セクターへの正味オンバランスシート・エクスポージャーは 44 億ポンド(2014 年:58 億ポンド)、同セクターに関連する偶発債務およびコミットメントは 138 億ポンド(2014 年:126 億ポンド)でした。減損費用は 1 億 600 万ポンドでした(2014 年:100 万ポンド)。グループの「優良」および「可」に分類される正味エクスポージャー合計は同セクターに対する正味信用リスク・エクスポージャー合計に対する比率で 97%でした(2014 年:99%)。
- 営業費用合計は 6%減少して、169 億 9,800 万ポンドとなりました。これは、ノンコア部門の資産の持続的な圧縮に加え、特にインベストメント・バンク、パーソナル・アンド・コーポレート・バンキング(PCB)各部門における戦略的コスト・プログラムによる費用削減効果によるものです。
 - － 目標達成費用は 32%減少し、7 億 9,300 万ポンドとなりました。これは米国ウェルス事業の売却に関連する目標達成費用 8,200 万ポンドを含みます。
- 税引前利益の実効税率は 31.3%でした(2014 年:31.0%)。外国為替に関連するものを含めた進行中の調査および訴訟に係る非控除引当金繰入れ、英国顧客への補償に係る引当金繰入れなどの調整項目の影響を排除したことを主因として、法定税引前利益の実効税率を下回りました。
- 株主帰属利益は 26 億 9,600 万ポンドとなり(2014 年:27 億 7,900 万ポンド)、その結果、平均株主資本利益率は 4.9%(2014 年:5.1%)、平均有形株主資本利益率は 5.8%(2014 年:5.9%)となりました。
- 法定税引前利益は 20 億 7,300 万ポンドとなりました(2014 年:22 億 5,600 万ポンド)。これには、英国顧客への補償に係る追加引当金繰入れ額 27 億 7,200 万ポンド(2014 年:11 億 1,000 万ポンド)、外国為替に関連するものを含めた進行中の調査および訴訟に係る追加引当金繰入れ額 12 億 3,700 万ポンド(2014 年:12 億 5,000 万ポンド)、スペイン、ポルトガル、イタリア各事業の売却に係る損失 5 億 8,000 万ポンド(2014 年:4 億 4,600 万ポンド)、米国リーマン買収資産に係る利益 4 億 9,600 万ポンド(2014 年:4 億 6,100 万ポンド)、当グループ自身の信用度に関連する利益 4 億 3,000 万ポンド(2014 年:3,400 万ポンド)、確定退職給付負債の一部に係る評価益 4 億 2,900 万ポンド(2014 年:ゼロポンド)、売却中の事業に関連するのれんおよびその他資産の減損費用 9,600 万ポンド(2014 年:ゼロポンド)が含まれています。2014 年度の法定税引前利益には、教育・社会的住宅供給・地方自治体(ESHLA)ポートフォリオの評価方法の修正に関連する損失 9 億 3,500 万ポンド(2015 年:ゼロポンド)も含まれていました。
- 法定税引前利益 20 億 7,300 万ポンド(2014 年:22 億 5,600 万ポンド)に対する税金は 14 億 5,000 万ポンド(2014 年:14 億 1,100 万ポンド)で、実効税率は 69.9%(2014 年:62.5%)となりました。

コア部門の業績

- 税引前利益は 3%増加し、68 億 6,200 万ポンドとなりました。本社の税引前損失 4 億 200 万ポンド(2014 年:9,700 万ポンドの利益)により一部相殺されたものの、アフリカ・バンキング(恒常通貨ベース 1)を含め、コア部門の全事業で改善しました。
- 収益は 246 億 9,200 万ポンドと横ばいでした(2014 年:246 億 7,800 万ポンド)。
 - － バークレイカード部門の収益は 13%増加し、49 億 2,700 万ポンドとなりました。収益性を伴う資産拡大に注力し続けたことで、米国カード事業の収益を伸ばしたことを主に反映しています。
 - － インベストメント・バンク部門の収益は 75 億 7,200 万ポンド(2014 年:75 億 8,800 万ポンド)と、バンキングおよび市場全体で概ね横ばいでした。マクロ業務の収益が 4%改善しましたが、クレジットの 5%の減収と株式の 2%の減収により相殺されました。
 - － PCB 部門の収益は 1%減少し、87 億 2,600 万ポンドとなりました。米国ウェルス事業を除く PCB 部門の収益は前年度比で横ばいでした。コーポレート事業が残高の伸びと預金の利ざやの改善を受けて 5%の増収となったためです。
 - － アフリカ・バンキング部門の収益は 2%減少し、35 億 7,400 万ポンドとなりました。恒常通貨ベース¹の収益は、南アフリカのリテール・アンド・ビジネス・バンキング(RBB)事業およびコーポレート・バンキング事業、ウェルス、インベストメント・マネジメント事業、保険(WIMI)事業の好調な伸びを反映し、7%増加しました。
 - － PCB、バークレイカード、アフリカ・バンキング各部門の利息収入純額はバークレイカードおよびアフリカ・バンキングの利ざやの改善、PCB およびバークレイカードにおける取引量の増加により、5%増加し、120 億 2,400 万ポンドとなりました。純利ざやは 10 ベーシス・ポイント上昇し、4.18%となりました。
 - － 本社の収益は減少し、1 億 700 万ポンドの純費用となりました(2014 年:2 億 4,200 万ポンドの収益)。トレジャリー業務の純費用を反映しています。
- 信用に関する減損費用は 2%増加し、20 億 3,600 万ポンドとなりました。英国の良好な経済環境を背景に債務不履行率と費用が低下したことで PCB 部門の減損費用が 22%減少したことにより一部相殺されましたが、インベストメント・バンク部門で複数のシングルネームのエクスポージャーに関連する費用 5,500 万ポンドを計上したことと事業拡大や減損モデル手法の見直しを受けてバークレイカード部門の減損が 6%増加したことを反映しています。

¹ 恒常通貨ベースの数字は、南アフリカランド建の業績を 2015 年の平均為替レートで英ポンドに換算したものです。

- 営業費用合計は 2%減少し、157 億 9,900 万ポンドとなりました。主にインベストメント・バンク部門および PCB 部門における戦略的コスト・プログラムによる費用削減効果と目標達成費用の 6 億 9,300 万ポンドへの減少(2014 年:9 億 5,300 万ポンド)

グループ財務担当取締役のレビュー

を反映しています。これは、パークレイカードの営業費用が事業拡大に向けた持続的な投資により 11%増加したことと本社における構造改革プログラムの実施に伴う費用の発生により一部相殺されました。

- 株主帰属利益は 9%増加し、42 億 1,900 万ポンドとなり、一方、平均割当株主資本はノンコア部門の資本の再分配に伴い 50 億ポンド増加し、470 億ポンドとなりました。その結果、コア部門の平均株主資本利益率は 9.0%(2014 年:9.2%)、平均有形株主資本利益率は 10.9%となりました(2014 年:11.3%)。

ノンコア部門の業績

- 税引前損失は以下を反映し、2 億 7,900 万ポンド増加し、14 億 5,900 万ポンドとなりました。
 - 資産および証券の圧縮、スペインおよびアラブ首長国連邦リテール事業の売却の影響を含む事業売却、ESHLA ポートフォリオに関連する公正価値損失 3 億 5,900 万ポンド(2014 年:1 億 5,600 万ポンド)(うち、1 億 5,600 万ポンドは英国債スワップ・スプレッドの拡大を受けて 2015 年度第 4 四半期に計上)などから、収益は 12 億 1,400 万ポンド減少し、1 億 6,400 万ポンドの純費用となりました。
 - 信用に関する減損費用は、欧州の債権回収の増加とスペイン事業の売却を反映し、7,800 万ポンドに改善しました(2014 年:1 億 6,800 万ポンド)。
 - 営業費用合計はスペインおよびアラブ首長国連邦リテール事業の売却を含む持続的な事業の圧縮、目標達成費用ならびに訴訟および特定行為に係る費用の減少を受け、8 億 1,200 万ポンド減少し、11 億 9,900 万ポンドとなりました。
- 平均割当株主資本が 40 億ポンド減少し、90 億ポンドとなったことから、ノンコア部門の平均株主資本利益率のマイナス影響は 4.1%となりました(2014 年:4.1%)。リスク調整後資産が 290 億ポンド減少して 470 億ポンドとなったことに伴い、期末割当株主資本は 40 億ポンド減少し、70 億ポンドとなりました。

資本、レバレッジ、貸借対照表

- リスク調整後資産が 3,580 億ポンドと 440 億ポンドもの大幅な減少となったことによって、CRD IV 完全施行ベースの CET1 資本比率は 11.4%に上昇しました(2014 年:10.3%)。
 - ノンコア部門のリスク調整後資産はスペイン事業の売却や旧来からの仕組み商品およびクレジット商品の圧縮により 290 億ポンド減少し、470 億ポンドとなりました。インベストメント・バンク部門は証券およびデリバティブの減少とリスク調整後資産の効率の改善を主な要因に 140 億ポンド減少し、1,080 億ポンドとなりました。
 - 調整項目 34 億ポンド(税引後)、配当金支払額および予定配当金 14 億ポンドを調整すると、CET1 資本は 7 億ポンド減少し、407 億ポンドとなりました。
- レバレッジ・エクスポージャーが 17%減少し、1 兆 280 億ポンドとなったことから、レバレッジ比率は 4.5%と大幅に上昇しました(2014 年:3.7%)。
 - 減少の主因は、リバース・レポ取引、デリバティブおよびトレーディング・ポートフォリオ資産の潜在的将来エクスポージャーを中心に、ノンコア部門の資産を 1,560 億ポンド減少し 1,210 億ポンドに圧縮したことです。コア部門のレバレッジ・エクスポージャーはトレーディング・ポートフォリオ資産、決済残高、デリバティブの潜在的将来エクスポージャーの減少を反映し、490 億ポンド減少し、9,070 億ポンドとなりました。
- 貸借対照表資産は 18%減少し、1 兆 1,200 億ポンドとなりました。
 - マッチド・ブック取引および貸借対照表のレバレッジ圧縮に伴い全体的に資金調達が増加したこと、レポおよびリバース・レポ取引は公正価値ベースで 590 億ポンド、償却原価ベースで 540 億ポンドと、それぞれ減少しました。
 - トレーディング・ポートフォリオ資産は 370 億ポンド減少し、770 億ポンドとなりました。貸借対照表のレバレッジ圧縮に伴う証券ポジションの減少とノンコア部門のポジション解消が主な要因です。
 - デリバティブ負債が 1,150 億ポンド減少して 3,240 億ポンドとなったことに見合う形で、デリバティブ資産は 1,120 億ポンド減少し、3,280 億ポンドとなりました。取引の純減と主要金利フォワード・カーブの上昇を受け、主に金利デリバティブと為替デリバティブが減少したことによるものです。
- 1 株当たりの純資産価額および正味有形資産価額はそれぞれ 324 ペンス(2014 年:335 ペンス)、275 ペンス(2014 年:285 ペンス)に減少しました。この減少は、主に損益計算上の利益への振替に加え、税引後で 31 億ポンドの調整項目、配当金支払い、ヘッジ目的で保有する金利スワップの公正価値の減少に伴うキャッシュフロー・ヘッジ剰余金の減少によるものです。

資金調達および流動性

- 当グループは内部および規制上の要件を上回る流動性を維持しました。余剰流動性は 1,450 億ポンドとなり(2014 年:1,490 億ポンド)、流動性カバレッジ比率(LCR)は 133%となりました(2014 年:124%)。これは 370 億ポンドの余剰に相当します(2014 年:300 億ポンド)。市場の資金調達環境に関わるリスクや当グループの流動性ポジションを考慮しつつ、内部および規制上のストレス要件に照らして十分な水準の流動性を維持していく方針です。
- ホールセール資金調達残高合計(レポ取引を除く)は 1,420 億ポンドでした(2014 年:1,710 億ポンド)。当グループは期限前償還控除後の純額で 90 億ポンドのターム資金調達を実施しました。調達のうち 40 億ポンドは持株会社であるパークレイズ・ピーエルシーが発行した公募および私募シニア無担保債でした。また、2015 年度第 4 四半期中にパークレイズ・ピーエルシーは 10 億ポンド相当のユーロ建て Tier2 証券を発行しました。パークレイズ・ピーエルシーが調達した資本と債務は全てパークレイズ・ピーエルシーが発行する証券と同等の格付けを有する事業会社であるパークレイズ・バンク・ピーエルシーが発行する証券の引受けに充当しました。

グループ財務担当取締役のレビュー

その他の事項

- 英国顧客への補償に係る引当金 27 億 7,200 万ポンドの追加繰入れを計上しました(2014 年:11 億 1,000 万ポンド)。これは以下を含んでいます。
 - － 将来の補償費用の最新の見積もりに基づく引当金 14 億 5,000 万ポンドの追加繰入れを含め、PPIに係る費用 22 億ポンド。この見積もりの見直しは 2015 年度下半期の請求件数の減少ペースが予想を下回ったことを受けたものです。また、これは、2018 年を請求の申請期限にするという金融行為監督機構の提案と、英国最高裁判所が 2014 年に Plevin と Paragon Personal Finance Ltd が争った裁判で下した判決を踏まえて提案されている、PPI に関連する請求の取り扱いに関する規則および指針を反映したものです。
 - － 2005 年から 2012 年に行った特定の顧客を対象とする外国為替取引における過去のプライシング慣行に関連し、2015 年度第 3 四半期に繰入れた、補償引当金 2 億 9,000 万ポンド。
 - － 2015 年度上半期に繰入れた、パッケージ預金口座に係る補償引当金 2 億 8,200 万ポンド。
- 外国為替に関連するものを含めた進行中の調査および訴訟に係る引当金 12 億 3,700 万ポンドの追加繰入れを行いました(2014 年:12 億 5,000 万ポンド)。これは、以下を含みます。
 - － 外国為替電子取引に関する調査に関連し、2015 年 11 月にニューヨーク州金融サービス局と合意した 1 億ポンドの支払いを含め、2015 年度第 4 四半期に繰入れた、引当金 1 億 6,700 万ポンド
 - － 2 件の住宅モーゲージ担保証券の請求に関連する全国信用組合管理局(National Credit Union Administration)との和解および特定の過去のベンチマーク設定に関連する訴訟の和解に関連し、2015 年度第 3 四半期に繰入れた引当金 2 億 7,000 万ポンド。
 - － 主に外国為替に関連する進行中の調査および訴訟に係る、2015 年度上半期の引当金 8 億ポンドの追加繰入れ。業界全体を対象とする外国為替市場における特定のセールスおよびトレーディングの実態に関する調査ならびに業界全体を対象とする米ドルの ISDAFIX ベンチマーク設定に関する調査に関連し、2015 年度第 2 四半期に一部の当局と 16 億 800 万ポンドを支払うことで和解に至りました。
- スペイン、ポルトガル、イタリア各事業の売却に係る損失 5 億 8,000 万ポンド(2014 年:4 億 4,600 万ポンド)は、先に発表した、2016 年度第 2 四半期に完了する予定のイタリアのリテール・バンキング事業支店網の売却に関し 2015 年度第 4 四半期に計上された損失 2 億 6,100 万ポンドを含みます。これは先に発表した、2016 年度第 1 四半期に完了する予定のポルトガルのリテール事業の売却に関し 2015 年度第 3 四半期における 2 億 100 万ポンドの損失および 2015 年度上半期に認識されたスペイン事業の売却に係る 1 億 1,800 万ポンドの損失とは別のものです。
- 米国リーマン買収資産に係る利益 4 億 9,600 万ポンドを 2015 年度第 2 四半期に認識しました(2014 年:4 億 6,100 万ポンド)。パークレイズは 2008 年 9 月の大半のリーマン・ブラザーズ資産の取得に関連し、当事者と係争中だった訴訟を解決するため、リーマン・ブラザーズ・インクの証券投資家保護法管財人と和解に達しました。
- 当グループ自身の信用度に関連する利益 4 億 3,000 万ポンドを当年度に計上しました(2014 年:3,400 万ポンド)。
- 確定退職給付負債の要素の評価で使用していた小売価格指数を、法令規定に準じて長期消費者物価指数に変更したことに伴い、2015 年度上半期に 4 億 2,900 万ポンドの利益を認識しました(2014 年:ゼロポンド)。
- 売却中の事業に関連するのれんおよびその他資産の減損費用 9,600 万ポンド(2014 年:ゼロポンド)。
- 2014 年度には、LIBOR を基準とするディスカウントに基づく資産評価から、外部機関による情報と外部機関が資産の評価を行う際に考慮する要因を組み入れた評価方法への変更に伴い、ESHLA ポートフォリオに関連し、9 億 3,500 万ポンド(2015 年:ゼロポンド)の公正価値の修正を認識しました。

配当

- 2015 年度の最終配当として 1 株当たり 3.5 ペンスを 2016 年 4 月 5 日にお支払いします。年間の配当金は合計で 1 株当たり 6.5 ペンスになります。

第 1 四半期の見通し

- インベストメント・バンク部門の 1 月と 2 月の収益は概ね前年並みでしたが、足元の市場環境や 2015 年 3 月がとりわけ好調だったことを踏まえると、2016 年度第 1 四半期全体ではさほど好調な業績は見込みにくいと考えています。
- ESHLA ポートフォリオの公正価値評価のための英国債スワップのспредが引き続き拡大している影響を受け、2016 年度第 1 四半期のノンコア部門の収益は、更に悪化すると予想されます。

グループ財務担当取締役、トゥーシャー・モーザリア

事業部門別業績

パーソナル・アンド・コーポレート・バンキング

	2015年12月31日に 終了した年度 (百万ポンド)	2014年12月31日に 終了した年度 (百万ポンド)	増減率(%)
損益計算書関連の情報			
利息収入純額	6,438	6,298	2
手数料およびその他収入純額	2,288	2,530	(10)
収益合計	8,726	8,828	(1)
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額	(378)	(482)	22
営業収益純額	8,348	8,346	-
営業費用	(4,774)	(4,951)	4
英国銀行税	(93)	(70)	(33)
訴訟および特定行為	(109)	(54)	
目標達成費用	(292)	(400)	27
営業費用合計	(5,268)	(5,475)	4
その他の(費用)/収益純額	(40)	14	
税引前利益	3,040	2,885	5
株主帰属利益	2,179	2,058	6

	2015年12月31日現在 (億ポンド)	2014年12月31日現在 (億ポンド)
貸借対照表関連の情報		
顧客に対する貸付金(償却原価ベース)	2,184	2,170
資産合計	2,872	2,850
顧客預り金	3,054	2,992
リスク調整後資産	1,204	1,202

	2015年12月31日に 終了した年度	2014年12月31日に 終了した年度
パフォーマンス指標		
平均有形株主資本利益率	16.2%	15.8%
平均割当有形株主資本(億ポンド)	136	131
平均株主資本利益率	12.1%	11.9%
平均割当株主資本(億ポンド)	182	175
収益に対する費用の比率	60%	62%
貸倒率(ベース・ポイント)	17	21
純利ざや	2.99%	3.00%

	(百万ポンド)	(百万ポンド)	増減率(%)
収益合計内訳			
パーソナル	4,054	4,159	(3)
コーポレート	3,754	3,592	5
ウェルス	918	1,077	(15)
収益合計	8,726	8,828	(1)

	2015年12月31日現在 (億ポンド)	2014年12月31日現在 (億ポンド)
顧客に対する貸付金(償却原価ベース)内訳		
パーソナル	1,370	1,368
コーポレート	679	651
ウェルス	135	151
顧客に対する貸付金(償却原価ベース)合計	2,184	2,170

顧客預り金内訳		
パーソナル	1,513	1,458
コーポレート	1,244	1,222
ウェルス	297	312
顧客預り金合計	3,054	2,992

事業部門別業績

2015年度と2014年度の比較

- 税引前利益は30億4,000万ポンドと5%増加しました。営業費用の持続的な減少と英国の良好な経済環境を受けた減損費用の減少を反映しています。営業費用の減少は支店網の再編と自動化促進のための技術改善を含む戦略的コスト・プログラムによるものです。コーポレート事業は非常に好調に推移し、貸付金と資金管理が共に伸びたことで収益は5%増加しました。
- PCBは米国ウェルス事業の顧客への補償および同事業の売却の影響を大きく受けました。米国ウェルス事業を除いた税引前利益は12%改善し、32億7,700万ポンドとなりました。
- 収益合計は1%減少し、87億2,600万ポンドとなりました。米国ウェルス事業を除いた収益は横ばいでした。
 - － パーソナル事業の収益は預金利ざやの改善と残高の増加により一部相殺されたものの、手数料収入の減少とモーゲージの利ざやが圧縮されたことから3%減少し、40億5,400万ポンドとなりました。
 - － コーポレート事業の収益は貸出業務の利ざやの縮小により一部相殺されたものの、貸付金と預金の残高がともに増加したことと預金利ざやの改善により、5%増加し、37億5,400万ポンドとなりました。
 - － ウェルス事業の収益は、主に米国ウェルス事業の顧客への補償および同事業の売却の影響により15%減少し、9億1,800万ポンドとなりました。米国ウェルス事業を除いた収益は2%減少しました。
 - － 利息収入純額はコーポレート残高の増加と2014年6月に行った当座預金に関する処理方法の変更の影響により、2%増加し、64億3,800万ポンドとなりました。
 - － 純利ざやは2.99%と概ね横ばいでした(2014年:3.00%)。モーゲージの利ざやの減少とコーポレート貸出利ざやの低下は、コーポレートおよびパーソナル預金の利ざやの上昇と当座預金に関する処理方法の変更の影響により一部相殺されました。
 - － 手数料およびその他収入純額は、主に当座預金に関する処理方法の変更と米国の顧客向け補償の影響により10%減少し、22億8,800万ポンドとなりました。
- 信用に関する減損費用は英国の良好な経済環境を背景に全事業で債務不履行率が低下し、費用が減少したことにより、22%改善し3億7,800万ポンドとなりました。貸倒率は4ベース・ポイント低下し、17ベース・ポイントとなりました。
- 営業費用合計は4%減少し、52億6,800万ポンドとなりました。訴訟および特定行為に係る費用の増加により一部相殺されたものの、支店網の再編と技術改善に関連する戦略的コスト・プログラムによる費用削減効果および目標達成費用の減少を反映しています。
- 顧客に対する貸付金はコーポレート貸付金が伸びたことから1%増加し、2,184億ポンドとなりました。
- 資産合計は顧客に対する貸付金が伸びたことから1%増加し、2,872億ポンドとなりました。
- 顧客預り金は主にパーソナル、コーポレート両事業の伸びたことから2%増加し、3,054億ポンドとなりました。
- リスク調整後資産は1,204億ポンドと概ね横ばいでした(2014年:1,202億ポンド)。

事業部門別業績

パークレイカード

	2015年12月31日に 終了した年度 (百万ポンド)	2014年12月31日に 終了した年度 (百万ポンド)	増減率 (%)
損益計算書関連の情報			
利息収入純額	3,520	3,044	16
手数料およびその他収入純額	1,407	1,312	7
収益合計	4,927	4,356	13
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額	(1,251)	(1,183)	(6)
営業収益純額	3,676	3,173	16
営業費用	(1,927)	(1,727)	(12)
英国銀行税	(42)	(29)	(45)
目標達成費用	(106)	(118)	10
営業費用合計	(2,075)	(1,874)	(11)
その他の収益純額	33	40	(18)
税引前利益	1,634	1,339	22
株主帰属利益	1,106	938	18
貸借対照表関連の情報			
	2015年12月31日現在 (億ポンド)	2014年12月31日現在 (億ポンド)	
顧客に対する貸付金(償却原価ベース)	398	366	
資産合計	474	413	
顧客預り金	102	73	
リスク調整後資産	413	399	
パフォーマンス指標			
	2015年12月31日に 終了した年度	2014年12月31日に 終了した年度	
平均有形株主資本利益率	22.3%	19.9%	
平均割当有形株主資本(億ポンド)	50	47	
平均株主資本利益率	17.7%	16.0%	
平均割当株主資本(億ポンド)	63	59	
収益に対する費用の比率	42%	43%	
貸倒率(ベース・ポイント)	289	308	
純利ざや	9.13%	8.75%	

事業部門別業績

2015年度と2014年度の比較

- 税引前利益は22%増加し、16億3,400万ポンドとなりました。大幅な増加は、個人および商業向けの多様なビジネス・モデルを通じて、すべての地域で資産が増加したことに起因しています。事業投資は引き続き増加し、収益に対する費用の比率は42%に改善しました(2014年:43%)。リスク管理に重点的に取り組んだことから、30日延滞率は横ばいとなり、貸倒率は低下しました。
- 収益合計は13%増加し、49億2,700万ポンドとなりました。主に、米国のカード事業の伸びと英ポンドに対する米ドル(平均)が上昇したことを反映しています。
 - － 利息収入純額は事業の伸びを受けて16%増加し、35億2,000万ポンドとなりました。利息収益を生む貸付の増加を反映して、純利ざやも9.13%に改善しました(2014年:8.75%)。
 - － 手数料およびその他収入純額は7%増加し、14億700万ポンドとなりました。欧州インターチェンジ・フィー規則による料率上限設定の影響により一部相殺されたものの、取引高の増加に起因しています。
- 信用に関する減損費用は6%増加し、12億5,100万ポンドとなりました。英国のカード事業の業績向上によって一部相殺されたものの、主に資産増加および減損モデル手法の見直しが反映されています。延滞率は概ね横ばいであり、貸倒率は19ベース・ポイント低下して289ベース・ポイントとなりました。
- 営業費用合計は11%増加し、20億7,500万ポンドとなりました。事業投資の持続的な伸び、英ポンドに対する米ドル(平均)の上昇、ならびに Bespoke 商品の撤退に関連する無形資産の償却5,500万ポンドを含む特別項目による影響に起因しています。
- 顧客に対する貸付金はすべての地域で増加し、9%増の398億ポンドとなりました。
- 資産合計は15%増加し、474億ポンドとなりました。顧客に対する貸付金の伸びが主因です。
- 顧客預り金は、米国における預金による資金調達戦略を受けて40%増加し、102億ポンドとなりました。
- RWAは4%増加し、413億ポンドとなりました。主として米国のカード事業の伸びに起因しています。

事業部門別業績

アフリカ・バンキング

	2015年			2014年			恒常通貨ベース ¹		
	12月31日に 終了した年度	12月31日に 終了した年度	増減率(%)	12月31日に 終了した年度	12月31日に 終了した年度	増減率(%)	12月31日に 終了した年度	12月31日に 終了した年度	増減率(%)
損益計算書関連の情報	(百万ポンド)	(百万ポンド)		(百万ポンド)	(百万ポンド)		(百万ポンド)	(百万ポンド)	
利息収入純額	2,066	2,093	(1)	2,066	1,908	8			
手数料およびその他収入純額	1,668	1,741	(4)	1,668	1,583	5			
収益合計	3,734	3,834	(3)	3,734	3,491	7			
保険契約に基づく保険金および給付金純額	(160)	(170)	6	(160)	(155)	(3)			
保険金控除後の収益合計	3,574	3,664	(2)	3,574	3,336	7			
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額	(352)	(349)	(1)	(352)	(317)	(11)			
営業収益純額	3,222	3,315	(3)	3,222	3,019	7			
営業費用	(2,169)	(2,244)	3	(2,169)	(2,051)	(6)			
英国銀行税	(52)	(45)	(16)	(52)	(45)	(16)			
訴訟および特定行為	-	(2)		-	(2)				
目標達成費用	(29)	(51)	43	(29)	(46)	37			
営業費用合計	(2,250)	(2,342)	4	(2,250)	(2,144)	(5)			
その他の収益純額	7	11	(36)	7	10	(30)			
税引前利益	979	984	(1)	979	885	11			
株主帰属利益	332	360	(8)	332	320	4			

	2015年		2014年		2015年		2014年	
	12月31日 現在							
貸借対照表関連の情報	(億ポンド)							
顧客に対する貸付金(償却原価ベース)	299	352	299	276				
資産合計	499	555	499	438				
顧客預り金	306	350	306	276				
リスク調整後資産	339	385	339	313				

	2015年		2014年	
	12月31日に 終了した年度	12月31日に 終了した年度	12月31日に 終了した年度	12月31日に 終了した年度
平均有形株主資本利益率	11.7%	12.9%		
平均割当有形株主資本(億ポンド)	28	28		
平均株主資本利益率	8.7%	9.3%		
平均割当株主資本(億ポンド)	38	39		
収益に対する費用の比率	63%	64%		
貸倒率(ベース・ポイント)	109	93		
純利ざや	6.06%	5.95%		

1 恒常通貨ベースの業績は、報告期間の為替レートの変動による影響を排除するため、損益計算書については2015年12月31日に終了した年度の平均為替レートを、貸借対照表については2015年12月31日現在の為替レート(終値)を用いて、南アフリカ・ランド建の業績を英ポンド建に換算することにより算出されま

事業部門別業績

2015年度と2014年度の比較

- 税引前利益は1%減少して9億7,900万ポンド、保険金控除後の収益合計は2%減少して35億7,400万ポンドとなりました。2015年度において、英ポンドに対する南アフリカ・ランドは、平均で10%、終値では28%下落しました。この下落はアフリカ・バンキングの公表決算に重要な影響を与えるものであるため、以下の業績に関する記載は恒常通貨ベースの業績に基づいています。

恒常通貨ベースの業績

- 税引前利益は11%増加し、9億7,900万ポンドとなりました。南アフリカ以外の国における18%の業務拡大と、厳しいマクロ経済環境となった南アフリカでも9%の業務拡大がみられたことを反映しています。大幅な収益増加は、南アフリカ以外の国におけるコーポレート事業の業績が減損増加の影響を受けたものの、リテール・アンド・ビジネス・バンキング(RBB)および南アフリカにおけるコーポレート・バンキング業務、ならびにウェルス・インベストメント・マネジメント・アンド・インシュアランス(WIMI)といった重点分野によってもたらされました。
- 保険金控除後の収益合計は7%増加し、35億7,400万ポンドとなりました。
 - 利息収入純額は8%増加して20億6,600万ポンドとなりました。これは、コーポレート・アンド・インベストメント・バンキング(CIB)における顧客に対する貸付金が平均して増加したことと、RBBの顧客預り金が大幅に増加したことに起因します。純利ざや、南アフリカにおけるリテールの資産利ざやの改善を主因として、11ベース・ポイント増の6.06%となりました。
 - 手数料およびその他収入純額は5%増加し、16億6,800万ポンドとなりました。南アフリカにおけるインベストメント・バンキング収益の低下によって一部相殺されたものの、RBBにおける取引手数料収入が増加したことを反映しています。
- 信用に関する減損費用は11%増加し、3億5,200万ポンドとなりました。シングルネームのエクスポージャー増加と正常債権のカバレッジ強化に起因します。貸倒率は16ベース・ポイント増加し、109ベース・ポイントとなりました。
- 営業費用合計は5%増加し、22億5,000万ポンドとなりました。支店網の再編、技術改善および不動産の最適化を含む戦略的コスト・プログラムによる費用削減によって一部相殺されたものの、インフレの影響を反映しています。
- 顧客に対する貸付金は、CIBにおける大幅な増加を受けて8%増加し、299億ポンドとなりました。
- 資産合計は14%増加し、499億ポンドとなりました。顧客に対する貸付金の増加を主因としています。
- 顧客預り金は、RBB事業の堅調な伸びを反映して11%増加し、306億ポンドとなりました。
- RWAはコーポレート貸付金の増加を主因として8%増加し、339億ポンドとなりました。

事業部門別業績

インベストメント・バンク	2015年12月31日に 終了した年度 (百万ポンド)	2014年12月31日に 終了した年度 (百万ポンド)	増減率(%)
損益計算書関連の情報			
利息収入純額	588	647	(9)
トレーディング収益純額	3,859	3,735	3
手数料およびその他収入純額	3,125	3,206	(3)
収益合計	7,572	7,588	-
信用に関する減損(費用)／戻入およびその他の引当金繰入額	(55)	14	
営業収益純額	7,517	7,602	(1)
営業費用	(5,362)	(5,504)	3
英国銀行税	(203)	(218)	7
訴訟および特定行為	(107)	(129)	17
目標達成費用	(234)	(374)	37
営業費用合計	(5,906)	(6,225)	5
税引前利益	1,611	1,377	17
株主帰属利益	804	397	
貸借対照表関連の情報			
	2015年12月31日現在 (億ポンド)	2014年12月31日現在 (億ポンド)	
銀行および顧客に対する貸付金(償却原価ベース) ¹	922	1,063	
トレーディング・ポートフォリオ資産	651	948	
デリバティブ金融資産	1,143	1,526	
デリバティブ金融負債	1,222	1,606	
リバース・レポ取引およびその他類似の担保付貸付 ²	255	643	
公正価値で測定すると指定された金融資産 ²	481	89	
資産合計	3,759	4,557	
リスク調整後資産	1,083	1,224	
パフォーマンス指標			
	2015年12月31日に 終了した年度	2014年12月31日に 終了した年度	
平均有形株主資本利益率	6.0%	2.8%	
平均割当有形株主資本(億ポンド)	139	146	
平均株主資本利益率	5.6%	2.7%	
平均割当株主資本(億ポンド)	148	154	
収益に対する費用の比率	78%	82%	
収益合計内訳			
	(百万ポンド)	(百万ポンド)	増減率(%)
インベストメント・バンキング手数料	2,093	2,111	(1)
貸付	436	417	5
バンキング	2,529	2,528	-
クレジット	995	1,044	(5)
株式	2,001	2,046	(2)
マクロ	2,034	1,950	4
市場	5,030	5,040	-
バンキングおよび市場	7,559	7,568	-
その他	13	20	(35)
収益合計	7,572	7,588	-

1 2015年12月31日現在の貸付金は、顧客に対する貸付金748億ポンド(2014年:864億ポンド)(うち、決済残高186億ポンド(2014年:258億ポンド)および現金担保248億ポンド(2014年:322億ポンド)を含む)、銀行に対する貸付金174億ポンド(2014年:199億ポンド)(うち、決済残高16億ポンド(2014年:27億ポンド)および現金担保57億ポンド(2014年:69億ポンド)を含む)を含みます。

2 2015年に特定の事業における新規リバース・レポ取引およびその他類似の担保付貸付は、ポートフォリオのリスクおよびパフォーマンスの管理のあり方により的確に合致させるために公正価値で測定する金融資産に指定されました。公正価値で測定すると指定された金融資産には、公正価値で測定すると指定されたりリバース・レポ取引425億ポンド(2014年:34億ポンド)が含まれます。

事業部門別業績

2015年度と2014年度の比較

- 税引前利益は17%増加し、16億1,100万ポンドとなりました。リスク調整後資産は減少したものの、収益は横ばいでした。厳しい市場環境の中、自国市場である英国と米国に注力し、既存の強みを生かして事業は進展し続けました。コスト効率の改善と目標達成費用が削減したことによって、費用は減少しました。
- 収益合計は英ポンドに対する米ドル(平均)の上昇の影響を含め、75億7,200万ポンドと概ね横ばいでした(2014年:75億8,800万ポンド)。
 - － バンキング業務の収益は25億2,900万ポンドと横ばいでした(2014年:25億2,800万ポンド)。インベストメント・バンキング手数料収入は20億9,300万ポンドと1%減少しました。財務アドバイザーおよび債券引受の手数料の増加により一部相殺されたものの、株式引受手数料が減少したためです。貸付収益は公正価値ヘッジの損失の減少を受けて4億3,600万ポンド(2014年:4億1,700万ポンド)に増加しました。
 - － 市場業務の収益は50億3,000万ポンドと概ね横ばいでした(2014年:50億4,000万ポンド)。
 - － クレジットの収益は当該資産クラスにおける戦略的再配置の加速に伴う証券化商品の減収とディストレス・クレジットの減収を受け、5%減少し、9億9,500万ポンドとなりました。これは、顧客中心のクレジットフロー取引による増収により一部相殺されました。
 - － 株式の収益は2%減少し20億100万ポンドとなりました。現物株の増収によって一部相殺されたものの、欧州・中東・アフリカ(EMEA)における株式デリバティブの顧客取引活動の減少を反映しています。
 - － マクロの収益は市場ボラティリティの上昇と顧客取引活動の拡大を背景に金利および為替商品の増収を反映し、4%増加し、20億3,400万ポンドとなりました。
- 複数のシングルネームのエクスポージャーに関連し、信用に関する減損費用5,500万ポンドを計上しました(2014年:1,400万ポンドの戻入れ)。
- 営業費用合計は5%減少し、59億600万ポンドとなりました。人件費が5%減少し34億2,300万ポンドとなったことと目標達成費用の減少を反映しています。英ポンドに対する米ドル(平均)の上昇により一部相殺されたものの、事業の再編、事務の合理化、不動産の合理化を含む戦略的コスト・プログラムにより、費用のさらなる削減を実現しました。
- デリバティブ金融商品資産および負債は取引の純減と主要金利フォワード・カーブの上昇により、それぞれ、25%減の1,143億ポンドおよび24%減の1,222億ポンドとなりました。
- トレーディング・ポートフォリオ資産は、主に貸借対照表のレバレッジ圧縮に伴う証券ポジションが減少したことにより31%減少し、651億ポンドとなりました。
- 資産合計はデリバティブ金融商品資産、トレーディング・ポートフォリオ資産、銀行および顧客に対する貸付における決済残高および現金担保の減少によって、18%減少し、3,759億ポンドとなりました。
- リスク調整後資産は、主に証券およびデリバティブの減少とリスク調整後資産の効率の改善により12%減少し、1,083億ポンドとなりました。

事業部門別業績

本社	2015年12月31日に 終了した年度 (百万ポンド)	2014年12月31日に 終了した年度 (百万ポンド)
損益計算書関連の情報		
営業(費用)／収益純額	(107)	242
営業費用	(246)	(57)
英国銀行税	(8)	(9)
訴訟および特定行為	(14)	(66)
目標達成費用	(32)	(10)
営業費用合計	(300)	(142)
その他の収益／(費用)純額	5	(3)
税引前(損失)／利益	(402)	97
株主帰属(損失)／利益	(202)	112
貸借対照表関連の情報		
	2015年12月31日現在 (億ポンド)	2014年12月31日現在 (億ポンド)
資産合計	564	491
リスク調整後資産	77	56

2015年度と2014年度の比較

- 4億200万ポンドの税引前損失(2014年:9,700万ポンドの利益)は、主にトレジャリー業務と構造改革プログラムの実施に伴う費用によります。
- 営業収益純額は、主にトレジャリー業務による純費用と、2014年にはグループ子会社の再編に伴う、外国為替の回収純益を含む一過性の利益があったことから減少し、1億700万ポンドの費用となりました(2014年:2億4,200万ポンドの収益)。
- 営業費用合計は、訴訟および特定行為にかかる費用の減少によって部分的に相殺されましたが、主に構造改革プログラムの実施に関連する費用と目標達成費用が増加したことから、1億5,800万ポンド増加し、3億ポンドになりました。
- 資産合計は集中化して保有した流動性バッファーの増加に伴い73億ポンド増加し、564億ポンドになりました。

事業部門別業績

パークレイズ・ノンコア 損益計算書関連の情報	2015年12月31日に 終了した年度 (百万ポンド)	2014年12月31日に 終了した年度 (百万ポンド)	増減率(%)
利息収入純額	249	214	16
トレーディング収益純額	(805)	120	
手数料およびその他収入純額	765	1,026	(25)
収益合計	209	1,360	(85)
保険契約に基づく保険金および給付金純額	(373)	(310)	(20)
保険金控除後の収益合計	(164)	1,050	
信用に関する減損費用およびその他の引当金 繰入額	(78)	(168)	54
営業収益純額	(242)	882	
営業費用	(873)	(1,510)	42
英国銀行税	(78)	(91)	14
訴訟および特定行為	(148)	(198)	25
目標達成費用	(100)	(212)	53
営業費用合計	(1,199)	(2,011)	40
その他の費用純額	(18)	(51)	65
税引前損失	(1,459)	(1,180)	(24)
株主帰属損失	(1,523)	(1,085)	(40)

貸借対照表関連の情報	2015年12月31日現在 (億ポンド)	2014年12月31日現在 (億ポンド)
銀行および顧客に対する貸付金(償却原価ベース) ¹	459	639
デリバティブ金融資産	2,103	2,854
デリバティブ金融負債	1,987	2,771
リバース・レポ取引およびその他類似の担保付貸付 ²	24	493
公正価値で測定すると指定された金融資産 ²	201	222
資産合計	3,031	4,715
顧客預り金	149	216
リスク調整後資産	466	753
レバレッジ・エクスポージャー	1,213	2,775

パフォーマンス指標	2015年12月31日に 終了した年度	2014年12月31日に 終了した年度
平均有形株主資本利益率の影響 ³	(5.1%)	(5.4%)
平均割当有形株主資本(億ポンド)	89	132
平均株主資本利益率 ³	(4.1%)	(4.1%)
平均割当株主資本(億ポンド)	90	134
期末割当株主資本(億ポンド)	72	110

保険金控除後の収益合計の内訳	(百万ポンド)	(百万ポンド)	増減率(%)
事業部門	613	1,101	(44)
証券および貸付金	(481)	117	
デリバティブ	(296)	(168)	(76)
保険金控除後の収益合計	(164)	1,050	

1 2015年12月31日現在の貸付金は、顧客に対する貸付金352億ポンド(2014年:516億ポンド)(うち、決済残高2億ポンド(2014年:16億ポンド)および現金担保190億ポンド(2014年:221億ポンド)を含む)、銀行に対する貸付金106億ポンド(2014年:123億ポンド)(うち、決済残高ゼロポンド(2014年:3億ポンド)および現金担保101億ポンド(2014年:113億ポンド)を含む)を含みます。

2 2015年に特定の事業における新規リバース・レポ取引およびその他類似の担保付貸付はポートフォリオのリスクおよびパフォーマンスの管理のあり方により的確に合致させるために公正価値で測定する金融資産に指定されました。公正価値で測定すると指定された金融資産には、公正価値で測定すると指定されたリバース・レポ取引14億ポンド(2014年:10億ポンド)が含まれます。

3 パークレイズ・ノンコア部門の平均株主資本利益率と平均有形株主資本利益率はパークレイズ・グループへの影響を示しています。これはノンコア部門の平均株主資本利益率と平均有形株主資本利益率を表すものではありません。

事業部門別業績

2015年度と2014年度の比較

- 事業の撤退、証券および貸付金、デリバティブ資産処分を継続的に進めたことによって、税引前損失は24%増加し、14億5,900万ポンドとなりました。デリバティブの100億ポンドの減少、証券および貸付金の90億ポンドの減少、スペイン事業および英国有担保貸付事業の売却の完了に伴う事業の圧縮を含め、リスク調整後資産は290億ポンド減少し、470億ポンドとなりました。先に発表したポルトガルおよびイタリアのリテール事業の売却が2016年度上半期に完了すると、リスク調整後資産はさらに25億ポンド減少する見通しです。
- 保険金控除後の収益合計は減少し、1億6,400万ポンドの純損失となりました(2014年:10億5,000万ポンドの収益)。
 - － 事業収益はスペイン事業の売却および旧来からのポートフォリオ資産の売却および圧縮の影響を反映し、44%減少して6億1,300万ポンドとなりました。
 - － 証券および貸付金の収益は減少し、4億8,100万ポンドの純損失となりました(2014年:1億1,700万ポンドの収益)。ESHLAポートフォリオの公正価値損失および資金調達コスト、証券の積極的な圧縮、過去のインベストメント・バンク事業からの撤退、2014年度に計上したアラブ首長国連邦(UAE)のリテール・バンキング・ポートフォリオ売却益が当年度は発生しなかったことが主因です。ESHLAポートフォリオの公正価値損失は3億5,900万ポンド(2014年:1億5,600万ポンド)で、うち1億5,600万ポンドは英国債スワップ・スプレッドの拡大により、2015年度第4四半期に計上しました。
 - － デリバティブ収益は76%減少し、2億9,600万ポンドの損失となりました。これはポートフォリオの積極的な圧縮や資金調達コストを反映しています。
- 信用に関する減損費用は54%改善して7,800万ポンドとなりました。これは、欧州の債権回収の増加とスペイン事業の売却を反映しています。
- 営業費用合計は40%改善して11億9,900万ポンドとなりました。これは、スペイン事業、アラブ首長国連邦(UAE)リテール事業、コモディティ事業および複数の自己勘定投資事業の売却に伴う費用削減効果ならびに目標達成費用、訴訟および特定行為に係る費用の減少を反映しています。
- 銀行および顧客に対する貸付金は28%減少し、459億ポンドとなりました。これは、先に発表したポルトガルおよびイタリア事業の売却に関連する貸付金55億ポンドを売却目的で保有する資産へ再分類したことと、過去のインベストメント・バンク資産の圧縮および撤退を反映しています。
- デリバティブ金融商品資産および負債は、主に取引の減少により、それぞれ26%減の2,103億ポンド、28%減の1,987億ポンドとなりました。
- 資産合計はリバース・レポ取引およびその他類似の担保付貸付ならびにデリバティブ金融商品資産の減少により、36%減少し、3,031億ポンドとなりました。
- レバレッジ・エクスポージャーはリバース・レポ取引、デリバティブの潜在的将来エクスポージャー、トレーディング・ポートフォリオ資産を中心に1,562億ポンド減少し、1,213億ポンドとなりました。
- 主にスペイン事業の売却、旧来からの仕組み商品とクレジット商品の積極的な圧縮、デリバティブ取引の解消により、リスク調整後資産は287億ポンド減の466億ポンド、期末株主資本は38億ポンド減の72億ポンドとなりました。

四半期業績の要約

パークレイズ・グループ四半期業績	2015年度	2015年度	2015年度	2015年度	2014年度	2014年度	2014年度	2014年度
	第4四半期	第3四半期	第2四半期	第1四半期	第4四半期	第3四半期	第2四半期	第1四半期
	(百万ポンド)							
調整後ベース								
保険金控除後の収益合計	5,438	6,108	6,552	6,430	6,018	6,378	6,682	6,650
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額	(646)	(495)	(496)	(477)	(573)	(509)	(538)	(548)
営業収益純額	4,792	5,613	6,056	5,953	5,445	5,869	6,144	6,102
営業費用	(3,697)	(3,842)	(3,897)	(3,915)	(3,942)	(3,879)	(4,042)	(4,130)
英国銀行税	(476)	-	-	-	(462)	-	-	-
訴訟および特定行為	(106)	(138)	(77)	(57)	(140)	(98)	(146)	(65)
目標達成費用	(254)	(223)	(196)	(120)	(339)	(332)	(254)	(240)
営業費用合計	(4,533)	(4,203)	(4,170)	(4,092)	(4,883)	(4,309)	(4,442)	(4,435)
その他の(費用)/収益純額	(12)	17	(37)	19	1	30	(46)	26
調整後税引前利益	247	1,427	1,849	1,880	563	1,590	1,656	1,693
調整項目								
英国顧客への補償に係る引当金	(1,450)	(290)	(850)	(182)	(200)	(10)	(900)	-
外国為替に関連するものを含めた進行中の調査および訴訟に係る引当金	(167)	(270)	-	(800)	(750)	(500)	-	-
スペイン、ポルトガルおよびイタリア事業の売却に係る損失	(261)	(201)	-	(118)	(82)	(364)	-	-
米国リーマン買収資産に係る利益	-	-	496	-	-	461	-	-
当グループ自身の信用度に関連する利益	(175)	195	282	128	(62)	44	(67)	119
確定退職給付負債の一部に係る評価益	-	-	-	429	-	-	-	-
売却事業に係るのれんおよびその他資産の減損	(96)	-	-	-	-	-	-	-
ESHLA の評価方法の修正	-	-	-	-	(935)	-	-	-
法定税引前(損失)/利益	(1,902)	861	1,777	1,337	(1,466)	1,221	689	1,812
税金(費用)/還付	(236)	(208)	(394)	(612)	85	(601)	(298)	(597)
法定税引後(損失)/利益	(2,138)	653	1,383	725	(1,381)	620	391	1,215
以下に帰属するもの:								
親会社の普通株主	(2,422)	417	1,146	465	(1,679)	379	161	965
その他の株主持分	107	79	79	80	80	80	41	49
非支配持分	177	157	158	180	218	161	189	201
貸借対照表関連の情報								
	(億ポンド)							
資産合計	11,200	12,365	11,967	14,164	13,579	13,657	13,149	13,621
リスク調整後資産	3,584	3,819	3,767	3,959	4,019	4,129	4,111	4,363
調整後パフォーマンス指標								
平均有形株主資本利益率	(1.9%)	6.7%	9.1%	9.0%	1.7%	7.1%	7.5%	7.6%
平均有形株主資本(億ポンド)	480	479	477	487	489	476	475	472
平均株主資本利益率	(1.6%)	5.7%	7.8%	7.7%	1.5%	6.1%	6.4%	6.5%
平均株主資本(億ポンド)	562	561	560	570	571	556	553	548
収益に対する費用の比率	83%	69%	64%	64%	81%	68%	66%	67%
貸倒率(ベース・ポイント)	58	40	41	37	48	42	44	45
基本的1株当たり(損失)/利益	(1.3ペンス)	4.8ペンス	6.5ペンス	6.6ペンス	1.3ペンス	5.2ペンス	5.4ペンス	5.5ペンス
法定パフォーマンス指標								
平均有形株主資本利益率	(20.1%)	3.6%	9.8%	4.0%	(13.8%)	3.4%	1.4%	8.4%
平均有形株主資本(億ポンド)	478	476	472	481	483	468	467	464
平均株主資本利益率	(17.1%)	3.1%	8.4%	3.4%	(11.8%)	2.9%	1.2%	7.2%
平均株主資本(億ポンド)	560	558	555	563	564	548	545	540
収益に対する費用の比率	119%	76%	68%	71%	116%	70%	81%	66%
基本的1株当たり(損失)/利益	(14.4ペンス)	2.6ペンス	7.0ペンス	2.9ペンス	(10.2ペンス)	2.4ペンス	1.0ペンス	6.0ペンス

四半期業績の要約

パークレイズ・コア 損益計算書関連の情報	2015年度	2015年度	2015年度	2015年度	2014年度	2014年度	2014年度	2014年度
	第4四半期	第3四半期	第2四半期	第1四半期	第4四半期	第3四半期	第2四半期	第1四半期
	(百万ポンド)							
保険金控除後の収益合計	5,650	6,102	6,520	6,420	5,996	6,008	6,397	6,277
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額	(630)	(470)	(488)	(448)	(571)	(492)	(456)	(481)
営業収益純額	5,020	5,632	6,032	5,972	5,425	5,516	5,941	5,796
営業費用	(3,493)	(3,626)	(3,663)	(3,696)	(3,614)	(3,557)	(3,602)	(3,710)
英国銀行税	(398)	-	-	-	(371)	-	-	-
訴訟および特定行為	(77)	(64)	(41)	(48)	(56)	(16)	(136)	(43)
目標達成費用	(199)	(201)	(184)	(109)	(298)	(202)	(237)	(216)
営業費用合計	(4,167)	(3,891)	(3,888)	(3,853)	(4,339)	(3,775)	(3,975)	(3,969)
その他の収益／(費用)純額	4	23	(39)	17	9	6	27	20
税引前利益	857	1,764	2,105	2,136	1,095	1,747	1,993	1,847
株主帰属利益	547	1,115	1,273	1,284	638	1,002	1,171	1,053
貸借対照表関連の情報	(億ポンド)							
資産合計	8,169	8,911	8,585	9,496	8,865	8,993	8,463	8,637
リスク調整後資産	3,118	3,270	3,201	3,311	3,266	3,319	3,236	3,303
パフォーマンス指標								
平均有形株主資本利益率	5.7%	11.4%	13.3%	13.5%	7.0%	11.5%	13.8%	13.2%
平均割当有形株主資本(億ポンド)	400	396	386	385	370	352	340	322
平均株主資本利益率	4.7%	9.5%	11.0%	11.1%	5.8%	9.5%	11.3%	10.7%
平均割当株主資本(億ポンド)	481	477	467	467	450	430	416	396
収益に対する費用の比率	74%	64%	60%	60%	72%	63%	62%	63%
貸倒率(ベース・ポイント)	63	43	45	41	55	46	44	60
基本的1株当たり利益への寄与	3.4ペンス	6.8ペンス	7.7ペンス	7.8ペンス	4.0ペンス	6.2ペンス	7.2ペンス	6.5ペンス
パークレイズ・ノンコア 損益計算書関連の情報	(百万ポンド)							
事業部門	139	199	153	122	228	327	245	301
証券および貸付金	(228)	(138)	(42)	(73)	(142)	106	66	87
デリバティブ	(123)	(55)	(79)	(39)	(64)	(63)	(26)	(15)
保険金控除後の収益合計	(212)	6	32	10	22	370	285	373
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額	(16)	(25)	(8)	(29)	(2)	(17)	(82)	(67)
営業(費用)／収益純額	(228)	(19)	24	(19)	20	353	203	306
営業費用	(204)	(216)	(234)	(219)	(329)	(321)	(441)	(419)
英国銀行税	(78)	-	-	-	(91)	-	-	-
訴訟および特定行為	(29)	(74)	(36)	(9)	(83)	(82)	(10)	(23)
目標達成費用	(55)	(22)	(12)	(11)	(41)	(130)	(17)	(24)
営業費用合計	(366)	(312)	(282)	(239)	(544)	(533)	(468)	(466)
その他の(損失)／収益純額	(16)	(6)	2	2	(8)	23	(72)	6
税引前損失	(610)	(337)	(256)	(256)	(532)	(157)	(337)	(154)
株主帰属損失	(793)	(328)	(203)	(199)	(448)	(173)	(294)	(171)
貸借対照表関連の情報	(億ポンド)							
銀行および顧客に対する貸付金(償却原価ベース)	459	509	539	656	639	645	755	834
デリバティブ金融資産	2,103	2,395	2,209	3,019	2,854	2,496	2,270	2,315
デリバティブ金融負債	1,987	2,310	2,136	2,956	2,771	2,400	2,150	2,209
リバース・レポ取引およびその他類似の担保付貸付	24	71	156	428	493	739	868	983
公正価値で測定すると指定された金融資産	201	198	195	217	222	219	215	222
資産合計	3,031	3,454	3,382	4,668	4,715	4,665	4,686	4,984
顧客預り金	149	179	196	205	216	222	286	307
リスク調整後資産	466	548	566	648	753	810	875	1,060
パフォーマンス指標								
平均有形株主資本利益率 ¹	(7.6%)	(4.7%)	(4.2%)	(4.5%)	(5.3%)	(4.4%)	(6.3%)	(5.6%)
平均割当有形株主資本(億ポンド)	80	83	91	102	119	124	135	150
平均株主資本利益率 ¹	(6.3%)	(3.8%)	(3.2%)	(3.4%)	(4.3%)	(3.4%)	(4.9%)	(4.2%)
平均割当株主資本(億ポンド)	81	84	93	103	121	126	137	152
期末割当株主資本(億ポンド)	72	85	83	97	110	121	127	149
基本的1株当たり利益への寄与	(4.7ペンス)	(2.0ペンス)	(1.2ペンス)	(1.2ペンス)	(2.7ペンス)	(1.0ペンス)	(1.8ペンス)	(1.0ペンス)

¹ パークレイズ・ノンコアの平均株主資本利益率と平均有形株主資本利益率は、当グループへの影響を示しています。これはノンコア部門の平均株主資本利益率と平均有形株主資本利益率を表すものではありません。

コア事業部門別四半期業績

パーソナル・アンド・コーポレート・ バンキング (PCB)

損益計算書関連の情報

	2015年度 第4四半期	2015年度 第3四半期	2015年度 第2四半期	2015年度 第1四半期	2014年度 第4四半期	2014年度 第3四半期	2014年度 第2四半期	2014年度 第1四半期
	(百万ポンド)							
収益合計	2,162	2,180	2,210	2,174	2,231	2,236	2,188	2,173
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額	(118)	(82)	(99)	(79)	(123)	(129)	(95)	(135)
営業収益純額	2,044	2,098	2,111	2,095	2,108	2,107	2,093	2,038
営業費用	(1,123)	(1,185)	(1,232)	(1,234)	(1,204)	(1,222)	(1,247)	(1,278)
英国銀行税	(93)	-	-	-	(70)	-	-	-
訴訟および特定行為	(78)	(6)	(23)	(2)	(15)	(10)	(9)	(20)
目標達成費用	(88)	(65)	(97)	(42)	(195)	(90)	(58)	(57)
営業費用合計	(1,382)	(1,256)	(1,352)	(1,278)	(1,484)	(1,322)	(1,314)	(1,355)
その他の(費用)/収益純額	(5)	13	(50)	2	4	4	1	5
税引前利益	657	855	709	819	628	789	780	688
株主帰属利益	431	646	500	602	441	578	559	480

貸借対照表関連の情報

	(億ポンド)							
顧客に対する貸付金(償却原価ベース)	2,184	2,208	2,175	2,190	2,170	2,157	2,167	2,155
資産合計	2,872	2,940	2,899	2,941	2,850	2,757	2,681	2,715
顧客預り金	3,054	3,025	2,985	2,981	2,992	2,959	2,983	2,972
リスク調整後資産	1,204	1,222	1,206	1,225	1,202	1,200	1,179	1,161

パフォーマンス指標

平均有形株主資本利益率	12.8%	19.2%	14.9%	17.8%	13.3%	17.8%	17.5%	14.7%
平均割当有形株主資本(億ポンド)	137	136	136	136	134	131	129	131
平均株主資本利益率	9.5%	14.4%	11.2%	13.4%	10.0%	13.4%	13.1%	11.1%
平均割当株主資本(億ポンド)	184	181	181	181	178	175	172	174
収益に対する費用の比率	64%	58%	61%	59%	67%	59%	60%	62%
貸倒率(ベース・ポイント)	21	14	18	14	22	23	17	25
純利ざや	3.00%	2.97%	2.99%	3.02%	3.02%	3.05%	2.93%	2.99%

収益合計内訳

	(百万ポンド)							
パーソナル	1,022	1,018	1,005	1,009	1,045	1,061	1,027	1,026
コーポレート	942	935	970	907	922	902	889	879
ウェルス	198	227	235	258	264	273	272	268
収益合計	2,162	2,180	2,210	2,174	2,231	2,236	2,188	2,173

顧客に対する貸付金(償却原価ベース)内訳

	(億ポンド)							
パーソナル	1,370	1,377	1,378	1,375	1,368	1,365	1,359	1,349
コーポレート	679	690	660	665	651	631	648	642
ウェルス	135	141	137	150	151	161	160	164
顧客に対する貸付金(償却原価ベース)合計	2,184	2,208	2,175	2,190	2,170	2,157	2,167	2,155

顧客預り金内訳

パーソナル	1,513	1,487	1,463	1,453	1,458	1,430	1,416	1,413
コーポレート	1,244	1,232	1,203	1,209	1,222	1,207	1,237	1,209
ウェルス	297	306	319	319	312	322	330	350
顧客預り金合計	3,054	3,025	2,985	2,981	2,992	2,959	2,983	2,972

コア事業部門別四半期業績

パークレイカード	2015年度 第4四半期	2015年度 第3四半期	2015年度 第2四半期	2015年度 第1四半期	2014年度 第4四半期	2014年度 第3四半期	2014年度 第2四半期	2014年度 第1四半期
損益計算書関連の情報	(百万ポンド)							
収益合計	1,278	1,292	1,222	1,135	1,109	1,123	1,082	1,042
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額	(403)	(285)	(273)	(290)	(362)	(284)	(268)	(269)
営業収益純額	875	1,007	949	845	747	839	814	773
営業費用	(486)	(480)	(496)	(465)	(456)	(449)	(420)	(402)
英国銀行税	(42)	-	-	-	(29)	-	-	-
目標達成費用	(23)	(27)	(31)	(25)	(50)	(32)	(23)	(13)
営業費用合計	(551)	(507)	(527)	(490)	(535)	(481)	(443)	(415)
その他の収益純額	7	8	7	11	1	4	25	10
税引前利益	331	508	429	366	213	362	396	368
株主帰属利益	187	353	307	259	137	262	285	254
貸借対照表関連の情報	(億ポンド)							
顧客に対する貸付金(償却原価ベース)	398	382	369	368	366	348	332	319
資産合計	474	458	419	424	413	389	362	350
顧客預り金	102	83	77	80	73	65	59	58
リスク調整後資産	413	407	403	399	399	386	377	364
パフォーマンス指標								
平均有形株主資本利益率	15.0%	28.3%	24.9%	21.0%	11.2%	21.8%	24.7%	22.6%
平均割当有形株主資本(億ポンド)	50	50	50	50	49	48	46	45
平均株主資本利益率	12.0%	22.5%	19.7%	16.6%	9.0%	17.5%	19.7%	18.2%
平均割当株主資本(億ポンド)	63	63	63	63	62	60	58	56
収益に対する費用の比率	43%	39%	43%	43%	48%	43%	41%	40%
貸倒率(ベース・ポイント)	369	271	283	305	374	309	309	325
純利ざや	9.14%	9.26%	9.31%	8.78%	8.13%	8.84%	8.92%	9.19%

コア事業部門別四半期業績

アフリカ・バンキング 損益計算書関連の情報	2015年度	2015年度	2015年度	2015年度	2014年度	2014年度	2014年度	2014年度
	第4四半期	第3四半期	第2四半期	第1四半期	第4四半期	第3四半期	第2四半期	第1四半期
	(百万ポンド)							
保険金控除後の収益合計	855	861	910	948	963	928	895	878
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額	(90)	(69)	(103)	(90)	(79)	(74)	(100)	(96)
営業収益純額	765	792	807	858	884	854	795	782
営業費用	(517)	(536)	(557)	(559)	(590)	(572)	(545)	(537)
英国銀行税	(52)	-	-	-	(45)	-	-	-
訴訟および特定行為	-	-	-	-	(1)	(1)	-	-
目標達成費用	(9)	(7)	(7)	(6)	(23)	(11)	(8)	(9)
営業費用合計	(578)	(543)	(564)	(565)	(659)	(584)	(553)	(546)
その他の収益純額	1	2	2	2	3	2	2	4
税引前利益	188	251	245	295	228	272	244	240
株主帰属利益	34	90	96	112	88	91	78	103

貸借対照表関連の情報	(億ポンド)							
顧客に対する貸付金(償却原価ベース)	299	317	338	357	352	345	338	350
資産合計	499	522	540	578	555	546	524	541
顧客預り金	306	318	344	350	350	334	332	340
リスク調整後資産	339	360	364	393	385	379	365	366

パフォーマンス指標								
平均有形株主資本利益率	5.1%	13.3%	13.2%	14.7%	11.9%	13.1%	11.3%	15.5%
平均割当有形株主資本(億ポンド)	27	27	29	31	29	28	28	27
平均株主資本利益率	3.8%	9.7%	9.7%	10.8%	8.7%	9.5%	8.1%	11.1%
平均割当株主資本(億ポンド)	36	37	39	41	40	38	38	37
収益に対する費用の比率	68%	63%	62%	60%	68%	63%	62%	62%
貸倒率(ペーシス・ポイント)	110	79	112	94	83	79	111	104
純利ざや	6.25%	5.96%	5.87%	6.06%	5.94%	6.12%	5.83%	5.91%

恒常通貨ベース¹

損益計算書関連の情報	2015年度	2015年度	2015年度	2015年度	2014年度	2014年度	2014年度	2014年度
	第4四半期	第3四半期	第2四半期	第1四半期	第4四半期	第3四半期	第2四半期	第1四半期
	(百万ポンド)							
保険金控除後の収益合計	855	799	778	774	778	767	732	725
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額	(90)	(64)	(87)	(73)	(63)	(60)	(81)	(78)
営業収益純額	765	735	691	701	715	707	651	647
営業費用	(517)	(499)	(479)	(460)	(482)	(476)	(450)	(446)
英国銀行税	(52)	-	-	-	(45)	-	-	-
訴訟および特定行為	-	-	-	-	-	-	-	-
目標達成費用	(9)	(6)	(6)	(5)	(18)	(9)	(7)	(7)
営業費用合計	(578)	(505)	(485)	(465)	(545)	(485)	(457)	(453)
その他の収益純額	1	1	2	2	2	1	1	4
税引前利益	188	231	208	238	172	223	195	198
株主帰属利益	34	83	80	89	65	70	66	86

貸借対照表関連の情報	(億ポンド)							
顧客に対する貸付金(償却原価ベース)	299	288	281	279	276	275	267	266
資産合計	499	475	451	455	438	436	415	415
顧客預り金	306	289	287	275	276	267	263	261
リスク調整後資産	339	332	311	318	313	311	297	288

¹ 恒常通貨ベースの業績は、報告期間による為替レートの変動の影響を排除するため、南アフリカランド建の業績を、損益計算書に関しては2015年12月31日に終了した3ヶ月間の平均為替レートで、貸借対照表については2015年12月31日現在の為替レート(終値)で英ポンドに換算しています。

コア事業部門別四半期業績

インベストメント・バンク 損益計算書関連の情報	2015年度	2015年度	2015年度	2015年度	2014年度	2014年度	2014年度	2014年度
	第4四半期	第3四半期	第2四半期	第1四半期	第4四半期	第3四半期	第2四半期	第1四半期
	(百万ポンド)							
インベストメント・バンキング手数料	456	502	586	549	527	410	661	513
貸付	76	155	122	83	111	137	66	103
バンキング	532	657	708	632	638	547	727	616
クレジット	221	228	272	274	173	255	270	346
株式	325	441	616	619	431	395	629	591
マクロ	371	485	554	624	424	470	504	552
市場	917	1,154	1,442	1,517	1,028	1,120	1,403	1,489
バンキングと市場	1,449	1,811	2,150	2,149	1,666	1,667	2,130	2,105
その他	13	-	-	-	-	(2)	24	(2)
収益合計	1,462	1,811	2,150	2,149	1,666	1,665	2,154	2,103
信用に関する減損(費用)／戻入およびその他の 引当金繰入額	(19)	(35)	(12)	11	(7)	(5)	7	19
営業収益純額	1,443	1,776	2,138	2,160	1,659	1,660	2,161	2,122
営業費用	(1,303)	(1,321)	(1,328)	(1,410)	(1,351)	(1,305)	(1,357)	(1,491)
英国銀行税	(203)	-	-	-	(218)	-	-	-
訴訟および特定行為	(6)	(44)	(13)	(44)	(33)	(1)	(85)	(10)
目標達成費用	(77)	(94)	(32)	(31)	(22)	(70)	(152)	(130)
営業費用合計	(1,589)	(1,459)	(1,373)	(1,485)	(1,624)	(1,376)	(1,594)	(1,631)
税引前(損失)／利益	(146)	317	765	675	35	284	567	491
株主帰属(損失)／利益	(139)	182	417	344	(150)	112	204	231
貸借対照表関連の情報	(億ポンド)							
銀行および顧客に対する貸付金(償却原価ベース)	922	1,289	1,231	1,344	1,063	1,231	1,172	1,297
トレーディング・ポートフォリオ資産	651	799	818	991	948	988	1,012	1,012
デリバティブ金融資産	1,143	1,370	1,185	1,759	1,526	1,314	1,042	999
デリバティブ金融負債	1,222	1,457	1,277	1,860	1,606	1,376	1,095	1,067
リバース・レポ取引およびその他類似の担保付貸付	255	693	584	580	643	828	830	866
公正価値で測定すると指定された金融資産	481	86	81	85	89	163	141	134
資産合計	3,759	4,520	4,201	5,096	4,557	4,884	4,462	4,694
リスク調整後資産	1,083	1,205	1,153	1,230	1,224	1,279	1,239	1,252
パフォーマンス指標								
平均有形株主資本利益率	(3.9%)	5.5%	12.2%	9.7%	(3.9%)	3.3%	5.6%	6.4%
平均割当有形株主資本(億ポンド)	135	137	139	145	147	142	148	147
平均株主資本利益率	(3.7%)	5.2%	11.5%	9.1%	(3.7%)	3.1%	5.3%	6.1%
平均割当株主資本(億ポンド)	144	146	148	154	156	150	155	154
収益に対する費用の比率	109%	81%	64%	69%	97%	83%	74%	78%

コア事業部門別四半期業績

本社	2015年度	2015年度	2015年度	2015年度	2014年度	2014年度	2014年度	2014年度
	第4四半期	第3四半期	第2四半期	第1四半期	第4四半期	第3四半期	第2四半期	第1四半期
損益計算書関連の情報	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
(費用)／収益合計	(107)	(42)	28	14	27	56	78	81
信用に関する減損戻入／(費用)およびその他の引当金繰入額	-	1	(1)	-	-	-	-	-
営業(費用)／収益純額	(107)	(41)	27	14	27	56	78	81
営業費用	(64)	(104)	(50)	(28)	(11)	(9)	(34)	(3)
英国銀行税	(8)	-	-	-	(8)	-	-	-
訴訟および特定行為	7	(14)	(5)	(2)	(8)	(4)	(42)	(12)
目標達成費用	(2)	(8)	(17)	(5)	(9)	-	5	(7)
営業費用合計	(67)	(126)	(72)	(35)	(36)	(13)	(71)	(22)
その他の収益／(費用)純額	1	-	2	2	-	(3)	(1)	1
税引前(損失)／利益	(173)	(167)	(43)	(19)	(9)	40	6	60
株主帰属利益／(損失)	34	(156)	(47)	(33)	122	(41)	45	(15)
貸借対照表関連の情報	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)
資産合計	564	471	526	457	491	415	433	337
リスク調整後資産	77	76	75	63	56	75	76	160
平均割当有形株主資本	51	46	32	23	11	3	(11)	(28)
平均割当株主資本	54	50	36	28	14	7	(7)	(25)

業績管理

事業部門別のリターンおよび株主資本

平均株主資本利益率および平均有形株主資本利益率は、親会社の普通株主に帰属する当期利益(その他の持分商品に係る支払利息に関して剰余金として計上されている税額控除を調整後)を当該期間の平均割当株主資本または平均割当有形株主資本(下記に記述しているアフリカ・バンキング以外の事業部門の非支配持分およびその他の株主持分を除く)で適宜除して算出されます。割当株主資本は、当グループが資本計画の目的で使用する仮定を反映し、のれんおよび無形資産を含む改正資本要件指令(CRD IV)完全施行ベースでの資本控除を調整した後の各事業部門の CRD IV 完全施行ベースのリスク調整後資産の 10.5%として算出されています。本社の資本には CRD IV の普通株式 Tier1 比率と 10.5%の差から生じた割り当てされていない当グループの資本が含まれています。割当有形株主資本も同様の手法に基づいて算出されますが、のれんおよび無形資産は除外されます。

アフリカ・バンキングの平均株主資本利益率の計算で使用されている株主資本は、(依然としてパークレイズ・アフリカ・グループ・リミテッド(BAGL)に属していないパークレイズのエジプトおよびジンバブエ事業の持分と併せた)パークレイズの BAGL 法定持分ならびにこれらの事業の買収に伴うパークレイズののれんです。有形株主資本利益率の有形株主資本も同じベースで計算されていますが、買収に伴うパークレイズののれんと BAGL 法定資本に含まれるのれんおよび無形資産は除外されます。

	2015年12月31日に 終了した年度	2014年12月31日に 終了した年度
平均有形株主資本利益率	%	%
パーソナル・アンド・コーポレート・バンキング	16.2	15.8
パークレイカード	22.3	19.9
アフリカ・バンキング	11.7	12.9
インベストメント・バンク	6.0	2.8
パークレイズ・コア事業部門	12.7	10.8
本社の影響 ¹	(1.8)	0.5
パークレイズ・コア	10.9	11.3
パークレイズ・ノンコアの影響 ¹	(5.1)	(5.4)
調整後パークレイズ・グループ合計	5.8	5.9

	2015年12月31日に 終了した年度	2014年12月31日に 終了した年度
平均株主資本利益率	%	%
パーソナル・アンド・コーポレート・バンキング	12.1	11.9
パークレイカード	17.7	16.0
アフリカ・バンキング	8.7	9.3
インベストメント・バンク	5.6	2.7
パークレイズ・コア事業部門	10.4	8.9
本社の影響 ¹	(1.4)	0.3
パークレイズ・コア	9.0	9.2
パークレイズ・ノンコアの影響 ¹	(4.1)	(4.1)
調整後パークレイズ・グループ合計	4.9	5.1

	2015年12月31日に 終了した年度	2014年12月31日に 終了した年度
親会社の普通株主に帰属する利益/(損失)²	(百万ポンド)	(百万ポンド)
パーソナル・アンド・コーポレート・バンキング	2,203	2,075
パークレイカード	1,114	943
アフリカ・バンキング	332	360
インベストメント・バンク	829	415
本社	(202)	112
パークレイズ・コア	4,276	3,905
パークレイズ・ノンコアの影響	(1,510)	(1,072)
調整後パークレイズ・グループ合計	2,766	2,833

¹ 本社およびパークレイズ・ノンコア部門の平均株主資本利益率と平均有形株主資本利益率は、それぞれパークレイズ・コア部門と当グループへの影響を示しています。本社またはノンコア部門の平均株主資本利益率と平均有形株主資本利益率を表すものではありません。

² 普通株主に帰属する当期利益にはその他の持分商品に係る支払利息に関して剰余金に計上されている税額控除を含んでいます。

業績管理

	2015年12月31日に 終了した年度 (億ポンド)	2014年12月31日に 終了した年度 (億ポンド)
平均割当有形株主資本		
パーソナル・アンド・コーポレート・バンキング	136	131
パークレイカード	50	47
アフリカ・バンキング	28	28
インベストメント・バンク	139	146
本社 ¹	39	(6)
パークレイズ・コア	392	346
パークレイズ・ノンコア	89	132
調整後パークレイズ・グループ合計	481	478
	2015年12月31日に 終了した年度 (億ポンド)	2014年12月31日に 終了した年度 (億ポンド)
平均割当株主資本		
パーソナル・アンド・コーポレート・バンキング	182	175
パークレイカード	63	59
アフリカ・バンキング	38	39
インベストメント・バンク	148	154
本社 ¹	42	(4)
パークレイズ・コア	473	423
パークレイズ・ノンコア	90	134
調整後パークレイズ・グループ合計	563	557
	2015年12月31日現在 (億ポンド)	2014年12月31日現在 (億ポンド)
期末割当株主資本		
パーソナル・アンド・コーポレート・バンキング	183	179
パークレイカード	63	62
アフリカ・バンキング	34	40
インベストメント・バンク	130	147
本社 ¹	66	21
パークレイズ・コア	476	449
パークレイズ・ノンコア	72	110
調整後パークレイズ・グループ合計	548	559

¹ 本社の事業のリスク調整後資産と資本控除および平均普通株主資本と有形普通株主資本の残余残高に基づきます。

業績管理

利ざやおよび残高

	2015年12月31日に終了した年度			2014年12月31日に終了した年度		
	利息収入純額 (百万ポンド)	平均顧客資産 (百万ポンド)	純利ざや %	利息収入純額 (百万ポンド)	平均顧客資産 (百万ポンド)	純利ざや %
パーソナル・アンド・コーポレート・バンキング	6,438	214,989	2.99	6,298	210,026	3.00
パークレイカード	3,520	38,560	9.13	3,044	34,776	8.75
アフリカ・バンキング	2,066	34,116	6.06	2,093	35,153	5.95
パーソナル・アンド・コーポレート・バンキング、パークレイカードおよびアフリカ・バンキングの合計	12,024	287,665	4.18	11,435	279,955	4.08
インベストメント・バンク	588			647		
本社	(303)			(216)		
パークレイズ・コア	12,309			11,866		
パークレイズ・ノンコア	249			214		
利息収入純額合計	12,558			12,080		

- PCB、パークレイカードおよびアフリカ・バンキングの利息収入純額合計は5%増加して120億ポンドとなりました。英ポンドに対する南アフリカランドの下落によるアフリカ・バンキングの減少によって一部相殺されたものの、PCBとパークレイカードが伸びたことで平均顧客資産が2,877億ポンド(2014年:2,800億ポンド)に増加したことを反映しています。
- 純利ざやは10ベース・ポイント上昇して4.18%となりました。これはパークレイカードで利息収益を生む貸出が伸びたことが主因です。構造的ヘッジの正味の寄与15億ポンド(2014年:16億ポンド)を含むグループの利息収入純額は126億ポンド(2014年:121億ポンド)に増加しました。株式の構造的ヘッジ収益は低金利環境が継続する状況下でヘッジを維持したことにより減少しました。
- 事業部門別の純利ざやは、当グループがホールセール市場から代替資金調達を行う際の費用をベースとしたグループ全体の内部調達レートの変動を反映しています。内部調達レートは純額ベースで余剰流動性を有する事業部門に適切にクレジットを与え、代替資金調達が必要な事業部門に実勢市場金利に期間プレミアムを含めたレートでチャージするためのグループ内の資金調達や流動性の利率として設定されます。

PCB、パークレイカードおよびアフリカ・バンキングの四半期分析

	2015年12月31日に終了した四半期		
	利息収入純額 (百万ポンド)	平均顧客資産 (百万ポンド)	純利ざや %
パーソナル・アンド・コーポレート・バンキング	1,629	215,592	3.00
パークレイカード	912	39,567	9.14
アフリカ・バンキング	499	31,668	6.25
パーソナル・アンド・コーポレート・バンキング、パークレイカードおよびアフリカ・バンキングの合計	3,040	286,827	4.20
	2015年9月30日に終了した四半期		
パーソナル・アンド・コーポレート・バンキング	1,606	214,505	2.97
パークレイカード	904	38,721	9.26
アフリカ・バンキング	499	33,205	5.96
パーソナル・アンド・コーポレート・バンキング、パークレイカードおよびアフリカ・バンキングの合計	3,009	286,431	4.17
	2015年6月30日に終了した四半期		
パーソナル・アンド・コーポレート・バンキング	1,602	215,069	2.99
パークレイカード	883	38,025	9.31
アフリカ・バンキング	521	35,610	5.87
パーソナル・アンド・コーポレート・バンキング、パークレイカードおよびアフリカ・バンキングの合計	3,006	288,704	4.18
	2015年3月31日に終了した四半期		
パーソナル・アンド・コーポレート・バンキング	1,601	214,645	3.02
パークレイカード	821	37,909	8.78
アフリカ・バンキング	547	36,603	6.06
パーソナル・アンド・コーポレート・バンキング、パークレイカードおよびアフリカ・バンキングの合計	2,969	289,157	4.18

業績管理

報酬

繰延賞与は従業員が特定期間の勤務を含む一定の条件を満たした場合に限り支払われます。このため、賞与プールの情報と損益計算書上の計上額との間に期間差異が発生します。報酬コストの計上額への調整は以下の表の通りです。下表は報酬コストと人件費のその他の項目も示しています。

	パークレイズ・グループ			インベストメント・バンク ¹		
	2015年 12月31日に 終了した年度 (百万ポンド)	2014年 12月31日に 終了した年度 (百万ポンド)	増減率 (%)	2015年 12月31日に 終了した年度 (百万ポンド)	2014年 12月31日に 終了した年度 (百万ポンド)	増減率 (%)
報奨付与						
当期現金賞与	839	885	5	367	381	4
当期株式賞与	661	757	13	579	634	9
販売コミッション、コミットメントおよびその他の報奨	169	218	22	30	38	21
報奨付与合計	1,669	1,860	10	976	1,053	7
報奨付与合計額から損益計算書計上額への調整						
控除: 当期に付与された繰延賞与	(661)	(757)	13	(579)	(634)	9
加算: 過年度からの繰延賞与の当期費用計上額	874	1,067	18	736	854	14
その他 ²	2	(108)		51	12	
報酬コストの損益計算書計上額	1,884	2,062	9	1,184	1,285	8
その他の損益計算書計上額:						
給与	4,954	4,998	1	1,847	1,749	(6)
社会保障費	594	659	10	248	268	7
退職後給付 ³	545	624	13	112	120	7
手当およびトレーディング報奨	147	170	14	56	64	13
その他の報酬コスト	215	378	43	(24)	134	
報酬コスト合計⁴	8,339	8,891	6	3,423	3,620	5
その他人件費⁵	2,050	2,114	3	398	466	15
人件費合計	10,389	11,005	6	3,821	4,086	6
調整後収益純額に対する報酬比率³	37.2%	37.7%		45.5%	47.6%	
調整後収益に対する報酬比率³	34.0%	34.6%		45.2%	47.7%	

報酬に関する詳細は英語版年次報告書の 83-116 ページにある報酬に関する報告をご参照ください。

¹ インベストメント・バンクのその他の報酬コストには、本社からの割当のほか、インベストメント・バンクで発生しその他の事業で費用計上された報酬コストと、その他の事業で発生しインベストメント・バンクで費用計上された報酬コストに関する再費用計上純額が含まれています。

² 報奨付与額と、販売コミッション、コミットメントおよびその他長期報奨に係る損益計算書計上額との差異。

³ 2015 年の退職後給付は確定給付債務の構成要素の評価益 4 億 2,900 万ポンド(2014 年:ゼロポンド)の影響を除外するために調整されています。評価益を含めると、調整後収益純額に対する報酬比率は 35.3%、調整後収益に対する報酬比率は 32.3%となります。

⁴ 加えて、社内作成ソフトウェアとして 2 億 3,600 万ポンド(2014 年:2 億 5,000 万ポンド)のグループ報酬が資産計上されました。

⁵ その他人件費には、外注、余剰人員の整理および事業再編、その他臨時雇用者の費用が含まれています。

業績管理

これまでに付与された繰延賞与は、下表に示される年度において損益計算書に計上されることが予想されています。

損益計算書にこれまで付与されてきた繰延賞与の費用計上が予想される年度¹

	実績		予想 ²	
	2014年 12月31日に 終了した年度 (百万ポンド)	2015年 12月31日に 終了した年度 (百万ポンド)	2016年 12月31日に 終了する年度 (百万ポンド)	2017年 12月31日に 終了する 年度以降 (百万ポンド)
パークレイズ・グループ				
2012年およびそれ以前の賞与プールからの繰延賞与	488	117	13	-
2013年の賞与プールからの繰延賞与	579	293	111	17
2014年の賞与プールからの繰延賞与	-	464	194	100
2015年の賞与プールからの繰延賞与	-	-	370	247
損益計算書に費用計上される繰延賞与	1,067	874	688	364
インベストメント・バンク				
2012年およびそれ以前の賞与プールからの繰延賞与	398	101	11	-
2013年の賞与プールからの繰延賞与	456	239	93	13
2014年の賞与プールからの繰延賞与	-	396	167	80
2015年の賞与プールからの繰延賞与	-	-	341	217
損益計算書に費用計上される繰延賞与	854	736	612	310

¹ 実際の計上額は条件が満たされているか否かに影響され、上記の予想とは異なります。

² 2016年と2017年に実施される可能性がある将来的な付与の影響を含みません。

資金調達リスクー流動性

概要

パークレイズはグループの流動性リスクを管理するための包括的な重要なリスク統制フレームワークを備えています。流動性フレームワークはプルデンス(健全性)規制機構(PRA)の規制基準に適合し、当グループが金額および質において十分な流動性リソース、ならびに流動性リスク選好度に見合った適切な資金調達プロファイルを確実に維持するよう設計されています。流動性フレームワークはポリシー形成、レビューおよび管理、分析、ストレス・テスト、制限設定、モニタリングを組み合わせで構築されています。

パークレイズはグループの流動性リスクを管理するための包括的なフレームワークを備えていますが、パークレイズ・アフリカ・グループ・リミテッド(BAGL)の流動性リスクは、現地通貨および資金調達要件のため別個に管理されています。特段の記述がない限り、本セクションのすべての開示情報は BAGL を除外しており、BAGL については独立的に報告がなされています。現地での要件を満たすための調整が行われていますが、BAGL の流動性リスクはパークレイズ・グループと一貫したベースで管理されています。

流動性ストレス・テスト

パークレイズは内部で設定した流動性リスク選好度(LRA)および CRD IV の流動性カバレッジ比率(LCR)などの規制基準に対する当グループの流動性ポジションを管理しています。2015年12月31日現在、当グループは30日間のパークレイズ固有のLRAとLCRそれぞれのストレス時の資金流出純額の100%を大幅に上回る適格流動性資産を保有しています。

内部規則および規制に則ったストレス・テスト

	パークレイズの LRA (30 日間のパークレイズの 固有シナリオの必要額) ¹ (億ポンド)	CRD IV の LCR 見積もり ² (億ポンド)
適格流動性バッファ	1,450	1,470
ストレス時の資金流出純額	(1,100)	(1,100)
余剰流動性	350	370
2015年12月31日現在での想定される資金流出純額に対する余剰流動性比率	131%	133%
2014年12月31日現在での想定される資金流出純額に対する余剰流動性比率	124%	124%

当グループは当期において、内部規則上のストレス要件に対し、より高水準の余剰流動性を構築し、流動性ポジションを強化しました。

パークレイズは市場の資金調達状況や当グループの流動性ポジションのリスクを考慮しつつ、内部規則および規制上のストレス要件に対する余剰流動性を適正水準に維持する予定です。これらのリスクを継続的に再評価することで、余剰流動性の規模の適正化に関しての対応が可能となります。

パークレイズは2014年10月にバーゼル銀行監督委員会(BCBS)が公表した最終的な安定調達比率(NSFR)の基準に基づいて、安定調達比率(NSFR)²を106%(2014年:102%)と推定しました。

1 LRA の一環としてモニターされている 3 つのストレス・シナリオのうち、30 日間のパークレイズ固有シナリオの下での比率は最も低い 131%となります(2014 年: 124%)。これに対し、90 日間の市場全体シナリオの下での比率は 144%(2014 年:135%)、30 日間の複合シナリオの下での比率は 133%(2014 年:127%)となります。

2 パークレイズ・アフリカ・グループ・リミテッドを含みます。

資金調達リスクー流動性

余剰流動性

	余剰流動性 2015年12月 31日現在				余剰流動性 2014年12月 31日現在 (億ポンド)
	余剰流動性のうち CRD IV の LCR 適格分				
	現金 (億ポンド)	レベル1 (億ポンド)	レベル2A (億ポンド)		
2015年12月31日現在					
現金および中央銀行預け金 ¹	480	450	10	-	370
国債					
AAA格	630	-	630	-	730
AA+格からAA-格	110	-	70	40	120
その他の国債	10	-	10	-	-
国債合計	750	-	710	40	850
その他					
国際機関債および国際開発銀行	70	-	70	-	90
政府機関および政府機関不動産担保証券	80	-	60	20	110
カバード・ボンド(AA-格以上)	40	-	20	20	30
その他	30	-	-	-	40
その他合計	220	-	150	40	270
2015年12月31日現在合計	1,450	450	870	80	
2014年12月31日現在合計	1,490	370	990	70	

当年度末の当グループの余剰流動性は1,450億ポンド(2014年:1,490億ポンド)でした。2015年度において、各月末時点の余剰流動性は1,420億ポンドから1,680億ポンド(2014年:1,340億ポンドから1,560億ポンド)の範囲で推移し、月末平均残高は1,550億ポンドでした(2014年:1,450億ポンド)。余剰流動性は担保に供されていない資産で、支払や決済要件の裏付けとして使用されるものではありません。

パークレイズは余剰流動性を一元的に管理しています。2015年12月31日現在、余剰流動性の94%(2014年:92%)はパークレイズ・バンク・ピーエルシーに所在し、パークレイズ・グループ全体の流動性ニーズを満たすために利用可能となっています。残余余剰流動性の大半はパークレイズ・キャピタル・インク(BCI)内部で保有されています。余剰流動性のうち、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの外部に所在する部分は各事業体固有のストレスによる資金流出および規制上の要件に対して保有されています。

¹ 現金および中央銀行預け金の97%超(2014年:95%超)はイングランド銀行、米国連邦準備制度理事会、欧州中央銀行、日本銀行、スイス国立銀行に預けられています。

預金による調達

顧客向け貸付金の調達	2015年12月31日現在			2014年 12月31日現在	
	顧客向け貸付金 (億ポンド)	顧客預り金 (億ポンド)	預貸率 %	顧客預り金 (億ポンド)	預貸率 %
パーソナル・アンド・コーポレート・バンキング	2,180	3,050			
パークレイカード	400	100			
アフリカ・バンキング	300	310			
ノンコア(リテール)	120	20			
資金調達合計	3,000	3,480	86%		89%
インベストメント・バンク、ノンコア(ホールセール)および 本社	990	700			
合計	3,990	4,180	95%		100%

全体として、PBC、パークレイカード、アフリカ・バンキング、ノンコア(リテール)は主に顧客預り金によって資金調達しています。これらの事業の預貸率は86%でした(2014年:89%)。貸付金を上回る顧客預り金は、主にこれらの事業の流動性バッファーとして利用されています。インベストメント・バンク部門はホールセール負債で資金調達しており、これらの事業のリテール顧客預り金からの調達に依存していません。グループ全体の預貸率は95%(2014年:100%)です。

2015年12月31日現在、顧客預り金合計1,290億ポンド(2014年:1,280億ポンド)が英国金融サービス補償スキームおよびその他の類似スキームで保証されています。これらの顧客預り金に加え、その他の負債40億ポンド(2014年:40億ポンド)が政府によって付保または保証されています。

資金調達リスクー流動性

ホールセール調達

ホールセール調達の構成¹

レポ取引を除いた当グループのホールセール資金調達残高合計は、1,420億ポンド(2014年:1,710億ポンド)でした。うち、540億ポンド(2014年:750億ポンド)は1年未満に満期を迎えるもので、140億ポンド(2014年:220億ポンド)はターム・ファンディングに関連しています。

ホールセールの資金調達残高のうち、250億ポンド(2014年:330億ポンド)は担保付資金調達、1,170億ポンド(2014年:1,380億ポンド)は無担保資金調達でした。

シングル・ポイント・オブ・エントリー(SPOE)破綻処理モデルに備えて、パークレイズは持株会社であるパークレイズ・ピーエルシーによる負債性資本の発行およびターム優先無担保資金調達を引き続き実施し、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの満期を迎える債務を借り換えています。

期間別ホールセール調達²

	1 か月 未満	1-3 か月	3-6 か月	6-12 か月	1 年 未満	1-2 年	2-3 年	3-4 年	4-5 年	5 年 以上	合計
	(億ポンド)										
パークレイズ・ピーエルシー											
無担保シニア債(公募)	-	-	-	-	-	-	8	13	9	31	61
無担保シニア債(私募)	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1
劣後負債	-	-	-	-	-	-	-	-	9	9	18
パークレイズ・バンク・ピーエルシー											
銀行からの預かり金	95	31	13	8	147	1	-	-	-	3	151
譲渡性預金およびコマース・ペーパー	5	49	34	53	141	10	6	9	4	5	175
資産担保コマース・ペーパー	22	33	2	-	57	-	-	-	-	-	57
無担保シニア債(公募)	-	13	-	14	27	36	-	43	13	39	158
無担保シニア債(私募) ³	6	16	23	48	93	51	54	37	30	85	350
転換社債	-	-	11	-	11	44	10	16	-	42	123
資産担保証券	7	-	-	-	7	5	14	13	5	3	47
劣後負債	-	-	-	-	-	11	30	2	9	140	192
その他 ⁴	23	11	3	15	52	7	3	4	4	16	86
2015年12月31日現在合計	158	153	86	138	535	165	126	137	83	373	1,419
うち担保付	42	39	16	3	100	51	24	28	5	45	253
うち無担保	116	114	70	135	435	114	102	109	78	328	1,166
2014年12月31日現在合計	168	232	144	210	754	140	161	65	140	454	1,714
うち担保付	53	78	17	22	170	27	51	1	24	60	333
うち無担保	115	154	127	188	584	113	110	64	116	394	1,381

ホールセールの資金調達残高には、350億ポンド(2014年:450億ポンド)の私募無担保シニア債が含まれています。これらの債券は仲介業者およびプライベート・バンクを含む各種販路を通じて発行されています。必要条件ではありませんが、余剰流動性は1年未満で満期を迎えるホールセール資金調達を910億ポンド(2014年:740億ポンド)上回りました。

ターム資金調達

当グループは2015年度中の期限前償還控除後の純額90億ポンドのターム資金調達を実施しました。また、2016年度には140億ポンド、2017年度には160億ポンドのターム資金調達が満期を迎えます。

当グループは種類、通貨、販路の多様性を備えた安定した資金調達を維持するため、2016年度に引き続き公募ホールセール債券を発行する方針です。

¹ ホールセール資金調達の構成は貸借対照表に記載された銀行預り金、公正価値で測定する金融負債、発行債券および劣後負債で成っており、現金担保と決済残高は除かれています。イングランド銀行の資金調達支援スキームへの参加を含む担保スワップは含まれていません。銀行預り金には欧州中央銀行(ECB)のファンリティーによる負債60億ポンドが含まれています。

² ターム資金調達の満期は公募指標および私募無担保シニア債、カバード・ボンド/資産担保証券(ABS)および商品の当初満期が1年超の劣後負債で成っています。

³ ストラクチャード・ノート280億ポンドを含み、うち80億ポンドは1年以内に満期を迎えます。

⁴ 主として公正価値で測定した預り金50億ポンドおよび現物金のリバース・レポ取引30億ポンドで構成されています。

資金調達リスクー資本

資本要素

欧州連合(EU)は2014年1月1日、自己資本規制(CRR)および改正資本要件指令(CRD IVと総称されます)の下でバーゼルIIIの実施を開始しました。これらの規制は経過措置ルールの実施を含む、規制上の実務基準およびブルーデンス(健全性)規制機構(PRA)のルール・ブックにより補完されます。しかしながら、CRD IVの一部の要素は欧州銀行監督機構(EBA)が公表し、欧州委員会およびPRAが採用する予定の最終的な実務上の基準と説明によって左右されるため、ルールおよびガイダンスは依然変更される可能性があります。自己資本、リスク調整後資産およびレバレッジの算出はすべてパークレイズによる現行ルールの解釈を反映したものです。

資本比率	2015年	2015年	2014年
	12月31日現在	9月30日現在	12月31日現在
完全施行ベースの普通株式 Tier 1(CET1)	11.4%	11.1%	10.3%
PRA 経過措置ルールに基づく CET1 ^{1,2}	11.4%	11.1%	10.2%
PRA 経過措置ルールに基づく Tier 1 ^{3,4}	14.7%	14.2%	13.0%
PRA 経過措置ルールに基づく自己資本合計 ^{3,4}	18.6%	17.7%	16.5%
資本要素	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
貸借対照表上の株主資本(非支配持分を除く)	59,810	61,945	59,567
(控除)その他の持分商品(AT1 資本として認識)	(5,305)	(5,314)	(4,322)
将来の配当原資としての利益剰余金に対する調整	(631)	(545)	(615)
少数株主持分(連結 CET1 として認められるもの)	950	1,139	1,227
その他規制上の調整および控除:			
追加的評価調整(PVA)	(1,602)	(2,018)	(2,199)
のれんおよび無形資産	(8,234)	(8,177)	(8,127)
一時的な差異を除いた将来の収益に係る繰延税金資産	(855)	(1,012)	(1,080)
キャッシュフロー・ヘッジ損益に係る公正価値再評価差額	(1,231)	(1,807)	(1,814)
減損を上回る予想損失額	(1,365)	(1,568)	(1,772)
当グループ自身の信用度に関連する公正価値で測定する負債に係る損益	127	(53)	658
確定給付年金基金資産	(689)	(67)	-
当グループが発行した CET1 金融商品の金融機関による直接的・間接的保有	(57)	(57)	(25)
その他規制上の調整	(177)	(61)	(45)
完全施行ベースの CET1 資本	40,741	42,405	41,453
未実現利益に係る規制上の調整 ¹	-	-	(583)
PRA 経過措置ルールに基づく CET1 資本	40,741	42,405	40,870
追加的 Tier 1(AT1) 資本			
資本準備商品および関連株式プレミアム	5,305	5,314	4,322
子会社が発行した適格 AT1 資本(少数株主持分を含む)	6,718	6,697	6,870
その他規制上の調整および控除	(130)	(130)	-
暫定追加的 Tier 1 資本⁵	11,893	11,881	11,192
PRA 経過措置ルールに基づく Tier 1 資本	52,634	54,286	52,062
Tier 2(T2) 資本			
資本準備商品および関連株式プレミアム	1,757	824	800
子会社が発行した適格 T2 資本(少数株主持分を含む)	12,389	12,602	13,529
その他規制上の調整および控除	(253)	(254)	(48)
PRA 経過措置ルールに基づく規制上の自己資本合計	66,527	67,458	66,343
リスク調整後資産	358,376	381,851	401,900

1 2015年1月1日以降は経過措置ルールに基づく未実現利益に係る規制上の調整が適用されないため、完全施行ベースの CET1 資本は経過措置ルールに基づくものと同じです。

2 468億ポンドの経過措置ベースの CRD IV CET1 資本と3,580億ポンドのリスク調整後資産に基づく、パークレイズの Tier 2 コンテンジエンシー・キャピタル・ノートに適用される CRD IV の CET1 比率(FSAによる2012年10月の暫定発表)は13.1%でした。

3 PRA 経過措置ルールに基づく自己資本はPRAのルール・ブックおよび付随するスーパーバイザー・ステートメントに基づいています。

4 2015年12月31日現在、パークレイズの完全施行ベースの Tier 1 自己資本は461億7,300万ポンド、完全施行ベースの Tier 1 自己資本比率は12.9%でした。完全施行ベースの規制上の自己資本総額は621億300万ポンド、完全施行ベースの総自己資本比率は17.3%でした。完全施行ベースの Tier 1 自己資本および自己資本総額の数値は、CRD IV が定めた経過規定を適用せず、また、CRD IV の関連基準に対する AT1 および T2 金融商品のコンプライアンスを評価せずに算出されています。

5 経過措置ルールに基づく AT1 資本119億ポンドのうち、レバレッジ比率に使用される完全施行ベースの AT1 資本は資本準備商品および関連株式プレミアム53億ポンド、適格少数株主持分3億ポンド、資本控除1億ポンドで構成されています。適用除外の子会社が発行した旧来からの Tier 1 資本準備商品は除外されています。

資金調達リスクー資本

(完全施行ベース)普通株式 Tier 1 (CET1) 資本の変動	2015年 12月31日に 終了した3ヶ月 (百万ポンド)	2015年 12月31日に 終了した年度 (百万ポンド)
CET1 資本の期首残高	42,405	41,453
株主に帰属する当期損失	(2,315)	(49)
当グループ自身の信用度に関連する利益	180	(531)
支払および支払予定配当金	(339)	(1,372)
利益から生じた規制上の資本の減少	(2,474)	(1,952)
株式報奨の正味影響額	123	609
売却可能投資再評価差額	316	(245)
為替換算再評価差額	72	(41)
その他の剰余金	(3)	9
その他の適格剰余金の増加	508	332
退職給付	510	916
確定給付年金基金資産の控除	(622)	(689)
年金の正味の影響	(112)	227
少数株主持分	(189)	(277)
追加的評価調整(PVA)	416	597
のれんおよび無形資産	(57)	(107)
一時的な差異を除いた将来の収益に係る繰延税金資産	157	225
予想損失の減損超過額	203	407
当グループが発行した CET1 金融商品の金融機関による直接的・間接的保有	-	(32)
その他規制上の調整	(116)	(132)
規制上の調整および控除の減少:	414	681
CET1 資本の期末残高	40,741	40,741

- 完全施行ベースの CET 1 比率は、リスク調整後資産の大幅減少により 2015 年度に 11.4%(2014 年:10.3%)に上昇しました。
- 調整項目吸収後の CET 1 自己資本は 7 億ポンド減少して 407 億ポンドとなりました。重要な変動は以下の通りです。
 - 支払配当金および予定配当金が 14 億ポンド減少しました。
 - 7 億ポンドの年金資産控除により一部相殺されたものの、退職給付引当金が 9 億ポンド増加し、2 億ポンドの純増となりました。
 - 規制上の控除および調整額の減少により 7 億ポンド増加しました。適格少数株主持分の 3 億ポンドの減少により一部相殺されたものの、PVA の 6 億ポンドの減少、スペイン事業の売却およびインベストメント・バンクの処分による予想損失の 4 億ポンドの減少が含まれています。

資金調達リスクー資本

リスクの種類および事業部門別リスク調整後資産

	信用リスク		カウンターパーティー 信用リスク ¹		市場リスク ²		オペレー ショナル リスク	リスク 調整後 資産合計
	標準的手法 (百万ポンド)	内部格付手法 (百万ポンド)	標準的手法 (百万ポンド)	内部格付手法 (百万ポンド)	標準的手法 (百万ポンド)	内部モデル方式 (百万ポンド)		
2015年12月31日現在								
パーソナル・アンド・コーポ レート・バンキング	31,506	71,352	242	1,122	30	-	16,176	120,428
パークレイカード	17,988	17,852	-	-	-	-	5,505	41,345
アフリカ・バンキング	8,556	17,698	22	487	885	682	5,604	33,934
インベストメント・バンク	4,808	39,414	11,020	10,132	9,626	13,713	19,620	108,333
本社	1,513	2,763	32	59	48	1,230	2,104	7,749
コア合計	64,371	149,079	11,316	11,800	10,589	15,625	49,009	311,789
パークレイズ・ノンコア	5,078	11,912	1,397	9,231	679	10,639	7,651	46,587
リスク調整後資産合計	69,449	160,991	12,713	21,031	11,268	26,264	56,660	358,376

2014年12月31日現在								
パーソナル・アンド・コーポ レート・バンキング	32,657	70,080	238	1,049	26	-	16,176	120,226
パークレイカード	15,910	18,492	-	-	-	-	5,505	39,907
アフリカ・バンキング	9,015	21,794	10	562	948	588	5,604	38,521
インベストメント・バンク	5,773	36,829	13,739	11,781	18,179	16,480	19,621	122,402
本社	506	2,912	234	62	7	521	1,326	5,568
コア合計	63,861	150,107	14,221	13,454	19,160	17,589	48,232	326,624
パークレイズ・ノンコア	10,679	19,416	3,023	18,406	2,236	13,088	8,428	75,276
リスク調整後資産合計	74,540	169,523	17,244	31,860	21,396	30,677	56,660	401,900

リスク調整後資産の変動の内訳

リスク調整後資産	信用リスク (億ポンド)	カウンターパーティー 信用リスク ¹ (億ポンド)	市場リスク ² (億ポンド)	オペレーショナル リスク (億ポンド)	リスク調整後 資産合計 (億ポンド)
2015年1月1日現在	2,440	491	521	567	4,019
簿価	83	(106)	(95)	-	(118)
買収および売却	(142)	-	(4)	-	(146)
簿価の質	1	(17)	7	-	(9)
モデル更新	(21)	(11)	(27)	-	(59)
手法および方針	23	(19)	(26)	-	(22)
外国為替	(80)	(1)	-	-	(81)
その他	-	-	-	-	-
2015年12月31日現在	2,304	337	376	567	3,584

リスク調整後資産は 435 億ポンド減少して 3,584 億ポンドとなりました。主な要因は以下の通りです。

- 簿価: 主に保有する米国債券および株式の削減、デリバティブおよび証券金融取引の削減により 118 億ポンド減少。この一部はアフリカおよび英国を中心としたコーポレート・バンキングの貸付増加によって部分的に相殺されました。
- 買収および売却: スペイン事業の売却を含むノンコア部門の資産売却を主な要因として 146 億ポンド減少。
- モデル更新: 主に多角化の実施による一般のおよび個別の先進市場リスクの軽減、ならびにインベストメント・バンクおよびノンコア部門の信用リスク・モデルの改訂により 59 億ポンド減少。
- 手法および方針: 主にマッチしていない外国為替担保のモデル化の実施、ならびに特定の事業における証券金融取引の銀行勘定からトレーディング勘定への移管したことによる追加的な担保相殺により 22 億ポンド減少。
- 外国為替の変動: 英ポンドに対する南アフリカランドの下落を主因に 81 億ポンド減少。

1 デフォルト・ファンド拠出金に係るリスク調整後資産はカウンターパーティー信用リスクに含まれています。

2 信用評価調整(CVA)に係るリスク調整後資産は市場リスクに含まれています。

3 外国為替の変動にはモデル化によるカウンターパーティー・リスクやモデル化による市場リスクは含まれていません。

資金調達リスクー資本

レバレッジ

当グループに適用されるレバレッジ比率は、2015年1月に改訂されたEUの自己資本規制(CRR)の要件に従って算出されています。以下のレバレッジ比率は、CRRの定義による期末Tier1自己資本を分子に使用し、またCRRの定義によるレバレッジ・エクスポージャーを使用して算出されています。

2015年12月31日現在のパークレイズのレバレッジ比率は4.5%でした。これはPRAの改訂スーパーバイザリー・ステートメント「SS45/15」および更新されたPRAのルール・ブックで示された期末の予想最低要件3.7%(最低要件3%とグローバルにシステム上重要な金融機関(G-SII)に対する完全施行ベースの資本バッファで構成されています)を上回る水準です。

	2015年 12月31日現在 (億ポンド)	2015年 9月30日現在 (億ポンド)	2014年 12月31日現在 ¹ (億ポンド)
レバレッジ・エクスポージャー			
会計上の資産			
デリバティブ金融商品	3,280	3,790	4,400
現金担保	620	640	730
リバース・レポ取引およびその他類似の担保付貸付	280	840	1,320
公正価値で測定すると指定された金融資産 ²	770	340	380
貸付金およびその他の資産	6,250	6,760	6,750
IFRS資産合計	11,200	12,370	13,580
規制上の連結調整	(100)	(60)	(80)
デリバティブに係る調整			
デリバティブのネットティング	(2,930)	(3,430)	(3,950)
現金担保に係る調整	(460)	(500)	(530)
売建クレジット・プロテクション純額	150	220	270
デリバティブに係る潜在的将来エクスポージャー(PFE)	1,290	1,550	1,790
デリバティブ調整合計	(1,950)	(2,160)	(2,420)
証券金融取引(SFT)調整	160	270	250
規制上の控除およびその他調整	(140)	(150)	(150)
オフ・バランスシートのコミットメントの加重	1,110	1,140	1,150
完全施行ベースのレバレッジ・エクスポージャー合計	10,280	11,410	12,330
完全施行ベースの普通株式 Tier 1 資本	407	424	415
完全施行ベースの追加的 Tier 1 資本	54	55	46
完全施行ベースの Tier 1 資本	462	479	460
完全施行ベースのレバレッジ比率	4.5%	4.2%	3.7%

1 2014年の比較数値はBCBS 270ベースで算出されています。パークレイズはBCBS 270レバレッジ・エクスポージャーとEU委任法令に従って算出されるレバレッジ・エクスポージャーの間に重要な相違があるとは考えていません。

2 公正価値で測定すると指定された金融資産には、公正価値で測定すると指定されたリバース・レポ取引500億ポンド(2014年:50億ポンド)が含まれています。

資金調達リスクー資本

- 2015 年度においてレバレッジ比率は大幅に上昇して 4.5%となりました(2014 年:3.7%)。レバレッジ・エクスポージャーが 2,050 億ポンド減少して 1 兆 280 億ポンドとなったことを反映しています。
- デリバティブ・エクスポージャー合計は 760 億ポンド減少して 1,950 億ポンドとなりました。
 - 潜在的将来エクスポージャー(PFE)は 500 億ポンド減少して 1,290 億ポンドとなりました。ノンコアの持続的な圧縮と取引の縮小および解約を含む事業活動の最適化が主因です。
 - その他のデリバティブ資産は 140 億ポンド減少して 510 億ポンドとなりました。主要金利フォワード・カーブの上昇と取引満期を背景に IFRS デリバティブが純減したことが主因です。
売建クレジット・プロテクション純額は 120 億ポンド減少して 150 億ポンドとなりました。事業活動の縮小およびポートフォリオ・ネットティングの改善が主因です。
- リバース・レポ取引およびその他類似の担保付貸付、公正価値で測定すると指定された金融資産の合計は 650 億ポンド減少して 1,050 億ポンドとなりました。貸借対照表のレバレッジの解消を背景に、マッチド・ブック取引および一般企業融資が減少したことを反映しています。
- 貸付金およびその他資産は 500 億ポンド減少して 6,250 億ポンドとなりました。ノンコアの圧縮とインベストメント・バンクの取引活動の低下を主因としたトレーディング・ポートフォリオ資産の 370 億ポンドの減少、決済残高の 100 億ポンドの減少、英ポンドに対する南アフリカランドの下落を受けたアフリカ部門の 50 億ポンドの減少を反映しています。これはバークレイカードの 30 億ポンドの貸付増加により部分的に相殺されました。
- 証券金融取引(SFT)調整は取引満期と取引量の減少を反映し、90 億ポンド減少して 160 億ポンドとなりました。

信用リスク

貸付金および減損の分析

2015年12月31日現在	貸付金総額 (百万ポンド)	減損引当金 (百万ポンド)	貸付金 (減損控除後) (百万ポンド)	クレジット・ リスク・ローン (CRL) (百万ポンド)	貸付金総額 に占める CRLの比率 %	貸付金に係る 減損費用 ¹ (百万ポンド)	貸倒率 ベース・ ポイント
パーソナル・アンド・コーポレート・ バンキング	137,212	713	136,499	1,591	1.2	199	15
アフリカ・バンキング	17,412	539	16,873	859	4.9	273	157
パークレイカード	43,346	1,835	41,511	1,601	3.7	1,251	289
パークレイズ・コア	197,970	3,087	194,883	4,051	2.0	1,723	87
パークレイズ・ノンコア	11,610	369	11,241	845	7.3	85	73
グループ・リテール合計	209,580	3,456	206,124	4,896	2.3	1,808	86
インベストメント・バンク	92,321	83	92,238	241	0.3	47	5
パーソナル・アンド・コーポレート・ バンキング	87,855	914	86,941	1,794	2.0	182	21
アフリカ・バンキング	14,955	235	14,720	541	3.6	80	53
本社	5,922	-	5,922	-	-	-	-
パークレイズ・コア	201,053	1,232	199,821	2,576	1.3	309	15
パークレイズ・ノンコア	34,854	233	34,621	345	1.0	(20)	(6)
グループ・ホールセール合計	235,907	1,465	234,442	2,921	1.2	289	12
グループ合計	445,487	4,921	440,566	7,817	1.8	2,097	47
売買目的の貸付金	2,474	n/a	2,474				
公正価値で測定すると指定された貸付金	17,913	n/a	17,913				
貸付金(公正価値で保有)	20,387	n/a	20,387				
貸付金合計	465,874	4,921	460,953				
2014年12月31日現在							
パーソナル・アンド・コーポレート・ バンキング ^{2,3}	136,544	766	135,778	1,733	1.3	215	16
アフリカ・バンキング	21,334	681	20,653	1,093	5.1	295	138
パークレイカード	38,376	1,815	36,561	1,765	4.6	1,183	308
パークレイズ・コア	196,254	3,262	192,992	4,591	2.3	1,693	86
パークレイズ・ノンコア	20,259	428	19,831	1,209	6.0	151	75
グループ・リテール合計	216,513	3,690	212,823	5,800	2.7	1,844	85
インベストメント・バンク	106,377	44	106,333	71	0.1	(14)	(1)
パーソナル・アンド・コーポレート・ バンキング ²	88,192	873	87,319	2,112	2.4	267	30
アフリカ・バンキング	16,312	246	16,066	665	4.1	54	33
本社	3,240	-	3,240	-	-	-	-
パークレイズ・コア	214,121	1,163	212,958	2,848	1.3	307	14
パークレイズ・ノンコア	44,699	602	44,097	841	1.9	53	12
グループ・ホールセール合計	258,820	1,765	257,055	3,689	1.4	360	14
グループ合計	475,333	5,455	469,878	9,489	2.0	2,204	46
売買目的の貸付金	2,693	n/a	2,693				
公正価値で測定すると指定された貸付金	20,198	n/a	20,198				
貸付金(公正価値で保有)	22,891	n/a	22,891				
貸付金合計	498,224	5,455	492,769				

石油・ガスセクターに対する貸借対照表上の正味エクスポージャーは44億ポンド(2014年:58億ポンド)、同セクターに対する偶発債務およびコミットメントは138億ポンド(2014年:126億ポンド)でした。減損費用は1億600万ポンド(2014年:100万ポンド)でした。当グループの石油・ガスセクターへの信用リスク正味エクスポージャー合計に対する「ストロング」および「サティスファクトリー」と分類される正味エクスポージャー合計の比率は97%(2014年:99%)でした。

2016年を通して平均原油価格が1バレル=30ドルにとどまった場合は、追加的な減損が約2億5,000万ポンド発生すると推定されます。また、2016年を通して平均原油価格が1バレル=25ドルに下落した場合には、追加的な減損が約4億5,000万ポンド発生すると推定されます。

1 売却可能投資およびリバース・レポ取引に係る減損費用を除外しています。

2 英国ビジネス・バンキングは現在の部門運営方法に従ってリテールからホールセールに再分類されました。2014年度の数値はこれを反映して修正再表示されており、貸付金純額84億ポンド、クレジット・リスク・ローン4億8,200万ポンドおよび減損費用4,800万ポンドがホールセールに再分類されています。

3 2014年度のPCBのクレジット・リスク・ローンは、延滞区分の査定手法をその他の住宅ローン・リスクの開示情報に合わせるために1億5,100万ポンド修正されています。

取締役の責任に関する記載

各取締役(氏名は以下に記載)は、以下について確認しています。

- ・ 取締役の知る限りにおいて、欧州連合によって採用された IFRS に準拠して作成された要約連結財務書類(英語原文 47 ページから 50 ページに記載)は、当社および連結対象会社の全体としての資産、負債、財政状態および損益について、真実かつ公正な概観を与えるものです。要約連結財務書類は、英語版年次報告書に含まれている 2015 年 12 月 31 日に終了した年度の年次財務書類と併せて読まれるべきです。
- ・ 取締役の知る限りにおいて、経営情報(英語原文 1 ページから 45 ページに記載)には、当社および連結対象会社の全体としての事業展開および業績ならびにポジション、また直面している主要なリスクおよび不確実性についての適正なレビューが含まれています。

以下の者が取締役会を代表して署名を行いました。

ジェス・ステイリー
グループ最高責任者

トゥーシャー・モーザリア
グループ財務担当取締役

パークレイズ・ピーエルシー取締役会:

会長
ジョン・マクファーレン

業務執行取締役
ジェス・ステイリー
(グループ最高責任者)
トゥーシャー・モーザリア
(グループ財務担当取締役)

業務執行権のない取締役

マイク・アシュレー
ティム・ブリードン CBE
クロフォード・ギリース
サー・ゲリー・グリムストーン
ルーベン・ジェフリー3世
ウエンディ・ルークス=ブル
ダンピサ・モヨ
フリッツ・ヴァン・パーシャン
ダイアン・ド・サン・ピクトル
ダイアン・シュエネマン
スティーブ・ティーク

要約連結財務書類

要約連結損益計算書(監査済)

継続事業	注記 ¹	2015年12月31日 に終了した年度 (百万ポンド)	2014年12月31日 に終了した年度 (百万ポンド)
利息収入純額		12,558	12,080
手数料収入純額		7,892	8,174
トレーディング収益純額		3,623	3,331
投資収益純額		1,138	1,328
保険契約に基づく保険料収入純額		709	669
その他の収益		67	186
収益合計		25,987	25,768
保険契約に基づく保険金および給付金純額		(533)	(480)
保険金控除後の収益合計		25,454	25,288
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額		(2,114)	(2,168)
営業収益純額		23,340	23,120
人件費		(9,960)	(11,005)
一般管理費		(10,717)	(9,424)
営業費用		(20,677)	(20,429)
事業の売却損ならびに関連会社および合併企業の損益に対する持分		(590)	(435)
税引前利益		2,073	2,256
税金	1	(1,450)	(1,411)
税引後利益		623	845
以下に帰属するもの:			
親会社の普通株主		(394)	(174)
その他の株主持分	9	345	250
株主合計		(49)	76
非支配持分	2	672	769
税引後利益		623	845
継続事業からの1株当たり利益			
基本的普通株式1株当たり損失 ²	3	(1.9ペンス)	(0.7ペンス)
希薄化後普通株式1株当たり損失 ²		(1.9ペンス)	(0.7ペンス)

1 財務書類に関する注記は、英語原文の51ページから54ページをご参照下さい。

2 その他の株主に帰属する税引後利益3億4,500万ポンド(2014年:2億5,000万ポンド)は剰余金に計上する税額控除7,000万ポンド(2014年:5,400万ポンド)によって相殺されています。1株当たり利益は残りの2億7,500万ポンドと非支配持分を税引後利益から差し引いて計算したものです。

要約連結財務書類

要約連結損益およびその他の包括利益計算書(監査済)

継続事業	注記 ¹	2015年12月31日 に終了した年度 (百万ポンド)	2014年12月31日 に終了した年度 (百万ポンド)
税引後利益		623	845
損益に振替えられる可能性のあるその他の包括利益/(損失):			
為替換算再評価差額	10	(476)	486
売却可能投資再評価差額	10	(251)	413
キャッシュフロー・ヘッジ再評価差額	10	(594)	1,540
その他		21	(42)
損益に振替えられる可能性のある包括利益/(損失)合計		(1,300)	2,397
損益に振替えられないその他の包括利益:			
退職給付の再測定		914	205
当期その他の包括利益/(損失)		(386)	2,602
当期包括利益合計		237	3,447
以下に帰属するもの:			
親会社の株主		45	2,756
非支配持分		192	691
当期包括利益合計		237	3,447

¹ 財務書類に関する注記は、英語原文の51ページから54ページをご参照下さい。

要約連結財務書類

要約連結貸借対照表(監査済)

		2015年12月31日 現在	2014年12月31日 現在
	注記 ¹	(百万ポンド)	(百万ポンド)
資産			
現金および中央銀行預け金		49,711	39,695
他行からの取立中の項目		1,011	1,210
トレーディング・ポートフォリオ資産		77,348	114,717
公正価値で測定すると指定された金融資産		76,830	38,300
デリバティブ		327,709	439,909
売却可能金融投資		90,267	86,066
銀行に対する貸付金		41,349	42,111
顧客に対する貸付金		399,217	427,767
リバース・レポ取引およびその他類似の担保付貸付		28,187	131,753
未取還付税および繰延税金資産		4,910	4,464
前払金、未収収益およびその他の資産		10,374	19,181
関連会社および合併企業に対する投資		573	711
のれん		4,605	4,887
無形資産		3,617	3,293
有形固定資産		3,468	3,786
退職給付資産	7	836	56
資産合計		1,120,012	1,357,906
負債			
銀行預り金		47,080	58,390
他銀行への未決済項目		1,013	1,177
顧客預り金		418,242	427,704
レポ取引およびその他類似の担保付借入		25,035	124,479
トレーディング・ポートフォリオ負債		33,967	45,124
公正価値で測定すると指定された金融負債		91,745	56,972
デリバティブ		324,252	439,320
発行債券		69,150	86,099
劣後負債		21,467	21,153
未払金、繰延収益およびその他負債		16,607	24,538
未払税金および繰延税金負債		1,025	1,283
引当金	5	4,142	4,135
退職給付債務	7	423	1,574
負債合計		1,054,148	1,291,948
株主資本			
払込済株式資本および株式払込剰余金	8	21,586	20,809
その他の剰余金	10	1,898	2,724
利益剰余金		31,021	31,712
親会社の普通株主に帰属する株主持分		54,505	55,245
その他の持分商品	9	5,305	4,322
非支配持分を除く株主資本合計		59,810	59,567
非支配持分	2	6,054	6,391
株主資本合計		65,864	65,958
負債および株主資本合計		1,120,012	1,357,906

¹ 財務書類に関する注記は、英語原文の51ページから54ページをご参照下さい。

要約連結財務書類

要約連結株主資本変動表(監査済)

	払込済株式 資本および 株式払込 剰余金 ¹ (百万ポンド)	その他の資本 性金融商品 ¹ (百万ポンド)	その他の 剰余金 ¹ (百万ポンド)	利益 剰余金 (百万ポンド)	合計 (百万ポンド)	非支配 持分 ² (百万ポンド)	株主資本 合計 (百万ポンド)
2015年12月31日に終了した年度							
2015年1月1日現在の残高	20,809	4,322	2,724	31,712	59,567	6,391	65,958
税引後利益	-	345	-	(394)	(49)	672	623
当期税引後その他の包括利益	-	-	(842)	936	94	(480)	(386)
株式発行	777	-	-	571	1,348	-	1,348
持分商品の発行および交換	-	995	-	-	995	-	995
配当金	-	-	-	(1,081)	(1,081)	(552)	(1,633)
その他の持分商品に係るクーポン支払額	-	(345)	-	70	(275)	-	(275)
優先株式の償還	-	-	-	-	-	-	-
自己株式	-	-	16	(755)	(739)	-	(739)
その他の変動	-	(12)	-	(38)	(50)	23	(27)
2015年12月31日現在残高	21,586	5,305	1,898	31,021	59,810	6,054	65,864
2014年12月31日に終了した年度							
2014年1月1日現在の残高	19,887	2,063	249	33,186	55,385	8,564	63,949
税引後利益	-	250	-	(174)	76	769	845
当期税引後その他の包括利益	-	-	2,518	162	2,680	(78)	2,602
株式発行	922	-	-	693	1,615	-	1,615
持分商品の発行および交換	-	2,263	-	(155)	2,108	(1,527)	581
配当金	-	-	-	(1,057)	(1,057)	(631)	(1,688)
その他の持分商品に係るクーポン支払額	-	(250)	-	54	(196)	-	(196)
優先株式の償還	-	-	-	(104)	(104)	(687)	(791)
自己株式	-	-	(43)	(866)	(909)	-	(909)
その他の変動	-	(4)	-	(27)	(31)	(19)	(50)
2014年12月31日現在残高	20,809	4,322	2,724	31,712	59,567	6,391	65,958

要約連結キャッシュフロー計算書(監査済)

	2015年12月31日 に終了した年度 (百万ポンド)	2014年12月31日 に終了した年度 (百万ポンド)
税引前利益	2,073	2,256
非現金項目の調整	6,753	5,620
営業資産および負債の変動	8,972	(16,765)
法人税等支払額	(1,670)	(1,552)
営業活動からのキャッシュ純額	16,128	(10,441)
投資活動からのキャッシュ純額	(8,434)	10,655
財務活動からのキャッシュ純額	(441)	(3,058)
現金および現金同等物に係る為替レートの影響	824	(431)
現金および現金同等物の純増加/(減少)	8,077	(3,275)
現金および現金同等物 期首残高	78,479	81,754
現金および現金同等物 期末残高	86,556	78,479

¹ 払込済株式資本、その他の持分商品、その他の剰余金の詳細は英語原文53-54ページに記載されています。

² 非支配持分の詳細は英語原文の51ページに記載されています。

財務書類注記

1 税金

2015年度の税額 14億5,000万ポンド(2014年:14億1,100万ポンド)は、69.9%(2014年:62.5%)の実効税率に相当するものです。実効税率は英国法定税率の20.3%(2014年:21.5%)を上回っています。これは、特に、外国為替に関連するものを含めた進行中の調査および訴訟に係る引当金に関連する特定の引当金、ならびに英国顧客への補償に係る引当金といった、税務上損金不算入の費用に起因しています。また、実効税率が英国法定税率を上回っているのは、控除対象外の税金が発生したこと、英国外の利益が英国を上回る現地の法定税率で課税されたことも理由として挙げられます。

繰延税金資産 44億9,500万ポンド(2014年:41億3,000万ポンド)は主に米国で計上された金額に関連しています。

当期および繰延税金資産および負債	資産		負債	
	2015年 12月31日現在 (百万ポンド)	2014年 12月31日現在 (百万ポンド)	2015年 12月31日現在 (百万ポンド)	2014年 12月31日現在 (百万ポンド)
当期税金	415	334	(903)	(1,021)
繰延税金	4,495	4,130	(122)	(262)
合計	4,910	4,464	(1,025)	(1,283)

繰延税金資産および負債	2015年 12月31日 (百万ポンド)	2014年 12月31日 (百万ポンド)
パークレイズ・グループ・ユーエス・インクー米国の納税グループ	1,903	1,588
パークレイズ・バンク・ピーエルシーの米国支店－米国の納税グループ	1,569	1,591
パークレイズ・ピーエルシー－英国の納税グループ	411	461
その他	612	490
繰延税金資産	4,495	4,130
繰延税金負債	(122)	(262)
繰延税金純額	4,373	3,868

2 非支配持分

	非支配持分に帰属する利益		非支配持分に帰属する株主資本	
	2015年12月31日 に終了した年度 (百万ポンド)	2014年12月31日 に終了した年度 (百万ポンド)	2015年12月31日 に終了した年度 (百万ポンド)	2014年12月31日 に終了した年度 (百万ポンド)
パークレイズ・バンク・ピーエルシー発行:				
－優先株式	343	441	3,654	3,654
－上位Tier2商品	2	2	486	486
パークレイズ・アフリカ・グループ・リミテッド	325	320	1,902	2,247
その他の非支配持分	2	6	12	4
合計	672	769	6,054	6,391

非支配持分に帰属する株主資本は、英ポンドに対して南アフリカ・ランドが下落したことによる為替換算差額の変動を主因として3億3,700万ポンド減少し、60億5,400万ポンドとなりました。

3 1株当たり利益

	2015年 12月31日 (百万ポンド)	2014年 12月31日 (百万ポンド)
親会社の普通株主に帰属する損失	(394)	(174)
その他の株主に帰属する税引後利益に係る税額控除	70	54
親会社の株主に帰属する損失合計(その他の株主持分に係る税額控除考慮後)¹	(324)	(120)
基本的加重平均発行株式数	16,687	16,329
潜在的普通株式数	367	296
希薄化後加重平均株式数	17,054	16,625
基本的普通株式1株当たり(損失)/利益	(1.9)ペンス	(0.7)ペンス
希薄化後普通株式1株当たり(損失)/利益	(1.9)ペンス	(0.7)ペンス

¹ その他の株主に帰属する税引後利益3億4,500万ポンド(2014年:2億5,000万ポンド)は剰余金に計上する税額控除7,000万ポンド(2014年:5,400万ポンド)によって相殺されています。1株当たり利益は残りの2億7,500万ポンド(2014年:1億9,600万ポンド)と非支配持分を税引後利益から差し引いて計算したものです。

財務書類注記

4 普通株式配当金

普通株式 1 株当たり 3.5 ペンスの 2015 年度の最終配当金は、2016 年 3 月 11 日現在の当社の株主名簿に登録された株主に対して 2016 年 4 月 5 日に支払われ、2016 年 12 月 31 に終了する年度に利益剰余金の配当として会計処理される予定です。2015 年度の財務書類には、当該年度に支払われた以下の配当金が含まれています。

期中の配当金支払額	2015 年 12 月 31 日に終了した年度		2014 年 12 月 31 日に終了した年度	
	1株当たり (ペンス)	合計 (百万ポンド)	1株当たり (ペンス)	合計 (百万ポンド)
最終配当金	3.5	578	3.5	564
期中配当金	3.0	503	3.0	493
合計	6.5	1,081	6.5	1,057

5 引当金

	2015 年 12 月 31 日現在 (百万ポンド)	2014 年 12 月 31 日現在 (百万ポンド)
支払保障保険 (PPI) に係る補償	2,106	1,059
その他顧客に対する補償	896	586
法律、競争および当局関連	489	1,690
余剰人員削減および事業再編	186	291
未実行のコミットド・ファンリティおよび提供された保証	60	94
不利な契約	141	205
その他引当金	264	210
合計	4,142	4,135

支払保障保険 (PPI) に係る補償

2015 年 12 月 31 日現在で、パークレイズは支払保障保険 (PPI) に係る補償費用および請求処理費用に対して累計総額 74 億ポンド (2014 年: 52 億ポンド) を引当金として認識していました。このうち 53 億ポンド (2014 年: 42 億ポンド) が取り崩され、引当金の残高は 21 億ポンド (2014 年: 11 億ポンド) となっています。

2015 年 12 月 31 日までに、顧客が開始した 160 万件 (2014 年: 130 万件) の請求¹ が受理され、処理されています。2015 年度に受理された請求件数は 2014 年度に比べ 9%² 減少しました。しかしながら、特に請求管理会社 (CMC) からの請求件数が一定の水準を保っているため、減少率は従来の予想を下回っています。

請求件数は 2015 年度も引き続き減少しましたが、減少率は過去の経験に基づいた期初の予想を下回りました。この結果、経営陣により将来の請求件数の予想が引き上げられ、2015 年度には合計 22 億ポンドの追加引当金が認識されました。引当金の見積もりは金融行為監督機構 (FCA) が 2015 年 11 月 26 日に公表した協議文書で示した提案の評価を反映しており、これが実施された場合には、将来の請求の動向に時期と件数の面で影響が及ぶとみられます。これには、2018 年とされた苦情申し立て期限がもたらす影響の見積もりや英国最高裁判所の 2014 年の判決 (Plevin と Paragon Personal Finance の訴訟) の影響に関するガイドランスが含まれています。これらの提案の潜在的影響の見積もりは困難で、協議の結果は不透明です。

引当金は経営者の重要な判断とモデリングを継続的に伴う多くの主要な仮定を用いて算出されています。

- 顧客が開始した請求件数 - 受理されたものの未処理の請求、および顧客が今後開始する請求の見積もり。後者の件数は時間の経過とともに減少が予想される。
- 積極的な回答率 - 積極的な通知郵送の結果、発生した請求件数。
- 承認率 - 審査の結果、有効であると承認された請求の比率。
- 平均補償額 - 承認された請求に関して顧客に支払われる、保険契約のタイプおよび年限に基づく予想平均支払額。
- 請求 1 件当たりの処理費用 - 有効請求 1 件当たりのパークレイズの審査および処理費用。

これらの仮定は、特に CMC の活動から生じる苦情を含む将来の請求水準に係る不確実性のため、引き続き主観的なものです。現在の引当金は PPI に係る補償のあらゆる将来的な予想費用に関するパークレイズの修正後の最良の見積もりを表しています。しかしながら、最終的な結果は現在の見積もりと異なる可能性があり、その差異が大幅な場合には引当金が増額または減額されることになります。

下表は、重要な仮定別に 2015 年 12 月 31 日までの実績データ、引当金算出に使用した予測の仮定および感応度分析を詳述し、将来の予想についての仮定が高すぎるまたは低すぎると判断した場合の引当金への影響を説明しています。

¹ これまでに受理した請求件数の合計は CMC 経由で受理したものを含まれていますが、PPI 保険証書が存在しない場合と積極的な通知郵送への回答を含めていません。

² 受理した請求の総数を示しています。

財務書類注記

仮定	2015年		感度解析 引当金の増加/減少	2014年 12月31日までの 累計実績
	12月31日までの 累計実績	将来予測		
顧客が開始した請求の受理および処理件数 ¹	157万件	73万件	5万件=1億300万ポンド	130万件
積極的な通知郵送	68万件	15万件	5万件=1,600万ポンド	68万件
積極的な通知郵送に対する回答率	28%	26%	1%=200万ポンド	28%
請求1件当たりの平均承認率 ²	86% ³	88%	1%=1,800万ポンド	79%
有効請求1件当たりの平均補償額 ⁴	1,808ポンド	1,810ポンド	100ポンド=8,700万ポンド	1,740ポンド
請求1件当たりの処理費用 ⁵	300ポンド	295ポンド	5万件=1,500万ポンド	294ポンド

- 1 これまでに受理した請求件数の合計は CMC 経由で受理したものを含んでいますが、PPI 保険証券が存在しない場合と積極的な通知郵送への回答を含めていません。
- 2 請求1件当たりの平均承認率は PPI 保険証券が存在しない場合を除いています。
- 3 平均承認率の変化は主に2015年の救済措置の増加を反映しています。
- 4 平均補償額は保険契約1件当たりベースで表示され、救済措置を除いています。
- 5 承認された苦情ベースの請求1件当たりの処理費用を示しています。

6 偶発債務および契約債務

	2015年 12月31日現在 (百万ポンド)	2014年 12月31日現在 (百万ポンド)
担保証券として差入れられた保証および信用状	16,065	14,547
契約履行保証、銀行引受手形および裏書手形	4,556	6,777
偶発債務	20,621	21,324
荷為替信用状およびその他の短期貿易関連取引	845	1,091
先日付リバース・レポ取引 ¹	93	13,856
スタンドバイ・ファシリティ、クレジットラインおよびその他の契約債務	281,369	276,315

- 1 先日付リバース・レポ取引は、過年度にはローン・コミットメントとして開示されてきました。ビジネス上、リバース・レポ取引およびレポ取引が損益を通じて公正価値で測定されるものに指定されたことを受け、新規の先日付リバース・レポ取引は IAS 第 39 号の適用範囲内となり、貸借対照表にデリバティブとして認識されています。

7 退職給付

2015年12月31日現在、当グループの全制度を通しての IAS 第 19 号(改訂)に基づく年金積立超過額は、4億ポンドでした(2014年:15億ポンドの積立不足)。当グループの主要制度である英国退職基金(以下「UKRF」といいます。)の超過額は、8億ポンドでした(2014年:15億ポンドの積立不足)。

UKRF の変動の主な要因は確定給付債務が 19億ポンド減少したことです。この減少は、割引率が 3.82%に上昇したこと(2014年:3.67%)、拠出金不足額の支払、加入者実績、ならびに特定の給付の法定基盤の変更によるものです。

UKRF の 3年毎の積立状況についての評価が、2013年9月30日付で行われ、2014年度に完了しました。同日現在の積立不足額は、36億ポンドと算定されました。次回の UKRF の積立状況の評価は 2016年9月30日に行われ、2017年度に完了する予定です。評価が行われない年度については、制度の保険数理人が積立状況の年次報告を作成しています。直近の年次報告は 2015年9月30日現在で実施され、60億ポンドの積立不足が判明しました。

合意された回収計画に基づき、拠出金の不足額 3億ポンドが 2016年度に支払われる予定です。拠出金の不足額 7億 4,000万ポンドは、2017年度から 2021年度まで毎年追加で支払われる予定であり、積立不足額が引き続き 26億ポンドを上回る場合は、2021年度の拠出金の不足額のうち最大 5億ポンドが 2017年度に支払われる予定です。これらの拠出金の不足額は、毎年発生する給付費用の当グループ負担分に対応するための通常の拠出金の他に支払われるものです。

8 払込済株式資本および株式払込剰余金

払込済株式資本および株式払込剰余金 215億 8,600万ポンド(2014年:208億 900万ポンド)は、1株 25ペンスの普通株式 168億 500万株(2014年:164億 9,800万株)で構成されています。この増加は、従業員株式制度に基づく 2億 5,300万株(2014年:3億 2,000万株)の株式発行およびパークレイズ・ピーエルシー株式配当プログラムの一部としての 5,400万株(2014年:6,500万株)の株式発行によるものです。

9 その他の持分商品

53億500万ポンド(2014年:43億2,200万ポンド)のその他の持分商品には、パークレイズ・ピーエルシーが発行した追加的 Tier 1 (AT1) 証券が含まれています。AT1 証券は、満期日が設定されていない永久債であり、CRD IVに基づくAT1 商品として適格となるよう組成されています。

2015年度には、AT1として適格である固定金利リセティング永久劣後コンティンジェント・コンバーチブル証券が1回発行されました(元本金額は10億ポンド)。

10 剰余金

為替換算再評価差額

2015年12月31日現在、為替換算再評価差額の借方に6億2,300万ポンドが計上されています(2014年:借方に5億8,200万ポンド)。この4,100万ポンドの増加(2014年:5億6,000万ポンドの借方残減少)は主に、南アフリカ・ランドおよびユーロが英ポンドに対して下落(米ドルが英ポンドに対して上昇したことで一部相殺されています)したことを反映しています。非支配持分に関連する為替換算再評価差額は、借方残4億3,500万ポンド(2014年:借方残7,400万ポンド)でしたが、これは南アフリカ・ランドが英ポンドに対してさらに下落したことを反映しています。

当年度において、為替換算再評価差額の振替による純損失6,500万ポンド(2014年:9,100万ポンドの純利益)が、損益計算書に認識されました。

売却可能投資再評価差額

2015年12月31日現在、売却可能投資再評価差額の貸方に3億1,700万ポンドが計上されています(2014年:貸方に5億6,200万ポンド)。2億4,500万ポンドの減少(2014年:4億1,400万ポンドの増加)は主に、大部分が流動性プールに保有されている国債の公正価値の変動から生じた損失3億5,000万ポンド、関連するヘッジによる損失1億4,800万ポンド、損益計算書に振替えられた純利益3億7,800万ポンド(これらの一部は、ビザ・ヨーロッパに対する持分投資の公正価値の変動から生じた利益3億9,600万ポンドおよび保険負債の変動8,600万ポンドによって相殺されています)を反映したものです。当期には、これらの項目に関連して1億3,200万ポンドの税額控除が認識されました。売却可能投資の変動に係る当該税額控除は、35.0%(2014年:19.9%)の実効税率に相当するものです。これは、英国の法人税率20.25%(2014年:21.5%)を大きく上回っています。繰延税金資産が認識されていない既存の英国の資本損失によって相殺されることになる、ビザ・ヨーロッパに係る利益を含む売却可能投資の変動に起因しています。

キャッシュフロー・ヘッジ再評価差額

2015年12月31日現在、キャッシュフロー・ヘッジ再評価差額の貸方に12億6,100万ポンドが計上されています(2014年:貸方に18億1,700万ポンド)。この5億5,600万ポンドの減少(2014年:15億4,400万ポンドの増加)は主に、金利フォワード・カーブの上方シフトによってヘッジ目的で保有する金利スワップの公正価値が3億7,800万ポンド減少したことと、ヘッジ対象取引が損益に影響を及ぼす時点で損益計算書に振替えられる利益2億4,700万ポンド(これらの一部は、6,600万ポンドの税額控除によって相殺されています)を反映したものです。キャッシュフロー・ヘッジ再評価差額の変動に係る税額控除は、10.6%(2014年:19.8%)の実効税率に相当するものです。これは、英国の法人税率20.25%(2014年:21.5%)を大きく下回っています。英国の予算案によって導入される税率変更によって関連する繰延税金負債が増加したことがその理由です。

その他の剰余金および自己株式

2015年12月31日現在、その他の剰余金の貸方残に9億4,300万ポンド(2014年:貸方に9億2,700万ポンド)が計上されています。この増加は、従業員株式制度の目的で保有する自己株式の6億200万ポンド(2014年9億900万ポンド)の正味取得(この一部は、繰延株式報酬の権利確定を反映して利益剰余金に振替られた6億1,800万ポンド(2014年:8億6,600万ポンド)により相殺されています)を反映しています。

株主情報

財務関連の日程¹

	日付
配当権利落ち日	2016年3月10日
配当基準日	2016年3月11日
株式配当価額の決定および公表	2016年3月17日
申請書または取消申請書(該当がある場合)の受領締切(ロンドン時間の午後4時30分)	2016年3月18日
配当支払日/新株の取引開始日	2016年4月5日
2016年度第1四半期の期中経営報告書	2016年4月27日

2015年12月31日に終了した年度の最終配当を2016年4月5日に終了する税務年度末前に確実にお支払いするために(これは、株主にとって有益であると私どもは考えます。)、株式配当の選択期間は通常の10営業日(配当基準日から選択日まで)から5営業日に短縮されました。日程の詳細は上記の通りですが、選択最終日(2016年3月18日金曜日)が株式配当価額の公表日(2016年3月17日木曜日)の翌日であることにご留意ください。株式配当プログラムへの参加選択や株式配当プログラムの配当預託の取り消しの手続についてご質問のある株主の皆様は、私どもの登録機関であるエクニティ(下記お問い合わせ先をご確認ください)までご連絡ください。

米国およびカナダの居住者である米国預託証券(ADR)の適格保有者の場合、普通株式1株当たり3.5ペンスの最終配当はADS1株当たり14ペンスとなります(ADS1株は4株です)。ADR預託機関は、2016年3月11日金曜日の営業終了時点で登録しているADR保有者に対し、2016年4月5日火曜日に最終配当を宣言します。ADR保有者の配当権利落ち日は2016年3月9日水曜日です。

換算レート ²	2015年	2014年	増減率 ³ (%)
	12月31日 に終了した年度	12月31日 に終了した年度	
期末—米ドル/英ポンド	1.48	1.56	(5%)
平均—米ドル/英ポンド	1.53	1.65	(7%)
3ヵ月平均—米ドル/英ポンド	1.52	1.58	(4%)
期末—ユーロ/英ポンド	1.36	1.28	6%
平均—ユーロ/英ポンド	1.38	1.24	11%
3ヵ月平均—ユーロ/英ポンド	1.39	1.27	9%
期末—南アフリカ・ランド/英ポンド	23.14	18.03	28%
平均—南アフリカ・ランド/英ポンド	19.57	17.84	10%
3ヵ月平均—南アフリカ・ランド/英ポンド	21.56	17.75	21%

株価データ

	2015年 12月31日現在	2014年 12月31日現在
バークレイズ・ピーエルシー	218.90 ペンス	243.50 ペンス
バークレイズ・ピーエルシー株式会社	168億500万株	164億9,800万株
バークレイズ・アフリカ・グループ・リミテッド(旧アブサ・グループ・リミテッド)	143.49 南アフリカ・ランド	182.00 南アフリカ・ランド
バークレイズ・アフリカ・グループ・リミテッド(旧アブサ・グループ・リミテッド)株式会社	8億4,800万株	8億4,800万株

他の情報に関するお問い合わせ先

インベスター・リレーションズ

キャサリン・マグレランド +44 (0) 20 7116 4943

メディア・リレーションズ

トマス・ホスキンス +44 (0) 20 7116 4755

バークレイズに関する他の情報は私どものウェブサイトからご確認ください: www.home.barclays

登録事務所

英国 E14 5HP ロンドン チャーチル・プレイス 1 電話番号: +44 (0) 20 7116 1000 会社番号: 48839

登録機関

英国 BN99 6DA ウェスト・サセックス ランシング スペンサー・ロード アспект・ハウス エクニティ
電話番号: (英国内から)0371 384 2055⁴ (英国外から)+44 121 415 7004

¹ これらの発表日は暫定的なものであり、変更される可能性があります。株式配当プログラムの日程に変更があった場合、www.home.barclays/dividends に掲載されます。

² 上記の平均レートは、会計上の目的で外国通貨取引を英ポンドに換算するために使用した、当年度の日次直物相場から算出したものです。

³ この増減率は、英ポンドで報告された情報が受ける影響です。

⁴ 営業時間は、英国の祝日を除く月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時30分(英国時間)です。

事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移

以下は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移である。
なお、以下の情報は、2015年3月3日に公表されたパークレイズ・バンク・ピーエルシーの2014年度年次報告書（アニュアル・レポート）からの抜粋である。

1. 事業内容の概要

パークレイズ・コア

2014年5月に発表されたグループ・ストラテジー・アップデートの一環として、当グループの活動はコア及びノンコアの各事業部門に再編されている。コア事業はパークレイズの未来を創るものであり、以下の5つの事業分野から成る。

- ・ **パーソナル・アンド・コーポレート・バンキング** (PCB) は、パーソナル・バンキング、モーゲージ、ウェルス・アンド・インベストメント・マネジメント及びコーポレート・バンキングで構成される部門である。これらの業務を通して、英国及び一部の海外市場で顧客のニーズに添えている。これらの業務を一体運営することによって、特にデジタル・チャンネル内でのプラットフォームの統合及び専門知識の活用を通じて、商品及び顧客セグメント能力、並びにコスト削減のシナジーを高めることができる。
- ・ **パークレイカード**は、消費者及び法人顧客に対し、クレジットカード及び消費者向け貸付を含む国際的な決済サービスを提供している。
- ・ **アフリカ・バンキング**事業は、リテール・アンド・ビジネス・バンキング (RBB)、ウェルス・インベストメント・マネジメント・アンド・インシュアランス (WIMI)、コーポレート・アンド・インベストメント・バンキング (CIB) という3つの主要事業、及びアフリカの本社機能で運営されている。
- ・ **インベストメント・バンク**は現在、オリジネーションを主としリターンに的を絞った市場業務及びバンキング業務で構成されている。
- ・ **本社**は、本社機能及び本部サポート機能、移行事業及び連結調整から構成されている。

パークレイズ・ノンコア

パークレイズ・ノンコア (BNC) は、パークレイズにとって戦略的に魅力がなくなった事業及び資産を集めた部門であり、これらは大きく3つの範疇に分けて管理されている。

- ・ ヨーロッパ・リテールのすべてを含む、ビジネス。
- ・ インベストメント・バンクのポートフォリオ資産及び英国コーポレートの長期固定金利ローンのポートフォリオを含めた、証券及びローン。
- ・ 取引されたレガシー・デリバティブ・ポートフォリオを含む、デリバティブ。

2. 主要な経営指標等の推移

過去5年間の主要な経営指標

【主要な経営指標等の推移】

2010年度、2011年度、2012年度、2013年度及び2014年度の主要な経営指標（IFRSに基づく）
パークレイズ・バンク・ピーエルシー

	当グループ				
	2014年 (百万ポンド)	2013年 (百万ポンド)	2012年 (百万ポンド)	2011年 (百万ポンド)	2010年 (百万ポンド)
損益計算書からの抜粋データ（注1）					
保険金控除後の収益合計	25,335	27,954	24,857	32,382	31,450
税引前利益	2,309	2,885	650	5,974	6,079
税引後利益	854	1,308	33	4,046	4,563
貸借対照表からの抜粋データ					
非支配持分を除く株主資本合計	63,794	61,009	57,067	62,078	59,174
資産合計（注2）	1,358,693	1,344,201	1,512,777	1,588,555	1,523,736
キャッシュフロー計算書からの抜粋データ（注3）					
営業活動からのキャッシュ純額	(12,091)	(25,282)	(15,121)	28,868	17,722
投資活動からのキャッシュ純額	10,661	(22,655)	(6,718)	(1,912)	(5,627)
財務活動からのキャッシュ純額	(1,414)	6,260	(1,923)	(5,750)	1,123
現金及び現金同等物一期末現在	78,479	81,754	121,896	149,673	131,400
その他					
当期包括利益／（損失）合計	3,492	(3,279)	(1,292)	4,840	4,500
平均従業員数（注4）	135,300	140,300	143,700	149,700	151,300

(続き)

	当行				
	2014年	2013年	2012年	2011年	2010年
	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
損益計算書からの抜粋データ (注1)					
保険金控除後の収益合計					
税引前利益					
税引後利益					
貸借対照表からの抜粋データ					
非支配持分を除く株主資本合計	56,712	52,978	45,300	50,759	50,045
資産合計 (注2)	1,265,756	1,315,189	1,490,702	1,602,603	1,536,290
キャッシュフロー計算書からの抜粋データ (注3)					
営業活動からのキャッシュ純額	(7,862)	(26,356)	(4,256)	26,250	13,075
投資活動からのキャッシュ純額	4,066	(24,424)	(9,286)	(475)	(5,422)
財務活動からのキャッシュ純額	(1,012)	6,650	(4,264)	(4,215)	1,942
現金及び現金同等物一期末現在	60,728	66,355	107,664	128,572	109,009
その他					
当期包括利益／(損失) 合計					
平均従業員数 (注4)					

(注1) 2006年会社法第408条(3)に基づき、2010年度、2011年度、2012年度、2013年度及び2014年度について親会社の損益計算書は表示されていない。

(注2) 2013年度及び2012年度の当グループ及び当行の比較数値は、IAS第32号(改訂)の適用を反映するために修正再表示されている。2011年度及び2010年度の当グループの比較数値は、IAS第32号(改訂)及びIAS第19号「従業員給付」(2011年改訂)の適用を反映するために修正再表示されている。2011年度及び2010年度の当行の比較数値は、2014年5月30日に関東財務局長に提出したパークレイズ・バンク・ピーエルシーの有価証券報告書において開示されたものであり、修正再表示されていない。

(注3) 2013年度の比較数値は、IAS第32号(改訂)の適用を反映するために修正再表示されている。2012年度、2011年度及び2010年度の比較数値については、修正再表示した数値がパークレイズ・バンク・ピーエルシーの2014年度年次報告書において開示されていない。上表に掲載されている2012年度、2011年度及び2010年度の比較数値は、2014年5月30日に関東財務局長に提出したパークレイズ・バンク・ピーエルシーの有価証券報告書において開示されたものであり、修正再表示されていない。

(注4) 当行の従業員数は不明である。従業員数については、当グループの従業員数を参照のこと。

無登録格付に関する説明書 (スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービスズ)

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービスズ

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第5号）

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（<http://www.standardandpoors.co.jp>）の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」（<http://www.standardandpoors.co.jp/unregistered>）に掲載されております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービスズ（以下「レーティングズ・サービスズ」）の信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、発行体または特定の債務が債務不履行に陥る確率を示した指標ではなく、信用力を保証するものでもありません。また、信用格付は、証券の購入、売却または保有を推奨するものでなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものでもありません。

信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。

レーティングズ・サービスズは、信頼しうると判断した情報源から提供された情報を利用して格付分析を行っており、格付意見に達することができるだけの十分な品質および量の情報が備わっていると考えられる場合にのみ信用格付を付与します。しかしながら、レーティングズ・サービスズは、発行体やその他の第三者から提供された情報について、監査・デューデリジェンスまたは独自の検証を行っておらず、また、格付付与に利用した情報や、かかる情報の利用により得られた結果の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。さらに、信用格付によっては、利用可能なヒストリカルデータが限定的であることに起因する潜在的なリスクが存在する場合もあることに留意する必要があります。

この情報は、平成27年7月1日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

以上

無登録格付に関する説明書 (ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク)

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：ムーディーズ・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第2号）

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（<http://www.moodys.co.jp>）の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ）にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下、「ムーディーズ」という。）の信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っておりません。

ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。

この情報は、平成27年7月1日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

以 上

無登録格付に関する説明書 (フィッチ・レーティングス)

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：フィッチ・レーティングス（以下「フィッチ」と称します。）

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第7号）

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ (<http://www.fitchratings.co.jp>) の「規制関連」セクションにある「格付方針等の概要」に掲載されております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

フィッチの格付は、所定の格付基準・手法に基づく意見です。格付はそれ自体が事実を表すものではなく、正確又は不正確であると表現し得ません。信用格付は、信用リスク以外のリスクを直接の対象とはせず、格付対象証券の市場価格の妥当性又は市場流動性について意見を述べるものではありません。格付はリスクの相対的評価であるため、同一カテゴリーの格付が付与されたとしても、リスクの微妙な差異は必ずしも十分に反映されない場合もあります。信用格付はデフォルトする蓋然性の相対的序列に関する意見であり、特定のデフォルト確率を予測する指標ではありません。

フィッチは、格付の付与・維持において、発行体等信頼に足ると判断する情報源から入手する事実情報に依拠しており、所定の格付方法に則り、かかる情報に関する調査及び当該証券について又は当該法域において利用できる場合は独立した情報源による検証を、合理的な範囲で行いますが、格付に関して依拠する全情報又はその使用結果に対する正確性、完全性、適時性が保証されるものではありません。ある情報が虚偽又は不当表示を含むことが判明した場合、当該情報に関連した格付は適切でない場合があります。また、格付は、現時点の事実の検証にもかかわらず、格付付与又は据置時に予想されない将来の事象や状況に影響されることがあります。

信用格付の前提、意義及び限界の詳細にわたる説明については、フィッチの日本語ウェブサイト上の「格付及びその他の形態の意見に関する定義」をご参照ください。

この情報は、平成27年7月1日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記フィッチのホームページをご覧ください。

以上

早期償還条項付 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建債券

商品内容確認書

特殊なリスクを内包する債券のご提供にあたり、ご確認いただくリスクおよびご留意事項について、正しくご理解いただいていることを確認させていただく書面です。

本取引の内容等を十分ご理解の上、お取引いただきますようお願いいたします。

■ 投資経験について

本債券は、通常の債券に比べ複雑な商品性を有しております。本債券の商品性を理解する投資経験をお持ちであること。

■ リスクについて

信用リスク

本債券の発行者や、本債券の元利金の支払いを保証している者の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いの停滞若しくは支払不能の発生または特約による元本の削減等がなされるリスクがあること。

なお、金融機関が発行する債券は、信用状況が悪化して破綻のおそれがある場合などには、発行者の本拠所在地国の破綻処理制度が適用され、所管の監督官庁の権限で、債権順位に従って元本や利子の削減や株式への転換等が行われる可能性があること。ただし、適用される制度は発行者の本拠所在地国により異なり、また今後変更される可能性があること。

価格変動リスク

償還前の本債券の価格は、金利および対象銘柄の株価水準の変動等の影響を受けるため、償還前に売却する場合には投資元本を割り込み、損失が生じるおそれがあること。また、市場環境の変化により流動性（換金性）が著しく低くなった場合、売却することができない可能性があること。

早期償還リスク

本債券は、一定の条件が満たされた場合、いずれかの早期償還日に本債券の額面でそのすべてについて償還され、当該償還の日から後のかかる満期償還日前の償還がなされなければ受領するはずであった利息を受領することができなくなる場合があること。さらに、かかる満期償還日前の償還の時点での一般実勢レートで再投資した場合に、かかる満期償還日前の償還がなされない場合に得られる本債券の利息と同等の利回りを得られない可能性があること。

中途売却リスク

本債券は金融商品取引所その他の日本国内外の取引所に上場されておらず、また満期償還金額及び売却金額は償還対象株式の市場価格に連動すること等から、流動性（換金性）が

低く、本債券の買手を見つけることが困難であるため、当社は原則として本債券の償還期日前の途中売却を受け付けていないこと。

元本リスク

本債券は、期中に早期償還の適用を受けず、かつ観察期間中の対象銘柄の株価が一度でもロックイン判定水準以下になり、最終償還判定日における対象銘柄の後場終値が当初価格未満であった場合、満期償還時に現金でなく対象銘柄を受け取ることとなるため、満期償還額は当初投資された額面金額を下回る（最小でゼロとなる）可能性があること。

利率変動リスク

本債券の利率は、初回利払日に支払われる利息については固定利率が適用されるが、次回利払日以降に支払われる利息については、対象銘柄の株価の水準により適用される利率が変動すること。

想定損失について

本債券は、対象銘柄の株価の変動に連動して利金および償還金のお受取金額が変動する仕組みを組み入れております。「満期償還時の想定損失額」および「中途売却時の想定損失額」について確認・理解し、特に以下に掲げる事項について、十分に理解したこと。

- ① 本商品に影響を与える主要な金融指標等の水準の推移等から想定される損失額
- ② 想定した前提と異なる状況になった場合、更に損失が拡大する可能性があること
- ③ 本商品を中途売却する場合の売却額（中途売却価格）の内容
- ④ 実際に本商品を中途売却する場合には、試算した売却額より下回る可能性があること

■ 商品内容のご理解について

本取引に関し、対象となる金融指標等を含む基本的な仕組みやリスクについて、十分に理解したこと。

■ 資産運用に対する考え方について

本取引により想定される損失額（中途売却した場合の中途売却価格を含む。）を踏まえ、許容できる損失額及び資産の状況への影響に照らして、取引できる契約内容であること。

■ お客様の投資目的・意向との適合性について

本債券は、上記の通り元本リスクのある商品であり、元本の安全性を重視するお客様については本債券は必ずしも適合するものではありません。本取引に関しては、お客様の投資目的・意向をお客様自らにおいて確認し、本債券の商品内容及びリスクを勘案のうえ、自らの投資目的・意向に適合するか否かについて十分検討したうえで、本債券の購入判断をしていること。

以上